

「NPOと自治体による 先進的構造改革」

—地域社会のリーダーたちの実践とその成果—

第1号



発行

龍谷大学大学院 NPO・地方行政研究コース

発刊にあたって

地方分権時代を迎えて自立と自己責任を基本とする地方自治の実践が地域社会において切実に求められています。中央集権によって地域社会は本来の活力を失ってきました。また公共サービスに過度に依存することで人々から社会的連帯と問題解決能力が失われてしまいました。そのような閉塞感を打破して、地域社会に住む人々が自らの能力を十分に生かし、安心して豊かな人生を歩むことができる地域づくりをすすめる基礎は、これまでならばであった住民・NPOと行政、そして企業の三者が協働・連携して共通の社会的公共活動の基盤を造り、行政に集中してきた公共活動を地域社会全体が担うものに代えて行くことでしょう。しかしそれはどのようにして実現できるのでしょうか。またその変革を支える地域社会が求める人材は、誰がどのように育て磨きあげるのでしょうか。

龍谷大学ではこのような時代的要請に応じて、大学院において職業的教育と研修を内容とする「NPO・地方行政研究コース」を2003年度に開設しました。このコースでは地域社会が求める新たな人材像を、NPOと地方行政の双方で協働型社会づくりの指導的役割を果たすことができる「地域公共人材」と定義しています。そのような人材像に対応してこのコースでは、一般の学部卒業生と社会人を受け入れるだけでなく、大学と個別の「地域連携協定」を結んだ地方自治体とNPOから推薦によって一定数の現職の職員を授業料全額免除で受け入れ、夜間と土曜日中心の講義の受講によって1年間で修士号を認定する制度を設置して、地方自治体とNPOが共通の意識や資質を持つことができるような場を造っています。

本書は、そのような龍谷大学大学院のNPO・地方行政研究コースにおける特色ある講義科目である「地域リーダーシップ研究」（全国の先端的地方自治体の首長やNPOの代表による講演と討議）と「先進的地域政策研究」（全国の先進的政策を進めている自治体・NPOの責任者からその内容について具体的講演を受け討議する）の招待講演の中から、特に地方分権時代における市民自治と協働型社会にかかわるものを選別して収録したものである。

本書が分権時代の市民自治と地域マネジメントの資料として活用されることを祈念するものです。

NPO・地方行政研究コース 運営委員長
高田 信良

Contents

発刊にあたって

NPO・地方行政研究コース 運営委員長 高田信良

1 第1部 協働と市民自治を

—地方自治体の先端的行政—

近江八幡市・コンプライアンス条例	須田智廣	1
官治行政に頼らない実践的自治の展開	高橋彦芳	23
条例によるまちづくり	森 貞述	39

2 第2部 市民が主体となる地域づくり

—NPOの多様な挑戦—

支援から協働へ—三重県のNPO行政最前線—	出丸朝代	51
みあこネットの問いかけ—どこでも公衆インターネット社会への挑戦—	高木治夫	67
愛知万博と21世紀の市民社会	谷岡郁子	81
菜の花プロジェクト—協働型の地域循環社会をめざして—	藤井絢子	101
風車による町おこし	三上 亨	115

(掲載は五十音順による)

第 1 部

協働と市民自治を

—地方自治体の先端的行政—

近江八幡市・コンプライアンス条例
官治行政に頼らない実践的自治の展開
条例によるまちづくり

須田智廣
高橋彦芳
森 貞述

近江八幡市・コンプライアンス条例

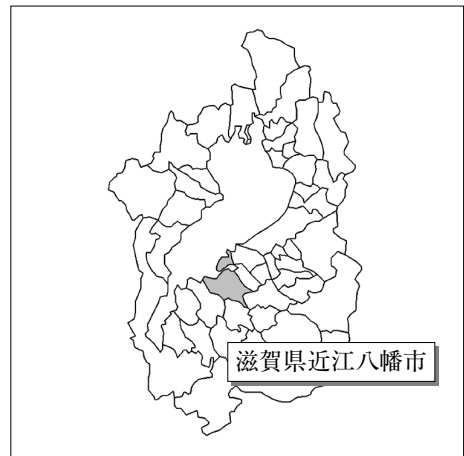
滋賀県近江八幡市総務部長

須田 智廣

須田 智廣 (すだ ちひろ)

近江八幡市は、滋賀県琵琶湖の東岸の通商の要衝として豊臣秀次によって開港された。近江商人の本拠地の町として知られ、琵琶湖沿岸の水郷の自然景観と歴史的景観、さらには近代のヴォーリズ設計による建築群を含む町並み等を生かした景観都市づくりが進められている。八幡堀、琵琶湖の内湖である西の湖水郷地帯、長命寺、沖の島などの景勝地が有名。面積は約77km²、人口は68,777人（2004年12月）。特産品は、近江米、近江牛、赤こんにゃく等。全国で初めてコンプライアンス条例を制定し、透明な市政の実現を目指している。

須田氏はコンプライアンス条例の制定と運用で中心的役割を果たしてきた近江八幡市の幹部職員。



近江八幡市は琵琶湖東岸にある6万8000人の市でございます。

これから御説明申し上げる近江八幡市コンプライアンス条例につきまして、その概要と条例の策定と実施についてお話をしたいと思います。

まちづくりの基本姿勢

まず近江八幡市のまちづくりについて、最初に申し上げます。

近江八幡市では平成13年度の「第三次総合発展計画」の中で、環境、情報、協働をまちづくりの三つのキーワードにいたしております。

良いまちを作ろうということで取組みを進めているところでございますが、これまで、他の自治体もそうだと思いますが、や

やもするとインフラ整備といいますか、社会基盤整備に私どもも力を入れておりました。しかしこれからは、近江八幡市におきましては、インフラ整備が重要なことは言うまでもございませんが、市政の重心をハードからハートへという発想で、心の通う仕組みによる運営に移して考えてみようということで進めております。一人でも多くの市民に、近江八幡が大好きだよとってもらえるようなまちづくりを進めてようという考え方でおります。

市長が毎年行動指針を決めて、それを年度始めにスタートさせているわけですが、15年度には4項目の行動指針をつくり、サイレントニーズに応えるといいますか、社会の隅々まで光をあてるというような考え方を基本におきました。

まず、市民サービスにおいてはスピードと行動と、クオリティーを進めるということを目指してまいります。

次は気構えでございますが、自立と先導ということを目指しています。常に進取の気象を養いまして、地域社会のための自立と、あるべき姿への先導という役割を我々職員が果たすということでございます。

次に姿勢でございますが、これまでややもすると市役所のカウンター越しに市民と対話をしていまして、いわゆる Over The Counter だったのです。これからは Without Counter ということでカウンターを取っ払って市民とともに行政運営を、という姿勢を進めることとしております。

このような考えで、私たち近江八幡市では行政を進めております。

条例づくりのきっかけ

さて本題でございますが、コンプライアンス条例についてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、条例制定のきっかけでございます。我々は公務員でございますから、法を守って仕事をするのが当然でございますし、前提でございます。しかし、法を守って仕事をしていますか、ということを経日問い返すといえますか、そういったことが本当にできていたのだろうか。もしかして守られていないのではないかとこのころがありまして、実はそこにコンプライアンス条例制定のきっかけがあったわけでございます。

最近では、とりわけ企業ではコンプライアンスという言葉がよく使われます。我々がコンプライアンス条例をつくる前から、銀行、証券会社など金融関係では特にコンプ

ライアンス部門というのを設けまして、社内企業のチェック体制をかなり厳しくしているようでした。しかし、皆様もご存知かと思いますが、雪印乳業では3年前に品質管理問題が発生しました。また三菱自動車工業がリコールを怠っている、というような隠蔽問題がございましたし、最近では食肉の偽装事件ということもございました。雪印食品では会社を解散するという事態にもなりました。

これら幾つかの企業の例をみましても、企業倫理というのはあったはずなのですが、しかし現実には、会社のため、あるいはその部門の業績向上だけに目がむいて、事業がちょっと曲がった方向に進められたということだったのでしょいか。

ところで、自治体ではどうなんだということですが、私どもにも幾つかの不祥事ございました。自治体でコンプライアンスを疎かにするということになると、公金、いわゆる皆さんの税金ですよね、それが不正に支出されるということになりかねません。また、公平な行政執行が妨害されるというケースもできます。

その結果、仮りに近江八幡市で不祥事が起きたとしますと、近江八幡市だけでなく、お隣の市役所ですとか、あるいは県内、あるいは全国の公務員が同じ目で見られる。「やっぱりな」ということを言われかねません。そういったことから行政全体への不信を招く、それが最大の問題点でございます。

私どもの場合も、条例制定の直接のきっかけは不祥事の発生でございました。

例えば、平成10年の前市長の収賄事件でございます。それから病院職員への恐喝事件、この場合、恐喝した本人は、病院だけでなしに役所の方の職員に対しても恐喝し

ておりました。20年くらい前からありまして、対象とされた、まあ狙いを付けられた職員は10人くらいおりました。最終的には職員皆が、やっぱり組織で取組もうよ、というところから被害届をだして逮捕に至った、そういう経過でございます。

狙いを付けられた職員に関しては、本当に気の毒なことなんですが、長い間どうしても組織としての取組みが出来ないまま、個人で、自分で悶々として悩んでるんですね。恐喝者側は、こいつはいけると狙いをつけた場合には朝から晩までやってくる。で、もういい加減たまらないということで相手の話に乗ってしまう。そういうことから事件に繋がっていくということがございました。

また、これも市民病院なんですけど、資金運用上における不適切処置ということがありました。当然、公金ですから安全有利な管理が原則でございます。その不適切な処置といいますのは、それまでリスクの高い、例えば信託でありますとか、そういう物を買っておりました。それに対して、安全有利な管理が公営企業の原則でございますから、リスクの高い物へ投資していたものを即刻、個別外部監査契約に基づく契約管理の条例というのを作りまして、これも公認会計士によります外部監査に切り替え、きちんと処理をして、資金の運用に関する要綱等をつくりました。それ以降、これに基づいて運用をしているところです。これら度重なる不祥事というのが、コンプライアンス条例制定の直接的なきっかけでございまして、川端市長が不当要求に屈しない、職員個人で悩まない健康な市役所をつくらうということになったのでございます。

一方、地方行政運営の背景に地方分権ということが求められています。我々6万8千の市でも、自主性・自立性ということがこれからは求められます。また自己決定、自己責任ということで、自前でやらなくてはいけないというようなことが出てまいりました。

住民に身近な行政運営を進めるうえで、住民参加を基本としたアカウンタビリティ＝説明責任というような視点が大切になっております。そこでコンプライアンスについても、より透明性、公平公正性を高めるということから、職員の説明責任をもり込んだ条例を策定しようということになりました。

条例にいたる経過――

最終目標は「開かれた市政」

次に、条例という形式にしたきっかけでございまして。

「なぜ条例にしたんだ」ということなんですけど、要綱でもまあよろしかったわけです。例えば、不当要求だけであれば、不当要求対策要綱、これは色んな自治体でも作られておりますし、私どもも最初は要綱という考え方をしておりました。しかし、あえて条例にさせていただきました。その理由についてですが、コンプライアンス条例の制定に至るまでの間に、「情報公開条例」の施行が平成11年の10月にあります。

この「情報公開条例」の特色としましては、私どもは情報公開の請求権を全ての人といたしました。近江八幡市の市民以外の人も請求権をもつ。ですから北海道から請求されても情報公開します。

それからもう一点は、情報公開の運営に関しまして、審議会を持っており、情報公

開条例の運営上の問題があれば、そこで審議してというようなことをしております。

情報公開条例の目的などについては、申すまでもないことですが、市の保有する情報の公開を図りまして、行政の諸活動を市民にきちんと説明して責務をまっとうしていくということでございます。

私どもでは何人（なんびと）にも請求権を与えるということで、情報公開条例を平成11年10月からスタートさせましたが、それにあわせ同時に、個別外部監査契約に基づく外部監査に関する条例の施行もスタートとしたということでございます。

さらに、ISOの9001を12年の2月に取得しました。ISOと申しますと、自治体でISOを取得しているのは数少ないようで、岐阜県にも1箇所あるようです。後ほど申しあげようと思ったんですが、本年度の2月にISOの14001、環境ISOでございますけども、それも取得いたしました。

なぜ自治体で品質マネジメントシステムを取得したのかということですが、これも開かれた市政運営ということで、条例化項目の1つとしてあげておきましたが、市民の視点に立った開かれた行政運営ということになると思います。

ISOとは、品質保証、品質マネジメントシステムでございますから、それを行政の中にどう位置付けるかということですが、それは公平公正な職務の執行、また品質水準の向上、業務の標準化、マニュアル化ですね、そういったところにISOの理念をいかしています。簡単にいえば業務の標準化がされているわけです。

そのような標準化ができていれば、例えば職員間で若い職員さんであれば、事務を

引き継ぐ必要性がないんです。極端な話をすれば、業務が何々業務、何々事務ということで、一つひとつの手順が書いてあります。手順に基づいてそれがなされているかどうかについては審査者がおりまして、審査者は所属長なんですが、課長が審査しますということです。

そういったISOの認証取得によりまして何が変わったかと申し上げますと、実はあまり見えてないんですね。よく市議会なんかでも言われるんですが、「何が変わったんだ」「職員の勤務時間が増えたじゃないか」。

実は増えたんです。それはなぜかといいますと、やっぱりその事務に追われるんですね、当初は。

マニュアルを作らなくてはいけません。各課に相当分厚いのが2冊ありますが、それをまず全員がつくらなくてはいけなかったわけです。

ISOの中には教育訓練にはじまり、クレーム処理、是正処理というプロセスが事細かに入っておりますので、その日にあったこと、その日のクレーム処理をどうしたか、全部それらを記録に残さなくてはならない。このISOは記録に残すということからスタートしておりますので、そういったことで少し事務が増えましたけども、それはひいては先ほど申し上げましたとおり、市民サービスの維持向上、誰がやったとしても変わらないですよ、ということを最終的な目的にしておりますので、「誰々さんがいないから、今日はちょっとわかりません」「誰々さんが今日は出張ですから、また明日にして下さい」というような受け答えはやめましょうということでISOを取得いたしました。

また、環境ISO 14001の方では、行政の効率化を図っていきこうことから取得いたしま

した。市民の皆さんにも市内での取り組みをみていただいて、家庭の方でも環境 ISO に参加して頂いたらどうだろうということを考えております。

以上、コンプライアンス条例に至るまでの色々な条例、情報公開条例、あるいは外部監査条例、ISO の認証取得ということで、この間近江八幡市として取りくんできた経過を話させて頂いてきました。

これらは全て開かれた市政運営につながっているということでございます。

したがって、コンプライアンス条例も、要綱ではなく条例にしたというのは、より開かれた公平公正な市政運営というのが一つの目的でございます。

先ほど申しましたように、開かれた市政運営ということではこれまでも幾つか取り組みを進めております。加えて建設工事、行政の公共工事の入札にあたりまして、予定価格と最低制限価格を事前に公表しております。これも職員が巻き込まれる贈収賄事件、つまり競売入札妨害事件が昨年 9 月に事件がおきたことがきっかけです。入札価格を知りたいがために職員に近づいてくるという業者がいたわけですから、それではこれをオープンにしまえ、ということでオープンにしました。予定価格が分かっていますから、もう予定価格を外れて入札に応じましたら、その業者には指名停止というペナルティーを課します。

また、会議の公開についてもこの 5 月から要綱をスタートしております。パブリックコメントの実施についてもこの 5 月から要綱をスタートさせました。

残念ながらパブリックコメント等については、案件がございませんので、まだ要綱をスタートしたところでございます。この

ような取り組みが行政の革新度ということで日本経済新聞の調査にも反映されました。

もう一点ですが、条例にすれば議会で議論が出来るんです。我々の議会は、生中継で市民に放映しております。議場でのやり取りは、市民はテレビをつければ、全部聞き取ることが出来るということでございまして、議会の議論が反映できるということで条例にさせていただきました。

要綱はあくまで行政内部の執行基準＝ルールですから、議会には提案いたしません。条例を策定しますには議会に提案いたしますから、それぞれ議員さんも関心を持たざるを得ないということです。以上のように市民にも一定の責務を課すものでもあり、そういったことから、条例とさせていただきます。

条例のいくつかの特徴点

さて、条例の目指すものについてでございますけれども、これまでも申しあげました法令順守の精神ということで、リスクを回避しようということが全てでございます。

法令に抵触する施策や条例、あるいは市民の福祉の向上に沿わない、公正、公平に反する施策等は市民の理解が得られません。また、そのようなことを行なった場合の行政のリスクということが考えられます。リスクを負うといった事態を避けるためにこの条例を定めたわけでございます。また、説明責任、職業倫理の高揚、情報提供も目的といたしました。

私どもは公務員であって、公務に関してプロであるという意識をもって、その内容については誰にでも説明が出来るということ条

例にも謳ってます。きちんと説明をし、理解して頂ければ、トラブルは起きないでしょうということからそうさせて頂いております。心構えやら、職員の職業倫理の高揚ということを求めているところです。

それから、この条例のなかでは不当要求のことも多く触れております。

不当要求については、要綱か条例かというポイントと同じく、議会でも大いに議論があった点なんです。「我々議員のこれまでの行動というか、色んな事を要求することは不当要求か。大きな声出したらどうなんだ」という声がございました。もちろん、市民の言動を制約する趣旨で条例を制定するということではございませんから、市政が市民自らのものであることの延長上におくということ、制度、政策的な用語であるということと理解して頂くよう申しました。もちろん暴力行為による特定の業者等を有利に扱うようにすることは、不当要求であると考えているところでございます。

いかに行政のなかに不当要求等が多いかということでございますが、お手元に行政対象暴力に関するアンケート結果ということで資料をお配りをさせていただきました。この資料は、日本弁護士連合会の民事介入暴力対策委員会や警察庁が調査をされたものでございます。745の自治体にアンケートを配りまして、回答が630自治体からございました。

このなかで総務担当、公共事業担当、環境担当、福祉担当、不動産担当というような5部門でアンケートを実施されております。行政のなかでは、ただいま申しあげました部門が非常に不当要求を受けやすい、また許認可関係の仕事が多いというところから調査の対象とされたのです。

不当要求の内容について、少し申し上げますと、一番多いのは物品購入や機関紙の購入、俗にいう右翼等ですね、どこから掲載したような記事で新聞を送ってきて、その購読料が何万円もすると。それを一方的に送ってきて、後でお金だけ徴収する。「取っていただきましたね」そういうやり方なんですね。

また、物品購入の本ですね、多いのは。勝手に郵送で送ってくる、そして購読料は何処そこへという感じですね。直接の物品販売というのは少ないです。

次は、公共工事の受注業者の行政指導。あるいは許認可等の決定。公共工事の入札と下請けの権利等というような形で、不当要求の発生しやすい項目があげられております。

不当要求に応じた理由という調査もございます。なぜ不当な要求とわかっていながら応じているのか、ということがこのアンケート結果にもでております。

一番上のところに、「威圧感を感じたから」。当然ですね、長時間にわたってやりますから。しまいには嫌になってきます。

つぎに「トラブルが拡大するのを避けた」あるいは「報復をうける危険性があると思った」。言葉の端々にそういったニュアンスがありますから。

また「対応に不慣れであった」。結局、皆個人で対応しているわけですね。あるいは1人、2人でやっているんですね。それで「組織的な対応ができなかった」ということです。

こういったことがこれまでの対応の結果です。

私どもの場合もそうでした。ですから条例の中で組織的対応というものも謳っております。この中ではそれぞれ不当要求対策

委員会、あるいは不当要求対策リーダーというものを設けます。

次に、コンプライアンス条例には、もう一つ、内部から通報を出すという、内部告発をあげさせて頂きました。私は内部告発はあまり好きではございません。しかしながら、そういった体制を作っておく必要があるだろうということで、条例には外部の方々に入っているコンプライアンス委員会へ通知ができるようになっていきます。

といいますのは、例えば市長であるとか、助役であるとか、収入役であるとか、どこそこの部長であるとか、そういった人が不正とわかりながら仮にやった場合についてですね、なかなか上司にいえるものではありません。

「課長、実は市長は大変なことをやっています」、そんなことはなかなか言えません。

そういったことから、コンプライアンス委員会の委員さんには、龍谷大学の富野教授にもなって頂いております。そういうことがあれば、委員さんへ電話を入れることができるようになっていきます。電話を入れて、その人が例えば人事異動等で不利益を受けてはいけませんから、規則のほうでは17条にございますけども、通知者への配慮ということをしてしております。法を遵守するという風土を作るために、内部告発のできる、あるいは通知の出来る体制をとらせて頂きました。決して人を陥れるものではないということでございます。

またコンプライアンス・マネージャー、これは内部から通知、通報が出来るという体制のなかで、まずは気軽に相談出来たらということで、コンプライアンス・マネー

ジャーを配置しております。通常フロアと違いまして、コンプライアンス・マネージャーに県職員と、それから県警からお1人、ということで2名のコンプライアンス・マネージャーですが、次長級の人達で、一つの部屋にお2人で入っていただいております。

もちろん入り口はオープンにしておりますから、問題があれば職員がいつも相談が出来るという体制にしております。相談の内容等につきましては、後ほどコンプライアンス・マネージャー方から、導入の効果というところで、お話を頂きます。

条文の概要について

条例の概要を少し申し上げます。

まず、第1条関係でございますが、そこにはコンプライアンス条例の目的が書いてございます。市長等三役を含めましたので、市長等を含む本職員の業務遂行における法的遵守体制に対して必要な事項を定め、公正な職務の遂行を確保するために、必要な措置を講ずることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的としております。

また、2条関係では、職員の基本的な心構えということであげさせて頂きました。先ほども申し上げましたけども、公正な職務の遂行に当たるということを条例に明記してありまして、市民に対して業務についての説明と理解を得るように務める、あるいは積極的に情報提供するということを明記をしました。

また3条ですが、職務の責務ということで、いつでも誰にでも説明できるように整理して

おくということです。このことによって不当要求行為等に対して、きちっと対応できるということでございます。不当要求については、拒否するように規定もしています。それから、次に不当要求行為等があった場合の報告等についてでございます。

組織的な対応については、先ほど申し上げましたが、3条、4条関係で出ております。

不当要求行為等があった場合には、直ちに上司、又は所属長に報告しなさい。

また、報告を受けた所属長は必要な措置を講じ、当該報告内容に不当要求行為等があったと認めるときは、規則で定める不当要求行為等対策委員会に通知するというふうにしております。組織的な対応を謳っております。

それから、第5条では庁内体制等の整備について。

また、第6条ですが、市民等の責務を謳ってます。市民には公正、かつ適正な手続による行政運営の確保のために、市民の役割を積極的に果たすよう求めるといものが1点。また、何人も本市職員に対し、公正な職務の遂行を損なう恐れのある行為を求めるとや、暴力行為等、社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為等を禁止するというにしております。

そして7条、8条では、コンプライアンス委員会の設置ということで、庁内の委員会、そして、それだけに終わらずに、法令順守体制の確立ということで、外部委員会を設置をしております。外部委員さんに5名、外部委員会を大学の先生、弁護士さん、女性の代表のかた、県警のOBの方等で構成をさせて頂いております。

次に不当要求行為の行為者への警告とい

うことを9条で規定しております。不当要求行為ということで、コンプライアンス委員会で認められた場合について、不当要求行為等の行為者にたいして、市長は警告、公表等を行なうことができるというふうにしております。不当要求行為であるかどうかというのは、このコンプライアンス委員会で判断する、そのようにしております。庁内で不当要求行為と判断するだけだと、それは市民の誤解を招く恐れがあります。不当要求行為に近いのちやうかということとは、当然、不当要求等対策委員会に出されますけども、対策委員会を開いてコンプライアンス委員会に報告するという仕組みにしております。不当要求行為かどうかということはコンプライアンス委員会で判断をして頂くということにしております。

次に、10条では、実は市会議員は対象外といたしました。当初は市会議員もこのコンプライアンス条例で守りましょうということで加えておりましたが、斡旋行為による利得等の処罰に関する法律ができました。地方議員も加えられました。そういったことから、コンプライアンス条例では外させて頂いたわけでございます。以上、条例の概要を申しあげました。

この条例の特徴と致しましては、外部コンプライアンス委員会を設置している、そして、その判断によって、例えば建設業者が職員等に不当要求行為をしてきた場合に、市長が指名停止といったことを出来るようにしている、あるいはその氏名を何々業者ということで公表できる、こういったことが特徴的な部分ではないかと思えます。

この条例をいかに定着させるか

こうして、条例を色々な経過の中から作って参ったわけでございますが、ただ条例を作ったから守りなさい、市民の皆さんも守ってください、とってなかなか守ってもらえるわけでもないと考えておりますし、それでは不十分だろうと思っております。

職員には年に数回、研修を実施しておりますけれども、実効性が低いといったことも考えられます。そのために昨年度からでございますが、4月、10月をコンプライアンス月間というふうに位置づけまして、条例、法律そういったことに照らして、いま現在、仕事が間違っていて執行されていないかどうか、誤っていないかどうか、点検して下さい、そういう月を設けております。また潜在している不当要求、また一人で悩んでいる職員がいないかどうかということにつきましても、不当要求対策リーダー会というのを概ね2ヶ月に1度開いています。

コンプライアンス月間の時にも、調査票にそういったことがなかったかどうかということであげていただいて、その後それをまとめまして、対策委員会の中で情報の共有化しております。もし仮に、何々部でそういったことがあれば、それは庁内全体で取組もうじゃないかというふうにしてるところでございます。各部、あるいは各課の問題を庁内全体ということで取り組みをしているわけです。

しかし、年に数回、こういった研修か、あるいはこういった会議をもつ、あるいは月間を設けてやるということだけではまだまだ職員の間定着するのは難しいだろうという懸念がございます。コンプライアンス

という概念が定着することについて、一番市長が心配をしております、常々コンプライアンスという言葉が市長が意識的に使われてます。

何かの挨拶の時には、コンプライアンス、あるいはコンプライアンス・マネージャーに相談に行ってください、コンプライアンス・マネージャーの決裁がない場合については、極端な例ですが、私はハンコ押ししませんよと。

例えば、条例の改正、補助金の執行等々について、コンプライアンス・マネージャーさんにも案件によっては決裁を頂いてますから、そういったことで決裁がないと私は押ししませんよというようなことも常々、機会あるごとに話をされております。

そういったことが繰り返され、繰り返されるうちに、職員の間コンプライアンスってやっぱり大事なんだという雰囲気がでてくる。近江八幡はコンプライアンス条例を作り、コンプライアンスに他の市よりも気を付けていってるよね、ということ職員の間では少しづつですが定着をしてみました。

これから実際の導入の効果ということで、コンプライアンス・マネージャーにお話をさせていただきますが、このマネージャーの方にプライベートなことも含めて、先ほどの内部告発のお話で申し上げましたけれども、職員が色々なプライベートな話も含めてマネージャーの方に相談に行く。コンプライアンス・マネージャーは相談を受けたことは市長に報告する義務はないんです。また、年間でこれだけありましたよ、何がありましたよというようなことは一切義務はありません。ですから資料としてはメモ程度しか残されていないと思います。私もそれを

頂いておりませんから。

そういったことから、気軽に色んなことが相談できる、そしてまた、そういう場所でないとなかなか職員も相談に行けない。あそこ行ったら、もう上に通じてしまうんだ、そういうふうになるとですね、当初私たちが目的としておりましたマネージャーの配置について意図しない方向になりかねない、というふうに心配しておりますが、現在は、まあマネージャーの人柄もあるんですが、色んな形で相談いただいております。

コンプライアンス委員会に内部職員から直接、まあ、告発するような方法をとらなくてもですね、事前に芽を摘んでおこうと、マネージャーの所に行ってですね、事前にそういった芽を摘んでおこう、また不正な処理について、もし職員間であれば事前に芽を摘んでいこうというようなことが少しづつとれてきたのではと考えております。

私の担当いたします部分が以上でございます。それでは岡治マネージャーと代わりますので、よろしくお願いいたします。

【コンプライアンス・マネージャー：岡治氏】

岡治と申しまして、元々県の職員でございまして、滋賀県庁のほうへ就職してから、20数年経つわけでございますが、昨年4月から近江八幡市のほうへ、コンプライアンス・マネージャーということで出向せよという辞令を頂きました。今は県を退職いたしまして、近江八幡市に採用して頂いたということでございます。

皆さんコンプライアンスという言葉は知っておられるでしょうか。もともと行政の中にいた私にとりましては、コンプライアンスという言葉自体耳慣れない言葉でして、行政の中では全く未知の言葉でございます。

県の中でも、農協関係の信用事業、農協で銀行みたいなのがやっていますが、そういう指導の部署におきましては、コンプライアンス体制を重視せよという指導をしているようでして、中にはそういう仕事をしている者には知っている者がいたんですが、コンプライアンス・マネージャーとして行けといわれたときには、どういう仕事なのかよくわからなかったという状況です。全国の地方公務員はコンプライアンスという言葉、おそらく99%は知らないのではないかなと思っております。

このコンプライアンス制度、マネージャー制度を含めて、条例に基づくコンプライアンス制度といえるのかと思うんですけど、不当要求等の圧力に対して、法令を守って公正、公正な職務を遂行していこうという近江八幡市の制度でございます。私とあと1人、滋賀県警察本部から、現職といえますか、退職してますので市の職員なんですけども、警察官をしていた者と二人がコンプライアンス・マネージャーをしているということです。

条例とコンプライアンス・マネージャーのこの二つで、近江八幡市のコンプライアンス体制の実現と確保をしていこうというものでございます。

先ほど須田のほうから、制度の説明をさせて頂きましたので、私のほうからは、実施状況、その効果といえますか、実際やらせていただいた上で思っていることなどについて述べさせていただきます。

コンプライアンス・マネージャーの仕事

まず、私と、県警本部からきている者が一つの部屋にいまして、何をしているかと

いますと、主なものが、先ほどお話ありましたけども職員からの相談を受けているということです。私が主に相談受ける内容は、市の業務上の法令関係の相談でございます。それと、県警からきているものが不当要求等のトラブルに関する相談を担当しています。しかし、こういうふうに分かれますと、互いに関連するものでございまして、相談に職員さんがこられますと、大体2人で相談をうけて、2人で相談に対応している状況でございます。相談件数はなかなか数え難いんですけど、年間大体300件くらいの相談件数でございます。

この300件、1回相談に来られて、引き続き対応を相談するため何回も来られる、そういうのは混ぜずに、その案件ごとといいますか、その数で300件くらいある。当初、不当要求に繋がるような恐れのある相談につきましては、この300件のうち17%位だったんです。分析しますと、それくらいあったんですけど、徐々に減少してきて、まあ昨年は7%くらいになっています。やかましく不当に、威圧的に来られることの相談がしだいに減ってきているという状況でございます。マネージャーの相談業務、相談件数はそういうことでございます。

委員会の仕事

次に条例の関係でございますけども、ちょっと先ほど須田の方から説明がありましたように、不当要求がございまして、不当要求等対策委員会に掛けるわけですね。どのように対応するのか、不当要求等対策委員会の中で検討、審議しまして、それをコンプライアンス委員会にかけて、外部の委員さんにそれ

が不当要求であるかどうかを調査して頂く。不当要求であれば、それを市長に報告いたしまして、それに基づいて市長が対応する。警告したり、その名前を公表したり、指名業者であれば指名停止をしたりということをやっているという条例なんですけども、条例施行以降、不当要求ということで、コンプライアンス委員会に調査頂きたいという報告をした事例は今までございません。

ですから9条にありますように、市長が警告を発するといった事案は今はない状況です。では、何故ないのかということですけども、窓口でのトラブルといいますか、非常に大きい声をだして騒がれるとか、あからさまな不当要求というのがあるわけですけども、そういうものにつきましては、私たちのほうに職員さんが相談に来まして、私たちのほうで、対応を相談させていただくと、その対応の結果、そのことについては一応そこで終わるということで、それを特別、コンプライアンス委員会にかけて警告を発するというところへいくまでに終わってしまっている事例は沢山ある、というところがございます。

そういうことで、コンプライアンス委員会に、不当要求の事例を報告させて頂いて、それについて審議して頂くということはまだないんですが、コンプライアンス委員会を少なくとも年二回は開催させて頂いております。

目的は、コンプライアンス委員会の所掌の事務としまして、法令順守体制の整備等に関して、アドバイスを頂くという仕事の内容がございまして、そういう関連で、私たちコンプライアンス・マネージャーが職員から何か相談うけて、私たちがアドバイスした対応、処理が終わった色々な内容につ

きまして総括的に報告を提出します。その内容はそれでいいのかどうかというのを事後に、総括的にみてご意見を頂き、その意見を参考にしながら、私どもへの相談に対するアドバイスをしているというような状況でございます。

昨年恥ずかしいことでございますけども、近江八幡市の職員が競争入札妨害、収賄で逮捕される事件が発生しました。これはコンプライアンス条例の施行前の段階での事件でございました。

これに対して、市はそれの再発防止策ということで、先ほど須田も申しました予定価格、入札前にそういうものを公表してしまおうということも1つですけども、そういうのを中心としました不正、職員の犯罪の防止策を作ろうと、コンプライアンス委員会のほうにご意見を頂きて、それを基にして、新たに再発防止策を考えているという動きになっております。

この条例の効果は

次に、この制度の効果でございます。ほとんどの地方公共団体へは不当要求が常にありますので、どのように処理されているかといいますと、不当要求対策要綱という内部的な定めによって、そのルールに基づいて対処していこうというのが一般的なとりくみのようです。

近江八幡市の場合は、そういう内部的な要綱、職員だけのマニュアルにせず、職員の責務、市民の責務、市民は不当要求しては駄目ですよということを条例に書いています。職員には公平、公正な職務をするんですよ。市民にきちっと説明できるよう

にしとくんですよ、そして外部委員であるコンプライアンス委員会の設置。不当要求者に対しましては、コンプライアンス委員会からの意見にもとづき市長が警告、指名停止等の必要な措置という規定を盛り込んだ条例としたことの意味が大きいのではないかなと思います。

要綱を作っただけでは、内部のマニュアルですので職員が周知するというだけなんですけど、条例ですので公布と同時に市民に広く広報をしております。

コンプライアンスという名前、耳慣れない名前ですので、名前だけでも話題になりました。もちろん、批判的な意見もございまして、世間一般に通用しないようなカタカナを使うなというような意見がありました。まあ、そういう議論が逆に名前だけのことで話題になって広く市民に知れわたっているということで、全国的にもかなり知って頂いてまして、他の市町村からの視察とか、報道関係の視察とか沢山来ています。全国にも知って頂いている訳ですから、市民にも、他にいっぱい条例施行されてますけども、コンプライアンス条例は非常によく知られているのかなと思います。このことは、条例化してよかったということの1つです。

それと、目に付く不当要求が影を潜めました。先ほど説明しましたとおり、コンプライアンス・マネージャーができて、平成12年4月から県警の現職警察官が市役所のなかに常駐している、市の職員として、これが非常に大きな効果です。逆の意味でいいますと、圧力で市民の意見を封じるのかと言われる部分もあるかと思うんですが、現実問題として非常に暴力的な状況もありますので、ここ一つ止むを得ない

部分かなと、そういう意味で必要かなと思っています。

県警から出向しているという状況は、暴力団関係者、そういう不当要求を職業にしているようなエセ右翼団体なりエセ同和団体なり、そういうのに非常に威力があるということでございます。コンプライアンス・マネージャーが来ましたよということで、新聞にも大きく報道されました。そういう報道がされただけで、近江八幡市にはそういうのが来なくなった、グッと減ったということでございます。

それでも窓口で非常に騒ぐという方がいまして、県警と協力してそういうのを排除しているということもございまして、こういうマネージャーが設置されて、県警から来ていることだけでも非常に効果があったということでございます。

不当要求は組織対応が原則

平成13年7月にコンプライアンス条例が施行されました。

学生の方たちは実感としてよく分からないかもしれませんが、市町村の役場では、大きな声出して言えば、少しはいうこと聞いてくれるという感覚が、一部の市民、一部の団体にあります。市には圧力をかければ言う事を聞いてくれる、少々の融通も聞いてくれる。実際こういう部分も実態としてあった部分があります。

法律違反ということではなくて、たとえば、道作る順番は一応優先順位があるわけですけども、どれから先にするかは別に法律で決められているわけでもない、ただわざわざうれしいから先やっ払いこうかという部分は当然あったんですよ。例えば、地方自

治体で公益性がある団体に補助できますよという条文がありますので、どこに補助するか、公益性のあるということであれば補助できる、そこで予算との絡みで、公益性の優先順位を絡めて、金額も含めて色んな判断をするわけですけども、そこへ補助するかしないか、法律を破っているとはいえない、非常に曖昧な部分がたくさんある。そういう部分で、わずらわしいところには言う事を聞くということは従来から少なからずあるということでございます。

短く簡単にいいますと、近江八幡市は条例を守って暴力、圧力に屈せずに、公正、公平に行政運営を行いますという市の強い姿勢を表明したということですので、コンプライアンス・マネージャーの設置に引き続きまして、条例により市の意気込みを示したということは、一部の市民や一部の団体から、役所は強く言えば何とかかなと思われているところに有効に働いたと思っております。

条例の施行以降、不当要求者はほとんど顔を見せなくなりました。私どもコンプライアンス・マネージャーが行った時にかなり減りましたが、その条例で強い姿勢を示したということから、昔は酷かったようですけど、今はそういう状況はほとんどなくなっております。先ほど、私たちが来てから条例施行までは、県警と連携しながら暴れる人を排除しなければならない状況も何件かあったと言いましたけども、条例施行以降はそういう状況はございません。マネージャーの設置と、条例の施行がうまく機能して成果を上げているんじゃないかなと思います。

それと効果のもう一つに、職員に自信がついたということがあげられます。

不当要求につきましては、組織で受け応えをするという制度がきちっと確立いたしましたので、先ほど話しありましたが、近江八幡市で以前、20年間にもわたって恐喝で金を取り続けられていたという事例がございましたが、それは逮捕されましたが、それには全然組織で対応できていなかった。逆に、自分だけいい目をみよう、そいつに自分だけされないようにと、恐喝されている人の情報を恐喝者に伝えたりというふうなことで悪い構造になっただけです。

そういう事例に組織で対応しようということになりましたので、個人で悩み苦しむことから職員が開放されたということでございます。

行政の組織というもの、まあ、民間でも一緒だと思うんですけども、不当要求を受けた職員とか、直接の上司とかそういう者が、そういうトラブルを自分のところで解決しようと努力するものです。「こういう事があった」ということで、ドンドン上に伝えていくわけではなく、自分とこだけで解決してしまおうと、上のほうに迷惑かけずに、自分のところで解決しようとするものです。そういうふうな、上に迷惑かけない、自分とこで解決してしまおうとする職員が優秀な良い職員と見られますし、自らもそう思ってるという傾向もあったわけです。

自分だけで処理できたらいいんですけども、こういう認識がありますので、今まではトラブルを自分のところで抱え込んでしまうことになりがちでした。トラブルを抱え込んでしまって、うまく解決できないと不適切な解決に走ってしまう。不当要求を、相手の要求を少し呑んだような、なんか妥協したようなところで折り合いをつけるというようなこともありますし、悩んで悩ん

で、精神的に不安定となって、出勤拒否をするということもありますし、お金で解決しようと思って、自分の金出したら恐喝事件ですし、公金に手を付けたら横領事件になってしまうんですね。

職務上、個人の問題も含むんですけど、不当要求は組織で対応することが必要であるということで、近江八幡市のようなシステムができますと、職員はそのシステムに従って処理していくということになれば、不当要求があった場合にこうするんだ、というルールが見えてきますので、それがあるだけで職員は安心します。それと合わせて、私どもマネージャーがいつでも相談聞きますよというのが組織上つくられているわけですから、気軽に相談ができる。

職員への効果

私どもの部屋、二人でおるんですけど、入り難くないようにドアは開けっ放し、気軽に入って頂けるようにしています。相談のために、事前に予約とかそういうのもございませんし、申し込みの所に来て概略を書いてとかそういう手続も一切ございませんので、私どもの前に誰かが座ってなければ、来ていただいてすぐに相談されるという状況でございます。

私のほうで思っておりますのは、悩み事は早い段階で来てもらうということが一番重要であると、いかに全市役所内の悩み事が早く私たちの耳届くかということが重要であると思っております。そういう組織としてのシステムと、相談を受ける窓口、この二つが職員さんの自信に繋がっている、自ら公正、公平な法令に則った仕事が出来るということで自信がついたのかなと思っ

ております。

それから、職員が説明責任を自覚するようになったことも大きいですね。職員の責務というのが条例に載ってまして、法令を遵守して、公正、公平に業務推進しなければなりませんよ、それから市民誰に対しても自分の仕事を説明できるようにしておかなければなりませんよという条例ですから、その条例が市民に広く知られているところでごさいますて、まあ当然のことながら、情報公開とかそういううるさいことをいうまでもなく、職員は誰でも納得の出来る仕事を進めなければならない、これは当たり前のことなんですけど、この条例によって、あらためて仕事を進めるうえでの姿勢を義務付けております。

そういうことを条例の中に盛り込んで、市民に宣言しています。

そういうことで、精神的にいい意味でのプレッシャーがかかっている、より公正、公平に仕事をしていけたらなということが再認識されたのではないかと思います。

この条例施行に合わせるような形で、今までですと、行政の仕事は何をするにしても決裁区分が決まってまして、こういうものは課長まで、こういうものは部長まで、こういうもの市長へというふうに、決裁を行なうところがございますけど、その中で一つ様式を追加して、法的な根拠、あるいは行政的な根拠、あるいは財政的な内容とか、そういうのを文字にして整理できるような様式を新たにつくって、それを付けることを義務付けて、より明確に自分の仕事はどういう法律に基づいて、どうなっているのかなというのを再認識できるような様式を作っている状況です。

これからの課題

新たな課題とといいますか、残された課題も沢山あるのかなと思います。

一つは大きな声、暴力団、エセ右翼なり、エセ同和とかの排除という、荒っぽい部分の排除についてはほぼ解決がついているのかなと思っているんですけども、非常に微妙なケース、こういうのはコンプライアンス委員会に上げて、調査していただいて、不当要求であれば排除していくということであるんですけども、そこに上げるまでもないようなちょっと難しい事案が沢山ございます。

不当要求でなくて、提言とか、政策にたいする意見とか、そういうのを頂くと、議論をしながら、いいところについては政策に反映させていくという所なんですけども、最近多いのはクレーマーとといいますか、行政に対してほんのちょっとした職員のミス、ミスともいえないようなものを捕まえて、それに対してミスを衝いてくると、そして自分の意見を主張する人が出ているんですね。特に、何を要求するわけでもなしに、ただ単に暇つぶしかなと思うんですが、そういう人が非常に増えてきてまして、まあ寂しい時代で、自分の家で相手にされないの、市役所に来て、非常に愛想よく挨拶してくれるなということで来ておられるかもしれませんが、非常に時間がかかる。正直、業務に差し支えるということで困っているところです。

それと、問題だと思っておりますのは、マンネリの発生ということです。先ほども話が出ましたが、コンプライアンス月間と位置づけまして、全員でコンプライアンス

やるんですよということの再確認でやっております。

行政というのは同じ仕事の繰り返しの部分がほとんどでして、会計年度の独立の原則ということで、4月に1年間の方針を決めて、こういうことしていこう、今年こういうことしてよしいか、ということをやろうわけなんですけども、4月のコンプライアンス月間では、自分のやっている仕事、今までいいと思ってやっていることを、本当にこれでいいのかなということで、原点に戻って、根拠法令から戻ってきちっと見直してみようということをやります。

自分の仕事に関連する法令とか規則とかがこのままでいいのかということで、改正されなければならないものが改正されていなかったり、現実に不要な条例がまだ残っている、そういう部分の実態として多々あります。そういうのを、自分の所から整理していこうというようなことをしたり、職員全員が取組めるような議題、テーマを決めてコンプライアンス月間ということで、年2回実施をして、マンネリの防止を心がけています。条例施行時には非常に強い刺激を受けておったんですけど、何年か経つと忘れていくということがございますので、そうならないようにということで、そういう月間を設定しております。

コンプライアンス・マネージャーといい

ますと、先ほども須田のほうから言いましたように、ちょっと問題がありそうなものについては、マネージャーの方で見てくれと。マネージャーのハンコがなければ、私は押さないよということで、市長からも重要視していただいております。非常に有り難いんですが、プレッシャーも感じております。

市の業務というのは物凄く広い守備範囲をもってまして、市立病院もやっておりますので、医療過誤をはじめ、病院の中だけでも物凄い問題が沢山ある。それから福祉、水道、下水道、税の関係、建設工事などなどそうとうに幅の広い範囲でやってまして、私自身も学生時代に法律を学んだ者ではあるんですけど、何も役に立ちません。

県の職員になってから色々な職場に行きましたので、若干役に立つ部分はあるんですが、市の業務全般を法的にどうこうと言えるような知識もなかなかないんですが、相談に来られると担当者がその部分については当然知っていますので、その根拠の法律とかをまず教えていただく。基本的な考え方にたってその辺を解釈して行って、判断する。それでも分からない場合は、顧問弁護士がいらっしゃいますので、そういう方に相談をしていくということで、コンプライアンス・マネージャーの職をやらせて頂いているわけでございます。

近江八幡市コンプライアンス条例の解説

（目的）

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、本市職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員及び同条第3項に規定する特別職の職員のうち市長、助役及び収入役（以下「市長等特別職」という。）をいう。以下同じ。）が職務を遂行するに当たっての法令遵守体制に関して必要な事項を定めるとともに、公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることにより、公務に対する市民の信頼を確保し、市民と共に公正かつ民主的な市政の運営に資することを目的とする。

【要旨】

本条は、条例制定の趣旨を規定したものです。

【解説】

本市の業務遂行における法令遵守体制に関して必要な事項を定め、もって市長等特別職を含む職員の公正な職務の遂行を確保するために必要な措置を講ずることで、市政に対する市民の信頼を確保することを目的とします。

公務員としての法令遵守、公正な職務の遂行はその趣旨や手続きにおいて市長等特別職についても一般職員と同様として、特にこの条例の適用職員に含めることとします。

（基本的心構え）

第2条 職員は、全体の奉仕者であることを深く自覚し、市民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての資質の向上に努めるとともに、常に公共の利益の増進を目指して公正な職務の遂行に当たらなければならない。

2 職員は、職務の遂行に当たっては、市政が市民の信託によるものであることを認識し、法令遵守の姿勢のもと、市民に対して業務についての十分な説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

3 職員は、提供することにより、公正な職務の遂行を損なうおそれのある情報又は公正な市政の運営に不当な影響を及ぼすおそれのある情報を除き、積極的に情報を提供しなければならない。

【要旨】

本条は、市の行政の執行に当たっての、職員の基本的心構えを定めたものです。

【解説】

1項は、市民から信頼される職員であるための、基本的心構えを定めたものです。

2項は、業務の遂行に当たっては、法令遵守の立場で市民への十分な説明と理解を求めるよう定めたものです。

3項は、公正な職務の遂行のため、進んで情報の提供を行うとするものです。

（職員の責務）

第3条 職員は、職務の遂行に当たっては、常に業務内容の説明ができるよう整理しておかななければならない。

2 職員は、違法又は第6条第2項に規定する公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為（不作為を含む。以下同じ。）を求める要求があったときは、これを拒否しなければならない。

3 職員（この項において市長を除く。）は、前項の行為を求める要求又は第6条第2項に規定する暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為があったときは、直ちに規則で定める上司及び所属長に報告しなければならない。

【要旨】

本条は、公正な職務の遂行に当たっての職員の対応を定めたものです。

【解説】

1項は、市民への施策の説明や情報公開に対応するため、職員の事務処理の在り方を定めるものです。

2項は、公正な職務の遂行を損なうおそれのある不当な要求があった場合には、拒否すべきことを定めたものです。

3項は、不当な要求や暴力行為等があった場合には上司等に報告し、組織的な対応をするよう定めたものです。トップの市長には該当しない規定です。

（管理監督者の責務）

第4条 管理監督の立場にある者（以下「管理監督者」という。）は、その職務の重要性を自覚し、部下職員の公正な職務の遂行の確保に努め、その行動について適切に指導監督しなければならない。

2 管理監督者は、部下職員から前条第3項の規定による報告を受けたときは、適法かつ公正な職務を確保するために必要な措置を講じるとともに、当該報告内容が公正な職務の遂行を損なうおそれがあると認められる場合は、規則で定める近江八幡市不当要求行為等対策委員会（以下「対策委員会」）に通知しなければならない。

【要旨】

本条は、公正な職務の遂行の確保のための管理監督者としてなすべきことを定めたものです。

【解説】

1項は、日常的管理監督者の役割を定めたものです。

2項は、不当な要求があった場合の対応を定めたものです。規則で庁内に設置する近江八幡市不当要求行為等対策委員会に通知することとします。

（任命権者の責務）

第5条 法第6条に規定する任命権者（以下「任命権者」という。）は、行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立に資するよう、職員研修を実施し、本市に関係する事業者等への指導啓発を行い、職員の遵守すべき事項を定めるとともに、庁内体制の整備等必要な措置を講じるものとする。

【要旨】

本条は、任命権者に行政施策の説明及び公正な職務の遂行の確保並びに法令遵守体制の確立のための方策を求めるものです。

【解説】

公正な業務遂行等に関する職員研修、市民等への啓発を行うこと、庁内での法令遵守体制の確立等任命権者の対応を定めるものです。

（市民等の責務）

第6条 市民は、自らが地方公共団体を構成する一員であることを深く自覚し、常に

市政の運営に関心を払うことによって、公正かつ適正な手続きによる行政運営の確保に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

2 何人も、本市職員（この項において法第3条第3項に規定する特別職の職員（議会の議員を除く。第8条第1項において同じ。）を含む。）に対して、公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。また、暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為をしてはならない。

【要旨】

本条は、公正な職務の遂行の確保等のために市民の協力を求めるものです。

【解説】

1項は、公正かつ適正な手続きによる行政運営の確保に市民の積極的な役割を果たすよう求めるものです。

2項は、公正な職務の遂行を確保するために、市民等に協力を願う事柄を定めたものです。具体的な内容は、条例施行規則第7条に規定します。

本市職員に議員を除く他のすべての特別職を含むとするのは、市政の公正な遂行の確保のため、市政に携わるすべての公務員に対して不当要求行為等を禁止しようとするものです。

（コンプライアンス委員会の設置）

第7条 本市における法令遵守体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、近江八幡市コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

5 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

【要旨】

本条は、公正な職務の遂行を確保するための組織を設置することを定めるものです。

【解説】

この条例の実施を確保するため、コンプライアンス委員会を設置するものです。

2項は、委員の数を定めるものです。

4項は、委員の守秘義務を定めるものです。

（委員会の任務）

第8条 委員会は、規則で定めるところにより対策委員会又は職員から通知があった場合において、当該通知の内容が公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為又は暴力行為等社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図る行為（以下「不当要求行為等」という。）に該当すると疑うに足りる相当な理由があると認められるときは、直ちに必要な調査を行うものとする。不当要求行為等を受けたと認める第6条第2項に定める特別職の職員（この項において市長等特別職を除く。）から必要な調査の依頼を受けた場合も同様とする。

2 委員会は、前項の規定による調査の結果を、委員会に通知を行った対策委員会又は職員、前項の規定により調査を依頼した特別職の職員、任命権者（この項において市長を除く。）及び市長に報告しなければならない。

- 3 委員会は、前項の規定により報告を行う場合には、第9条の規定に基づき市長又は公営企業管理者（以下「市長等」という。）が行う措置について、意見を述べることができる。
- 4 委員会は、前各項に定めるもののほか、次に掲げる事項を担当する。
- (1) 法令遵守体制の整備に関し、調査、研究するとともに、必要に応じ任命権者に意見を述べること
 - (2) その他この条例の遵守の徹底を図ること

【要旨】

コンプライアンス委員会の機能を定めるものです。

【解説】

1項は、庁内組織の対策委員会や職員又は特別職からの通知や依頼に基づき、調査を行うこととするものです。

2項は、調査の結果を、委員会に通知したものと調査依頼をした者、任命権者及び市長に報告することを定めるものです。

3項は、調査結果を報告する際に、不当要求行為等を行った者に対する市長等が採る措置について意見を付すことができることとするものです。

4項は、通知等による調査のほか、この条例の実施に関し必要なことを担当することを定めるものです。

（不当要求行為等の行為者への警告等）

第9条 市長は、前条第2項の報告を受けたときは、当該報告に基づいて、不当要求行為等の行為者に対して文書で警告を行うものとする。

2 前項の警告を行う場合において、市長は市民への公表その他必要な措置を講じることができる。

3 市長等は、競争入札の参加資格を有する業者に対して第1項の警告を行った場合は、別に定めるところにより当該業者に対し指名停止その他必要な措置を講じることができる。

4 市長等が前各項の規定に基づき不当要求行為等の行為者へ警告等を行う場合は、前条第3項に規定する委員会の意見を尊重しなければならない。

【要旨】

本条は、コンプライアンス委員会からの報告に基づき、警告等の措置を行うことを定めるものです。

【解説】

1項は、委員会からの報告に基づき、市長等が「警告」を行うことを定めるものです。

2項は、警告に当たっては、市民への公表等を行うことができることを定めるものです。

3項は、警告を受けた者を指名停止等の措置ができるようにするものです。

4項は、市長等が警告等の措置を行う場合には、委員会の意見を尊重することを義務づけるものです。

（適用除外）

第10条 第6条第2項の規定は、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）の適用を受ける者（市長を除く。）に関して適用しない。

【要旨】

本条は、職員に対する不当要求行為等を禁ずる者の例外を定めるものです。

【解説】

不当要求行為等の禁止に関し、別の法律に同趣旨の定めのある者については適用しないとするものです。

（補則）

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

【要旨】

本条は、この条例の施行に関する定めを規則で定めようとするものです。

付 則

この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

【要旨】

この条例の実施日を定めるものです。

【解説】

市民等への周知のため、この条例の施行を 3 月程度遅らせるものです。

官治行政に頼らない実践的自治の展開

長野県下水内郡栄村 村長
高橋 彦芳

高橋 彦芳（たかはし ひこよし）

栄村は長野県の最北端にあり、新潟県と群馬県とに接した典型的な山村である。北部は千曲川の中流部であり、また南部は千曲川の支流である中津川の源流部を含んで志賀高原・苗場山に接しスキーと温泉で有名。江戸時代以来、厳しい自然環境や災害のために村内の秋山郷等では集落の放棄が続いたことが良く知られているが、近年になって住民主体の村づくり、とりわけ住民主体の公共事業による地域社会の改善事業が全国の脚光を浴びている。面積は約270km²、人口は2,605人（2005年1月）。

高橋村長は栄村の特色のある村づくりを推進するだけでなく、その独特の政治哲学と全国への発信力で現代日本の政治的リーダーとして活躍している。



栄村について

まず、私の故郷である長野県栄村について最初に少しばかり紹介をさせていただきます。

ここに村の地図がありますので、これを見て頂きたい。栄村は信州の最も北東端にあります。長野県には千曲川という日本一長い川が流れているのですが、栄村から新潟県に入っていくと、同じ川だがそこからは信濃川と名前が変わり、その変わり目あたりに私の村がございます。

この辺は千曲川が一番下流で、標高は280メートルくらい。私の村内には信州で一番標高が低い200メートルくらいの所があります。北西の方に日本海があり、日本海側の村と境を接していますが、南の方は群馬県でありまして、上州境です。三國山脈には2000

メートル級の山がずっと連なっています。

日本海は冬になると対島暖流の北上の影響で5℃くらいで、水蒸気が盛んに立っているんです。冬季シベリア寒気団はこの湿気を吸って、群馬との県境の高い山に当たって上昇いたしまして、私たちの方へ大雪を降らせるというようになっているんです。

村内の鉄道はローカル線で飯山線と言いますが、森宮野原という駅がございます。今は民間でございますが、国鉄時代に7メートル85センチという積雪の最高記録を樹立した駅があります。

このように私たちのところは日本の深雪地帯です。今はそれほど雪は降りませんが、それでも約140日間は雪の中の生活を強いられております。これを根雪期間と言っておりますが、12月初めから4月20日頃まで、のべ140日間雪は消えません。今で

も残っています。小雪になっても根雪の期間は変わりません。

そのために農林業以外の産業がなかなか成り立たないのです。特に工業を中心とする現在の産業社会にはなかなか対応できない、そんな地域です。

一次産業だけでは今日では生計を立てられませんので、二次産業として、一箇所だけなんですけれど、ミネラルウォータープラントがあります。それから小さいのですが蕎麦工場が一つ。また笹団子の工場があります。新潟県は笹団子が非常に有名です。栄村も新潟県境ということで、笹団子工場が一つある。また村の農産加工工場が一箇所あります。これくらいなんです。

かつて私のところも企業誘致というのを一所懸命やりまして、一時は企業がありました。富士通の子会社です。本当にすぐ下の子会社ならいいんですけれども、まあ孫ぐらいだと思います。そういう企業誘致をいたしました。二十数年間、この電子会社はかなり高級な部品を作っていたのですが、昨年4月の富士通の海外進出の余波を受けて、栄村の工場はすべて駄目になりました。廃止されたんです。廃止されたといっても、元々工場は栄村が建てて誘致したものです。賃貸料は無料に近いようなサービスをして、それでも地域の人を使ってもらえるということで、20数年間ずっとやってきました。昨年4月、工場を閉鎖する以外にないということで、60人が失業を致しました。そして40キロほど離れたところに、来れば雇いますよというようなことになりました。若い人は40キロくらい自動車で行きますなんて言うておりましたが、これは別会社で、賃金が下がります。今までも高くないのに、

また賃金を下げられる。そんなことで苦渋の体験を致しました。結局、私たちのところは景気によってグラグラしてしまう産業ではなく、風土に根ざした産業でないと駄目だなと感じている昨今でございます。

第三次産業としては観光がございしますが、規模は大したことはありません。

栄村では日本百名山の一つである苗場山で登山が出来る。また苗場スキー場があります。これは西武資本のスキー場ですが、私たちの苗場山の名前だけとって、実際はたけのこ山といいまして、苗場山でも何でもありません。苗場山は2000メートル以上の頂上が700ヘクタールくらいの広い湿原になっており、植物研究に大変有名な山です。また麓では温泉が出ます。秋山郷辺りでは川の中に温泉が出ている。そういうような所でございますので、温泉資源を利用して、20数万人くらいが観光目的で来ます。こういうささやかな観光をやっております、農林業にプラスした地域産業という具合でございます。

その他には建設業があります。栄村にも小さい土建会社が7社ほどありますので、こういうものももちろん産業でございます。栄村の人にとっては大切な働きをしていただいているんですが、今はあまり仕事もないような状況でございます。

富士通も出て行って、村の総生産からいっても20億円くらい、農林業は総生産額で17億円くらいでございますので、一戸あたり260万くらいの総生産額でございます。所得ではありません。でも長野県は小さい農家の経営が多く、その平均総生産額は230万程度でありますから、それより少し良いわけでございますが、一般の水準からすると所得は低い、そういう山村でございます。

私は、小規模自治体というのは言ってみれば農山村の経営みたいなものだと思うんです。

私は、農山村でしか生きておりませんので、今日は農山村のお話をさせて頂きたいと思っているわけでございます。

戦後日本の潮流と農山村

ところで、今まで農山村がたどった道というのは、きちんと整理をしておかなければならないと私は思っています。村の若い人や色々なところでも常にそう言っております。私はいま75歳でございます。戦後の時に青年、学生時代を過ごし、それを忘れることが出来ないまま肉体の中に入っております。ですからそれを全部忘れ去って、今のことを考えようとはしたくないわけがあります。というよりも、もうやりなおしが出来ない体になっていますので、若い人たちに私の体験した歴史として、農山村のたどった歴史というものを前段階として若干お話をしたい、こう思っているわけでございます。

戦後の日本の近代化の中で、農山村は勢いがよかった時代もあるし、苦渋を舐めた時代もありました。現に苦渋を舐めつつあるわけですが、そういうことについて、やはりいつも考えていなければならないと思うのです。一口で言えば、有形無形の今の社会組織の中で、その状況から脱出したいという想いや、自立したいという想いを私は持っています。しかし、現実はその中で挫折をしている。この点について、最初に申し上げたいと思うわけです。

「日本の戦後の潮流と農山村」ということ

です。皆さんは法学部、あるいは経済学部で社会科学の勉強をされているわけですね。日本国憲法は、19世紀の自由権、基本的人権を基底としていますが、自由権的な人権から社会的、あるいは生存権的な現代的人権、そういった理念が憲法の中に流れています。これが非常に複雑で、日本国憲法を正確に理解するのは困難だとよく言われています。そう言われて条文を読むと、「ああ、これは19世紀を源流にしているなあ」と感じる所がたしかにあります。

その一方で、憲法第25条は19世紀の代物ではなく、20世紀の或いは20世紀後半のものですね。人間の生存権、人間としての最低限度の文化的生活を保障するというのは19世紀憲法にはないわけですから、本当に20世紀の現代憲法のものです。また近代自由権といったものは我々が意識してこなくても憲法の中にきちっと謳われています。そういった意味で非常に幅の広い憲法であります。さらに現代を超える現在といえますか、そういう規定としては「絶対平和」があり、戦争の放棄があります。だから非常に幅が広く内容の深い憲法なのですが、しかし、私たち日本人は19世紀の近代人権というようなものをなかなかうまく理解しない。あまり正確にそれを学ばなかった。

私たちの世代がそうだと思うのですけれど、第二次大戦後の農山村では、まず農地解放、農地改革がありまして、小作人が開放されて自作、自立農家になったのです。

自小作といって自作地も若干ありました。私の家も自小作人だったんです。私はごく幼少の頃、秋になると親たちが粃を背負って地主の所に行くのをこの目で見ました。私のところの地主は酒屋でございまして、米ではなく粃で持っていくんです。八斗俵

というのはひとかかえあるんですが、重さは八斗といっても精米なら四斗なんです。俵で一俵になるわけですけど、八斗俵というのを背負って持って行くんです。お袋と親父がそれを背負って持って行くわけです。そういうことを戦後はしなくてよくなりました。その時にお袋に聞いたわけではないですけども、やはり背負って行った格好を見ていて、大変だなと思いました。戦後の改革があって、そういうことをしなくて済んだことを思うと、本当に雲泥の差だなと思いました。

私の村は、もともと千曲川から北の方の水内村（みのちむら）という小さい村で、村自体では自給できない。6ヶ月分しか村民の米がないという状況なんです。水内村という村の自給率が平均するとそれくらいしかないわけで、解放されたというだけでは済まない。

それで、農地改革ということに勢いを得て、もっと改革しなくてはならないというので、私の地域では水田開発をしました。昭和24年、西暦でいえば1949年頃、100ヘクタールの水田を開発し、ため池を作って、米の出荷量を10倍に伸ばしたんですよ。17年間かかりました。

こういうエネルギーは、やはり日本国憲法が与えたエネルギーだと思っています。これこそ一人ひとりの生き様に光を当てる近代人権論、科学としての人権です。単なる政策ではない。人間を解放していくという科学、科学としての近代化だと思っています。

こうして初めて歴史的な近代を体験したんですけども、どうも私たち民衆にも、日本の指導者にも憲法の理念を理解して社会を民主化をしていくという気持が希薄で

あり、政治を改革していくことが十分には実現しなかった。

60年代以降の近代化政策と農村

そうこうしているうちに60年代に入り、アメリカから近代化理論というのが輸入されてきました。学校を終わって、青年期にこれが大変な問題になったのです。政治、経済、言論、それから産業、文化、あらゆる分野に網の目のように近代化理論というのが広がっていきました。学生ではなかったんですが、私もちょうど社会教育の仕事をしており、たまたま信州大学の先生なんかと交わったこともあって、よく教わりました。特に、私たちが勉強させていただいたのは、ケネディとかジョンソン大統領の特別顧問であったロストウの経済成長の諸段階というものです。私は、もちろん原書なんて読めないのですが、信州大学の先生から解説してもらったりして学習したのを憶えています。

いわゆる60年代からの日本の近代化政策というのは、ロストウの経済成長の諸段階がお手本だった。これを産業に適用したのがスクラップ・アンド・ビルドといわれたものなんです。そういうことを教えられました。言ってみれば、効率の悪い方から良い方へ資本とか労働、資源というものを全部移す。移される方はスクラップ、移す方はビルドというわけです。そういう状況が起こり、石炭産業の合理化というのが始まる。

そして農業の合理化も始まり、農業社会から離陸し、工業社会へ着陸するんだということが、ロストウなどのアメリカの近代化理論をもとに、そういうことを日本に要請してきている。旧農業基本法というのが

1961年に出来ました。それは、この近代化理論によく符合したわけです。農業者の所得を他産業並に引き上げるというキャッチフレーズの下に農業基本法というものが出来た。しかし、アメリカからの近代化理論、近代化政策というのものもが入ってきている。やはり日本農業の独自の成長を旨ざそうと思っても、法律が出来ても、限界があったわけでありませう。

小さい農業だけれども、栄村でも水田を作り、酪農を起し、住民の側からの近代化を行った。もちろん、これは憲法の示す近代化だと私は思っています。それによって、例えば栄村では酪農家が50年代に40戸も出来たわけです。

今までも牛は飼っていたけれども、経営的な畜産なんていうのは栄村ではやったことがなかった。これからはなんとか所得を上げ、生活を向上しようということで、酪農家ががんばって40戸くらい出来ました。冒頭に申し上げた通り、栄村は冬は雪の世界で、ローカル線の飯山線は客車と貨車をつないだ混合列車でした。栄村に4つあったこの駅でも止まり、全部が貨物駅でもあった。そこに近代化政策が始まると、国鉄は貨物駅を廃止するようになってきて、栄村に4つもあった貨物駅が次々となくなっていきました。

そうすると、せっかく酪農を始めたのに危機がきました。皆さんご存知かな、昔の集乳缶というのは人間が背負うくらいあり、私たちのところは原料乳地域ですから、それを貨車に乗せて遠くへもっていくわけですが、貨物駅がなくなってしまうと運びようがない。その当時はまだ国道は除雪をしていなく、カンジキで踏み固めるだけでした。遠く30キロも40キロも人が背負っては行かれない。

飯山線の貨客混合列車が原乳料を運んでくれていたのが駄目になり、栄村の酪農家が一気に駄目になってしまいました。

しかし、潰れたのをそのままにはしてられないので、今度は肉牛に転換していくのですが、輸送環境の悪化で苦難は相変わらずでした。こういった歴史をたどってきました。いってみれば、近代化は下からの近代化と、上からのものとの闘いであった。50年代後半から1960年代前半は、そういうものだったんです。

市場経済の中での農村経営

こうしてだんだん資本制商品社会が生まれました。農山村というのは、その都度、衰退、過疎化してきています。しかし、それをまた復活させよう、何とかならないかということ、衰退と復活を繰り返します。そういう闘いの歴史だと思っておるわけです。

経済の高度成長政策が生み出した大衆消費社会は農山村の生み出す生産価値とどのような関係にあったのでしょうか。農山村は細々と肉や米を作るわけです。けれども、これが市場でちゃんとその価値を評価されているのか。農山村で生産されるすべてのものが商品となるわけですが、これが市場に行った時に私たちの思うような値で売れないのです。

私たちが市場を握っているわけではございませんので、価格はすべて市場まかせで、買い叩かれるというわけでありませう。私たちが作ったものと市場の価値というのがどんどん開いていく。大衆消費社会がそういう時代を生み出し、そして片方では、生産者とはいつでもほとんどのものを買って暮らすような社会になるわけです。ということは、山間地域

では暮らしていけないということになります。若者をはじめとする人々が、次々と都市へと出て行かなければいけない。これがいわゆる過疎化であります。

したがって農業、農村の夢が次々と壊れていきました。政府の管理する米の市場を除けば、すべての市場が農山村の住民の暮らしを支えるということにはならないわけで、農山村は過疎化して衰退をしていったのです。

私はここで疎外ということを問題にしたいと思います。これも信大の先生と勉強しました。何と言いますか、生産するものが無価値だとは私たちは決して思っていないわけですね。価値があると思う。しかし、市場では安く買い叩かれる。住民の思っている本来の価値は実現できない。

そんなバカな話はないのではないかと、いう風に自分は思うのだけれども、しかし、低い評価が市場で繰り返されることによって、私たちの生産するもの、あるいは栄村の土地そのものまでも大した価値がないのだなという風にだんだんと思えてくる。そういう気持ちにされるというか、そういう状況へ追い込まれる。

目に見えない社会組織の原理によって、それまで私たちがそんなことはないと思っていた意識が次第になくされていく。そういうプライドまでもなくしてしまうことを疎外、自己疎外とか、人間疎外という。そして、そういう疎外感がどんどん大きくなっていくのです。

山村だけでなく、現代のあらゆる人々がこの波を受けていると思うんですね。そんなことはないと思っても、大きな波に飲まれて、自分もそれになびかないと、踏み潰されるか倒されるか分からないので、

しかたなしに社会の風に順応していく。この疎外感を皆が持っているとは思いますが。

今、この世の中で色々な事件が起こっていますが、その事件というのはほとんどはこの疎外論で説明できるというくらいに私は思っております。今でもこういう疎外論をきちんと持っていないと、すべてが始まらないと私は思っています。

私のところはゴルフ場がなかったけれども、1980年代の終わり頃にリゾート法というのができまして、ゴルフ場とかスキー場とかが沢山できました。ゴルフ場ができるのは土地のいい所もあるけれども、大体は悪いところなんですよ。土地のいいところは植林をしたりときちんとなっているわけですよ。地域の人からみれば、傾斜がきつくても木がちゃんと育つところがいい土地です。

ところが、ゴルフ場ができる所は多少起伏があっても大まかに見ると平らみたいに見える。石塊山みたいに木も育たないようなところでも、ゴルフ場になると高い値がつく。木は二束三文で、植えていても値段にならないわけですよ。ペンペン草が生えているような、ゴロゴロした山がゴルフ場になると高く買われるわけですね。

こんなバカな話があるかと皆が思うのだけれども、世の中がそういう風に動いていくと、やっぱり人間というのは風潮になびかされていきます。これが私の言っている疎外論なんです。こうやって疎外されて農山村の人たちが勢いをなくしていきました。

人間疎外からの復活作戦

これが近代化政策による大衆消費社会の中の農山村の姿であったと私は思います。

農山村の住民の心に深く突き刺さっている疎外感を何とか取り除かないと、地域経営とか、地域振興とか、地域を発展させるといってもできないのです。みんなが疎外されて勢いをなくしているので、旗を振っても躍るわけがなく、これを除かなければならない。

1980年当時、栄村の企画課長であった私は、何とかしなきゃいけない、勢いを取り戻さないといけないと思い、心の復活作戦をやりました。農山村と都市、それも中くらいの都市でなくてマンモス都市の、いってみれば東京のど真ん中にあるような住民と交流をさせれば、栄村の人はきっと勢いを取り戻すであろうという仮説を立てました。

栄村の農家の空き家を利用して、「故郷の家」というのを作って、栄村の人たちと東京のど真ん中の人たちを交流させたわけです。なぜかという、過密、過疎というのは、現象はまったく違っても発生の原理は同じだからなんです。高度成長による大衆消費社会が生み出したところの資本制商品社会が作り出したという根っこはまったく同じなわけです。兄弟なんです。形の違う兄弟なんです。何といえはいいのか、よく似ていない兄弟、体つきはまったく違うが暮しに悩んでいる兄弟なんです。

しかし、農山村と都市の住民は離れているわけで、これを一箇所に、一つの中に入れて話をさせる。すると自分たちの成り立ちやそうなった原点が必ずわかるというのが私の仮説なんです。手前味噌みたいだけれども、これが大当たりで当たった。

今、栄村が何かやり出したということは、その過程を踏んだからなんです。本当に色々なことがわかりました。今日はそれを全部言っているわけにいきませんので、一

つだけ紹介します。

ネコツグラの話をしましょう。みなさんにご存知ないでしょうけれども、雪国には、いわゆるツグラというのがありました。保温器です。赤ちゃんのツグラは赤ちゃんを入れて育てるツグラです。信州は寒いので、赤ちゃんをツグラに入れます。方々で名前が違って、ツブラと言う所もあるが、私のところではツグラと言う。藁で編んで作るわけです。

猫ツグラは猫の小さな家なんです。入り口が小さくあって、冬になると寒いから猫がちゃんと中に入るんです。それから赤ちゃんを入れて育てるツグラがある。それから大根ツグラ。大根は水分が多く、凍ってしまうと中が駄目になるので、ツグラの中に入れて保存するわけですね。それから飯ツグラ。ご飯をあたたためておく、ジャーが今あるのかどうかわかりませんが、今風に言えばそういうものです。栄村ではお釜をそっくりその中に入れて、上から蓋をする。これが全部藁で出来ているんですね。そういうのがありました。

古ぼけた猫のツグラを、交流してきた都会の人が見つけてきて言いました。「これなんですか、不思議なもんだ」「これは猫のツグラだ」「うちのミーちゃんに是非欲しい。うちミーちゃんは寒がってしょうがない。是非作ってください」といったやりとりがありました。

ところが、これを作るといっても老人にしか作れない。作れる人がそんなに大勢いなかったんです。でも、どうしても作ってくれということで作りました。1個5000円位の話になったが、3日間くらいかかる。3日かかって5000円ですから、経済的には

何ということはない。ところがそれを『家の光』という農協系の雑誌が取り上げたので、これは珍しいもんだということで、沖縄から北海道まで注文が来ました。沖縄の猫は入るかどうかわからないですけど、北海道は寒いから猫は入るでしょう。

でも、注文が来ても作り手がない。数人はあっても対応しきれない。3年も待たなくては行けない。3年待っても作ってくれと注文が殺到したのです。

猫ツグラが届いて、代金を送ってくる人からウイスキーとか手紙がくる。皆がワクワクして、うちはこんな手紙が来たとか、うちはウイスキーが入っていたとか言って喜び合う。それから作る人を100人以上も増やして、経済的にはたいしたことではないのですが、今も続いているんです。

人々の精神が疎外から完全に立ち直らなくても、打ちしがれていたところに、自分たちもやればできる、人を喜ばせる何らかの力があるということが体験できたわけです。それから藁細工の個展を東京のど真ん中で開いたじい様も出てきた。お金にはならなくても、人々が精神的に燃える。そういうことを通さないと地域の振興というのはなかなか出来ないと私は思ってきたのです。私の故郷で、都心のど真ん中の人たちと交流させる企画というのは非常に的中したと私は思っているんです。

したがって、疎外論に基づかない振興政策というのは大した力がないと私は思っているんです。これは農村だけではありません。

子どもまで含めてすべての人たちが疎外されているんです。子どもが子どもらしくなくなっていくというのは、みんな疎外から来ているわけです。教育基本法のせいではないんですから、子どもたちを疎外から

解放しない限り、勉強もしないし、荒れた子どもを立ち直らせることも出来ない。これはちょっと余計なことですけど。農山村の人たちを元気づけるのに疎外論から入ったつもりなんです。

官治行政を超えて—— 実践的自治の村づくり

1988年に私は村長に就任を致しました。

一応、疎外から立ち直った栄村の人たちでございまして、私はスローガンを「実践的住民自治」としたわけでございまして。1988年頃は、住民自治なんてことをあまり選挙の公約で言った人はいないと思うんです。中央とのパイプが太いかどうかというパイプ論が横行していた時に、私は「実践的住民自治」をあげました。栄村の人は理屈などはあまり知りません。雪国の人とはとにかく何か黙々と仕事をする性格を持っている人が多いので、理論などというよりも自分たちの考えで、自分たちが実践するという「実践的住民自治」というのを掲げてみたわけです。

最初に公共事業であります土地基盤整備事業の改革に取り組みました。国の農業構造政策の本命、農林省の一番の中心的な事業は圃場整備事業なんです。土地改良法に基づく圃場整備事業ですね。ひところは農林予算の50%がみんなそれだったんですね。そういうもので農村の圃場整備を進めてきたんですけど、栄村みたいに棚田の多い農山村ではなかなかうまくいかない。

そこで村長になったときに官治行政の転換をしました。

「官治行政」というのは、圃場整備の設計基準とか、補助基準とかを全部官が作るん

です。中央の官僚が作ったものを全国が貰ってやるんです。官僚が支配している行政の枠ですね。官治行政という名前の行政があるかどうか分かりませんが、私はそういう意味で使っているんですが、これを地域の実状に転換してやっていく、それを進めるといのが私の最初の公約でございました。

栄村は棚田が沢山ありますから、圃場整備をしなくてはなりません。全国一律のそういうものは補助金を貰っても、棚田のようところは平場の農村と比べると、事業費が1.5倍から1.8倍くらいかかります。

補助率も平場になりますと、国営事業では補助金は9割以上もあるわけですね。それから県営事業。これも8割5分くらいの補助金があります。

山村ではそんなに大きい事業をやりませんので、山村は補助率は5割くらい。いくらあっても5割です。補助率が少ないのに事業費が1.5倍から1.8倍もかかればやりたくてもやれないのです。

そこで自分たちでやろう、栄村地域で伝統的にやってきた「田直し」という方法でやろう、ということになる。疎外論から放たれると、住民というのはその地域に生まれて持ってきた知恵を持って事に臨むのです。

ある仕事をしようとか、ある事に臨んでとっさに対応できる人格と深く結びついた行動を私は技とか知恵と呼んでいます。

勉強して知識があるとか、科学的な知識があるとかではなく、圃場整備のやり方などを自分なりに考えつく、現場に合ったようなやり方が浮かんでくるというのを知恵というのです。

その人なりの人格に深く根ざした知恵。色んな知恵があると思うんですね。

昔は、村の中に鍛冶屋などがあった。自給自足をしていたんですが、そういう人たちが伝統を受け継いで、その地域内で生きていこうとする知恵があったんです。

山の道づくりの現場を覗けば、ここをこうしようということがすぐに分かる。知恵が出てくる。そういう、人間が持っていた知恵を資本制大衆消費社会というものが全部投げ捨てさせた。

自分の知恵で仕事をやらないで、買えとか、請負の事業者を雇ってやれば補助金が出るというように商品制社会へと誘導されて地域は衰退していった。

それを復活するのが疎外から立ち直った人たちで、その人たちが知恵を出して田直しをする。私が村長になった翌年からやり出しました。

田直しの思想

田直しというのは、平場ではなく、棚田の3枚を1枚にして作りやすいたんぼにするということでございます。平成元年から今までの14年間に、栄村では1251枚のたんぼを450枚に整備をしました。

1251枚を450枚にするということは、棚田3枚を1枚にしたことになります。これを面積にすると36.6ヘクタールです。ここがかかったお金が1億4400万円。

大体10アール当たりで40万ちょっとかかったことになる。私は目標として、40万円以下でやりなさいと言ってきました。40万以上かけると、お米の代金から圃場整備のお金を払えなくなるので、それ以上かけては駄目だと言ったのです。

米価から計算すると本当は20万なんですけど、20万では圃場整備が出来ませんので、

村が20万足して40万にしたわけです。

農家の負担は20万でないとお米の値段から圃場整備のお金は出せないと計算したのですね。こうして14年間ずっとほぼ40万でやってきたわけです。

今、土地改良法による、私のいう官治事業でやるとどのくらいかかるかという、180万から200万です。10アールあたり五倍くらいかかるわけです。

同じやり方でやっているわけではないので、単なる倍数は必ずしも当たらないですけども、しかし、ある程度の目的を達成できる、合理的なものづくりが40万でもできるということです。中型機械をいれてちゃんとやっていけるわけです。なにも200万もかけなくても出来るわけです。いかに補助金があるといっても、補助率もせいぜい5割です。計算すると補助残よりも40万は安く出来る。補助金を使わないでそういうことをやってきました。

これが全国へかなり波及をしまして、毎日のように人々が栄村に見にきます。あまり他でやったという話もないんですけど。しかし、こういうことで棚田の整備というのは出来るんですね。

農家も非常に喜んでいて、栄村の農家は600戸くらいありますが、そのうち429戸がこの事業をやっています。7割の人がやっている。農家にとってもベターな事業であったと私は思っています。

田直しというのは、村が事業主体になってやります。村内のパワーシャベルの名手がリースで仕事をする。

昔は田直しというと、鍬やスコップなんですけれども、今はパワーシャベルでやれますから、村の名手にリースで来てもらう。

最初は1時間7000円でしたが、今は8500

円で来てもらっています。そして、農家のじい様（農民ですね）、オペレーター、それに役場の職員が現場で「ここをこうやろう」「ここをこうやってくれ」と言うわけです。

傍らでオペレーターが聞いていて、これを頭の中にインプットしていくのが設計です。

そうすると、大体何時間くらいで出来るから、それに単価をかけると事業費が出てくるんですよ。

職人というのは大体それくらい能力はある。やってみなければわからないじゃ駄目なんです。農家の話を聞き、何時間でやれると確信を持って言うのです。それと8500円をかけると、およそその事業費が出るわけです。

そして役場の職員が金額を農民に提示する。そうして「そんならやってくれ」という具合になる。

こういう風なやり方でやっていっているのですが、農林省の方が見に来て、あんた方のやり方は設計書も何もないと言います。確かに「書」はないけれど、設計はオペレーターの頭の中にちゃんとインプットされているんですよ、と私は言うんです。

いかに正確な設計書を作っても、業者はその通りには全然やっていない。それよりも、名手と言われるような者がきちっとやれば、設計書がなくても農家の指示どおりにたんぼを直してくれる。これが田直しなんですね。

こういうふうにして、栄村はまだまだやっているわけですが、優れたオペレーターが一人しかいませんので、そんなに沢山はできません。慌てることはないのほちほちやっています。それでももう大部分が終わりました。

私たちの言葉で田の面、面をツラと読んで田面（たずら）と言います。

たんぼの面がほぼ揃ったら、農民たちに共同化してくれと言ってきた。今は集落共同が7つあるんです。

昔は農家は経営センスがないから、五反百姓でも借金をして耕運機を買ったり、田植え機を買ったり、脱穀機を買ったりすると言われました。でも、たんぼの形が全部違うと、利害相反してなかなか共同化できなかったんですね。

効率の悪いたんぼ、それから効率のいいたんぼが協力してできないんです。田直しによってどこのたんぼでもそんなに苦労しないで中型機械が入れば、いくらでも共同化ができるようになる。

したがって、栄村では7集落が共同化をしていて、トラクターから田植え機、それからコンバインも一台ずつあれば間に合うようになりました。

田直しから道直しへ

それから、今度は道も自前でやったらどうかと言う話になりまして、「道直し」というのもやっています。集落の中の道を村が独自な方法で作るのです。

これも官治事業ではなくて、村の独自事業でやろうということで、平成5年からずっとやってきております。

計画まで入れますと、平成5年から数えて42路線やりました。

今年の秋になると、42路線加わるんですが、8172メートルになります。幅員は3.5メートルから4.5メートルで舗装道路です。

そういう集落の中の小道ですが、何のためにやるかという、集落の中を除雪するためなんです。

道路除雪というのが昭和50年代から始ま

りましたけれども、国道とか県道とか、それから村の道路の一級路線とか、大きな道路だけでした。集落の中はしてなかったんです。

ところが最近になったら、宅急便だとかLPガスを使うとか、あるいは灯油を使うとかとなりまして、集落の中へも自動車が入ってこなければ暮らせないようになってきました。

宅急便も集落の中を担いで走るというわけにはいかないので、各家庭まで自動車が入りなく入らないととても暮らしが成り立たない。それで可及的速やかに道路作りをしなくてはならなくなったのです。

けれども、補助事業では予算が栄村だけにそんなに割り当てになるわけでもない。またそんなことを補助事業でやれば、お金がかかってしょうがない。ということで、これも村が自力でやることになったのです。

村と地域の人が協働して、11年で42路線が出来ました。村と地域の人たちの協働がなければこんなことをやれるはずがありません。

単価の方も1平方メートルあたり1万円で出来ます。

3.5メートルの幅員があれば1メートル当たりが3万5千円で、4メートルならば4万円ということです。これも国土交通省の設計と同じでやってるわけではありませんので、比較にはなりませんけれども、私は3.5分の1くらい、もしくは3分の1くらいの安さではないかと思っています。とにかく目的を達して、いま栄村では朝3時半から7時半までに集落の中まで除雪をします。75キロをやっております。

3時半から7時半までの4時間で75キロを除雪するんですから、そんなに楽ではありません。

そこまでやって無雪地帯と同じ生活レベルまで近づけようというのが私たちの目標であります。

そうでなければ、宅急便が来ても、あそこに置いてあるから持って行って下さいと言われては暮らしが成り立たなくなる。

このように、暮らしやすさをどう作るかということをやっけていかないと、豪雪農山村では暮らしが成り立たない。また、こういうやり方でないと小さい栄村の財政だけでは事業はやれない。

農家と地域の人たちとが一体になってやっているのが実態でございます。

小規模自治体が生きる道—— 循環型地域経済

小規模自治体の経営問題を考えると、財政を動員した循環型地域経済というものを意識的にやらなければならないということが次の課題でございます。

何も行政だけではありませんけれども、お金を同じく使うならば、地域循環的な経済を築くような意識的な活動が必要であろうと私は思っています。

単に金銭給付型にするのではなくて、地域経済の循環型に福祉施策を使っていこうと考えています。

地域の人達に大いに実践的に福祉に参加をしてもらおうと私は思っています。

例えば除雪にしても、これは生活環境を守るのですから福祉政策なわけです。

オペレーターになるのも、除雪機械に乗っかるのも村の人にやってもらう。

村の人に賃金を払う。そういうふうになれば、仕事のない栄村でも多少は仕事が出る。そして、それが地域の人たちの生活

環境を守ることになる。

栄村は高齢化しておりますで、その人たちの屋根の除雪を誰かがしなくてはいけない。

高齢になりますと、屋根に不用意に登って、落ちて亡くなったり、事故が起きたりということが非常に多くなるんです。

栄村では補助金じゃなくて、申請に基づいてそういう家の除雪を村がします。いま160戸をやっています。

その160戸の世帯を除雪する人が15人います。12月15日になりますと、3月31日まで特別公務員を15人ほど雇い、160戸の世帯の除雪を担当してもらいます。出勤すれば、その人たちに一日1万1500円払います。

雪ですから、降らないということもあるわけです。せっかく仕事をするということで、用意して待機していたにも関わらず雪が降らなくて働く場がなくては困るので、月の二分の一だけの稼働日数は保障をしています。

保障するとうまくいって、全然出勤しないなんてことはないのも、なんとかそれでもひと月で平均18万くらいにはなっているわけです。

高齢になっても屋根の除雪が出来ない人が暮らしていけるのは、そういう人が除雪をしてくれるからという風にも言えます。もちろん、この160世帯の中では有料の世帯と無料の世帯とを分けてあります。

160世帯のうち有料が120世帯、無料が40世帯の割合です。これは集落の民生委員が実態調査をしてそういう区分けをしています。こういうふうにすると、片方では除雪は非常にありがたいという人がいて、もう一方では出勤するといくばくかの賃金収入が入るという具合になります。

栄村流の介護保険—— 下駄ばきヘルパー

それから介護保険というものが始まりましたが、これは今の栄村にはうまく当てはまらないんです。

栄村の人には、大体充実した年金がないんですね。国民年金はあるけれども、それ以外の年金はない。

今の介護保険は充実した年金のある都市型の保険なんです。年金のある方はある程度高くても保険料を取られ、そして介護を受けられるか、あるいは施設に入ることができる。

栄村の高齢者は国民年金くらいしかないので、保険料が上がると保険料を払えなくなる。施設にも入れなくなる。

そういうこともあるので、出来るだけ保険料を安くして、そしてまた自分の家もある、いくばくかの畑もあったりするわけですから、出来るだけ我が家にいたいというのは欲求として当たり前なんですから、なるべくそういうお年よりの生き様を達成させてやりたい。ということになると、栄村は栄村で独自の方法を考えなければ駄目だということになるんです。

いろいろ考えた結果、住民にヘルパーになっていただくしかないと思いました。

そして、介護保険が始まる前年に要請を行なったところ、160名の応募がありました。そこで、村民の皆さんに学んでいただいて、2級、3級のヘルパーの資格を取っていただく。今年もまた2級の講習をやっております。こうして200人近い住民ヘルパーを育てました。

ヘルパーという専門職業ではないけれど

も、私たちが地域のお年寄りを必ず見ますという体制を作ろうということです。

ヘルパーが専門ではございませんので、弁当をもったり、カバンを持ったり、靴を履いたりして遠くへ出勤していくようなヘルパーではないわけです。

百姓をしている、きのこを作る、畜産をやる、そういう家で働いている人がヘルパーですから、どこへも行くわけではありません。ただし自分の空き時間に、隣近所で、下駄をはいても行かれる場所でヘルパー活動をする。

そういう範囲で助け合いをしようということで、（下駄をはかなくてもいいんですけども）このヘルパーに「下駄ばきヘルパー」という名前をつけて、下駄ばきヘルプ体制にしたわけでございます。

平成12、13、14と3ヵ年が終わりました。

栄村は居宅介護がほとんどでございまして、施設介護を受けている人は今、20人です。

65歳以上の1号被保険者という方は1100人いますけども、そのうち20人が施設介護を受けている。他は全部、居宅介護です。この下駄履きヘルプ体制のなかで介護を受けている。

40歳から64歳までは二号被保険者です。この人たちは、給料を支払うときに日給から引かれるわけですね。ですからどれくらい取めているかはあまり意識がないんですけど、65才以上の1号被保険者は年金から引かれるわけですし、ない人は自分で納めるんですから、今65歳以上の人の保険料がいろいろ問題になっています。

平成12、13、14年とやってきまして、今年改訂作業をしているんです。今年、保険料が全国的に2割5分から3割5分くらい上がったんですね。しかし、栄村では0.8%

下げました。今までは1967円でしたが、0.8%の17円下げて、ちょうど1950円に致しました。

長野県の平均は3200円位ですから、長野県平均の6割が栄村の保険料になるわけです。長野県で2000円以下の町村は、栄村一村だけなんです。全部2000円以上です。むしろ3000円に近い。そういう状況になっています。

なぜこんなに低く出来たかということですが、栄村には施設がない、遠いということもありますし、その他いろいろな条件があります。それでも下駄履きヘルプ体制というのが大いに役に立っていると私は思います。

24時間、隣近所で付き合いという体制を作ったのです。

特に秋山郷という遠いところは、高齢者ばかりが住んでいて、40キロ以上離れています。冬にヘルパーが行けば一泊してくるようなところ。夜中に1時間のヘルプをして泊まってきたら、大変な経費になって、現実的に成り立たなくなるので、この秋山郷の地域にも12人の下駄履きヘルパーがいて、24時間年寄りを見る体制になっています。

しかし、下駄履きヘルパーは単なるボランティアではありません。

下駄履きヘルパーが行ってヘルプをすることは、介護保険を使って介護をすることになるわけです。介護保険に該当するのだから、いやしくも皆が勉強してちゃんとライセンスを取った以上、この時間だけは専門家だよという自覚を持ってもらう。それと同時に、栄村が保険者ですから、彼女たちの働きを専門行為だと認定するという約

束になつとるわけです。

身体介護は1時間に1500円の時給を払います。洗いのなどの家事介護は1000円です。深夜は5割増しにします。それから中深夜は2割5分増し致します。

だから時給ということから見ると、今で普通の時給は600円から800円くらいですから決して悪くない。むしろはるかにいいと思います。それは介護保険をやっている専門家というプライドをもってやってもらわないといけないからです。

近所の人にヘルプしてもらうのは嫌だ、なんてこともあるんですよ。赤の他人の方が気楽だ、なんていう人もいます。

近所の人に本当に好かれるようなヘルパーでないと本当のヘルパーではない。顔を知らないからというようなことではすまされないと私は思っています。

ヘルプを受ける人も、近所の人からきちんとしたヘルプを受けられるということであれば受けてもらわなくてはならない。それに、近所の家に行ったからと言って、あそこのうちはこうだったとか、ああだったとかということをやりに言いふらすようなことをすると、あの人にやってもらうのは嫌だということになるので、いやしくも専門家としてやって貰わなくては困るよと言ってきました。

ということで、最近やっとそういうことが出来るようになり、私も初めは心配したんですけど、今ではそれほど心配することはないなと思っています。そういうふうにして、地域にあったやり方をやっていると、小さい自治体の経営というのは成り立たないのです。

新発想による都市と農村の交流

時間が来てしまいましたので、これで終わらなくてはなりませんが、最後に小規模自治体の展望をお話します。これは合併や他にいろいろありますが、自治体、特に農山村の小さな自治体であっても、ちゃんと権限があり、我々も所得を査定して税金を取ったりする権力者ですから、予算を立てて、収入を見込んで、そして支出を見積もりして、収支を立てなくてはならない。

職員組織をして公的サービスをするということは行政体として当然なのですが、しかし、農山村というのはそれだけはいけない。

ヘルパーをやり、道をつくり、田直しをやってくる過程で、昔のように封建的ではないもっと自立した、自治に富んだ人たちの共同体を基盤とした行政体にしていかなければならない。

しかし、一方で地方分権や国の財政危機のために自治体の財政は今後縮小を迫られます。特に規模の小さい栄村みたいな所は、目も当てられなくなる危険性があると私は思うんです。

さて、ただ行政を縮めることだけ言っても困るので、産業社会の時代であっても、栄村らしい生産をどうするかということが私の今一番悩ましい所であり、一所懸命取組んでいるところです。富士通も出て行ってしまったため、いまさら企業誘致といってもそうはいかない。そこで、栄村の資源をなんとか有効に活用するというので、新しい都市と農村の交流というのを考えました。

6月18日の夕刊の「鼓動」という所でシルバーの「農芸科学者」を募ったんです。

都市にはシルバー科学者がいるはずだと

思います。

いまさら企業に頭を下げて就職しなくても、俺は農山村へ行って、持っている技術を農山村の人達に伝えたり、あるいは一緒になって研究をしたいという人は必ずいるはずだと思って、私は「鼓動」という所に書いたわけです。

そしたら70歳前後の錚々たる科学者の応募がありました。私は農は科学であり、農は芸術であり、農は博物であり、農山村には科学の力を入れればもっと資源を活用して生きる道はあると思うのです。

「私は〇〇大の農芸化学科出身で味噌の研究をやっていたけど、もう定年で辞め、村長の意気に感じたから話し合いに行きたい」なんていうような人が11人も出てきたのです。11人が皆、報酬なしで来ると言うんですよ。

無料でもいいといっても、こちらに来た時に、一週間に何回くるとか、月に何回来るとかを決めて、滞在費くらいは出さないといけないことにはなるとは思うんですが、そういう人が都会にはいくらでもいるんですね。

下手な合併をするよりも、むしろ60歳で定年退職したシルバー科学者をどんどん農山村に呼ぶ。必ずしも無料でなくてもいいわけで、それを府県単位でやってくだされば、日本の農山村へもっと科学の目が当たり、人間の暮らしに役立つようなことが出来るはずだと思うんです。

本当に錚々たる方々にきってもらって、次には第二段の交流をしたいと考えています。

これまでは疎外から抜け出す交流でありましたが、これからは積極的な接近を図り、都市と農村の交流によって、今後の農山村地域を何とか再生したいと考えています。以上でございます。

条例によるまちづくり

愛知県高浜市長
森 貞述

森 貞述（もり さだのり）

愛知県高浜市は衣浦湾に面する面積13km²、人口4万人の住工混在型の小都市。古くから港湾・交通の要衝であり、三州瓦の生産地として有名。近年は輸送機器関連産業が発展している。福祉政策と市民自治に関する先端的な政策で注目を集めている。特に3ヶ月以上の居住条件で在住外国人に投票権を与える常設型住民投票条例は全国で初めてのケースとして全国的に有名。また、高齢者の居宅を担保とする個人年金であるリバースモーゲージ条例も全国的には数少ない制定例である。森市長はこれらの条例制定に精力的に取り組み、行政運営に強い指導力を発揮している。



居住福祉のまちづくり条例

（1）子供も参加した地域福祉計画づくり

まず「居住福祉のまちづくり条例」の制定の過程を少しお話させていただきます。私ども平成13年度に全国社会福祉協議会のモデル事業ということで、地域福祉計画の策定をいたしました。これは社協が請け負って成果を出してるわけでございます。そして14年度は、この延長線上で市が独自で計画を作ることになりました。実は16年度から、義務付けではございませんが全国の自治体でその方向で策定が始まっております。どちらかといいますと、西日本の方でこの地域福祉計画の策定というのが、特に

福祉関係者の間では大きなテーマになっております。とりわけご熱心なのが熊本県でございます。県を挙げて色々取り組まれます。そんな関係で、私どもがこの地域福祉政策を策定するためにどういう枠組みでやったかということからお話の方がいいかと思います。

私は平成元年の9月に市長に就任しましたが、以来どちらかという、いわゆるトップダウン型でいろいろ進めてまいりました。とりわけ皆様方もご承知のように、平成12年4月から新しい介護保険制度というのがスタートいたしました。これは市町村が保険者で、ご承知の方も多いと思いますが、市町村が保険者というのは国民健康保険もそうでございます。国民健康保険はあ

る面では財政的に大きな問題を抱えている問題でございます。しかし介護保険というのは、分権の時代にあって自治体の力量が試される試金石になったのではないかと考えています。そのスタートをするために、ある面ではトップダウン型で物事を進めざるをえなかったということです、土台を作るためにですね。

例を申し上げます。地域の中で人を育成する。たとえば介護保険制度という一つの政策をとらえましても、ヘルパーの養成講座を含めまして制度を支える人材が要るわけです。こういう方々の養成を平成4年からずっと続けております。ざっと毎年40名の方たちが資格を取得します。現在は600名を越えております。こういう方たちが地域の支え手になっているわけです。

今度はその方たちが自分の考え方を持って、例えば宅老所とか色々な所でボランティア活動をする。その時、自分たちはこうやりたいんだということを私どもに提案されることがある。

この件では、私どもは議会とよく対立しました。議員の皆様方は、色々な所で宅老所を運営する場合、その運営を一本にまとめてやるのが当たり前じゃないかと言われるね。例えば利用料はいくらとか、そこで出す昼食はいくらとか。俗に言うと、まとめて自分たちの目が届く所に置くということでしょう。

しかし、住民の皆様方はそういう考え方を持たずに、自分たちのやりやすいルール、自分たちの自己実現のできる、あるいは継続のできるやり方でやらせて欲しいという。そういう意識が芽生え始めてきておりました。そういういわゆる人材、住民の方の人材育成に取り組んだこととなります。

それから介護保険制度という新しい制度を担う職員というの、これは先ほど申し上げましたが、分権で自治体の力量を試されるということになれば、これをやり遂げられるだけの職員体制を含め、職員はそれだけ色々な研修に取り組まなければならない。そういうことの中で、この地域福祉計画が出てまいりました。

行政における色々な計画というのは、行政が中心となって、審議会とか議会に提出するというのが従来のやり方でございます。しかし、私どもはこの計画を策定する時にご指導いただいた教授に、小学生から公募の委員として認めようじゃないかと言っていました。なぜ小学生なのかというのは、やはりこれからの福祉の担い手は次の世代のことを考える、次の世代がその意識を持ってもらわなければ支えることはできないのだということでございます。

幸いなことに小学生から高校生まで36名の方達が「168人委員会」に参加してくれました。168人委員会、即ちひろば委員会、これは私どもの再開発事業で出てきたビルのところ「いきいき広場」という福祉の総合窓口を、いわゆるワンストップサービスができる広場を設けたのですが、これをもじりました。語呂合わせで168人委員会、ひろば委員会なんです。そこに先ほど申しました36人の小学生から高校生までが入りました。

行政で計画をつくる場合ですと、委員の年齢は20歳以上ということでした。しかし、この計画は社協の中での取り組みでございましたので、高校生の方が策定委員として加わることが可能だったのです。

(2) 高浜らしい計画策定プロセス

この168人委員会は146名のメンバーで、

小学生から一番の最高齢は85歳の方ですが、その中で子供たちは子供たちでグループを作りそこで意見をたたかわせていました。そういう中のメンバーが策定委員会のメンバーとして出てきて、そこで議論をしていただいたという経過がございます。

168人委員会は、従来の委員会と違い、例えば100人委員会やワークショップ、そういう考え方で1年間、みんなの思いを描いていきます。このなかで、私どもは色々な意味で新しい取り組みをはじめました。

168人委員会は、全部でグループが5つに分かれていますので、他のグループの状況がなかなかわからないものですから、発表祭で他のグループとも情報を共有する、それから住民に対してもきちっと発表の機会を持つということをやりました。学園祭のようなものですね。それを経て13年度に1つの案ができあがりまして、社協のほうに報告いたしました。

14年度はさらにこれを広げていくことに腐心しました。13年度で下地といいますか、市としての基本計画を作る足がかりができたこと。そして14年度にそれが動きだしました。そこで私どもが一番最初に取り組んだのは、いわゆるパブリックコメント、つまり意見公募でございます。介護保険の第1段階の高齢者福祉計画と介護保険の事業計画の時に、初めてパブリックコメントというのを募りました。これはある面で、私ども行政の職員の意識と説明責任、それをそこで学び、習得したということで、やはりあの制度は色々な意味で私は革命的なものであったと思っております。

今度はその地域福祉計画（案）の中間報告をします。その勉強会は、策定メンバーの人たちが住民に向かって、その素案を説

明するわけです。ということは、委員会の住民の皆さん方は、会合に出、自分自身で学び意見をたたかわせ、それをまとめ、報告会に参加した住民の皆さん方と意見をやり取りすることになります。それに対して当然色々な意見が出てくる。これに対して自分たちが答えていく。こういう勉強会、中間素案の勉強会をやっていただきました。

委員会の住民の方々にとっては同じ住民の方と対峙してやるわけですから、自分たちが学んできたことはこうだと、これに対して住民の方たちの意見は色々あるわけです。これに対してはこうだというやり取りが出て来ます。そして今度は私どもも行政が、パブリックコメントや計画に反映できますとか、あるいは困難ですとか言う。その課題は今これから計画中ですので模索していきましょうとか色々なパターンにわけてお返しするというやり方です。最後に私どもがまとめて、そして、こうなりましたということで、最終的に今年の3月に報告書として議会にも報告しました。

この経過の中で、168人委員会の中でどういう仕組みを作ったかといいますと、まず先ほど申し上げたとおり、色々な方が146人入りましてグループに分けました。その際、市の職員もメンバーとして入って一緒になって勉強しました。

それからもう一つ。サポーターという形で、色々な意味で指導していただく、あるいは途中で軌道修正しないといけなくなった時に助言していただく、そういうメンバーにも入っていただきました。私どもは日本福祉大学と連携をしております。その大学院生の皆さん方、社会福祉に興味を持ち将来はそういう方向に進まれる方々に、サポーター役で入っていただいたわけです。

平成13年の当時は、今のように学校が毎週2休ではございませんでしたので、週2回のお休みのときに参加していただくということで、サポーター役を買って出て下さったのです。そのような仕組みでやってまいりました。

(3) 居住福祉（安居楽業）推進プロジェクト

さらに私ども内部の職員プロジェクトとして、神戸で阪神淡路大震災の時に色々ご苦心をされた神戸大名誉教授の早川先生が前からご提唱されている「居住福祉」という理念を、職員は私ともども勉強してまいりました。

長いこと勉強してその「居住福祉」の考えかたと、いわゆる地域で支えあうシステムの地域福祉とをオーバーラップさせる。こうした地域の支えあいを「安居楽業」と申しますけれども、安心しての安、居住の居、楽しいの楽、そして仕事の業ですね。言い換えると、生活の基本である住まい、それとあわせて自分の周辺の居住環境、それが生活すると同時に住み続けられるという状況、そういうものが望まれる。

さらに地域に生きがい、まずは仕事があれば一番いい。例えばOBの方だったら、自分の生きがいを発揮できる場がある。こうした居住福祉という理念を地域福祉計画に何とか盛り込めないかと。地域福祉はまさしく居住福祉の延長線上で、私たちが学んできたことを生かすことできるのではないかとということで、居住福祉のまちづくり条例というものを作りました。

市にはご案内のように総合計画というものがあります。この下に例えば、地域福祉計画というものがありますが、計画づくりの前段階では、地域には高齢者がおられま

すし障害者もいらっしゃいます。子供さんもいます。地域にはいろんな方が住んでいらっしゃるわけです。これに対して、私どもは従来ですと、所管ごとに縦系列で全部考えてきたわけです。障害でも知的と身体と精神に分けるとかですね。そして、それぞれ計画を作ってきました。

しかし地域福祉計画はそうでなくて、地域にいる人たちによる支え合いを横軸に通すことで、この地域福祉計画を総合計画の次にもってきました。そしてその並列に例えば住宅マスタープランがあったり、「健康日本21」があったり、あるいは防災計画。いま東海地震や東南海地震、南海地震とかで騒がれておりますから。これら自分達の住まいのインフラを含めた居住環境を下支えするのが、今回制定させていただいた居住福祉のまちづくり条例です。

私どもがずっと続けてまいりました福祉を切り口にしてまちづくりをしていく。そういう中でのトータルの位置づけに、この居住福祉のまちづくり条例を考えたということです。

私どもが地域福祉計画を勉強しなかったらおそらくこういう考え方はできなかったと思います。私どもは住民の皆さん方と協働で地域福祉計画を作り上げ、それに基づいてそれを具体化していく。そして今度は、それを政策的に肉付けしていかなければならないのです。まだ理念的な条例ではありませんけれど。

(4) 地域を総合的にとらえた計画

先ほど申し上げたとおり、従来ですと、住宅マスタープランだと建築の分野、健康の分野だとこれは保健だと、細分化されていくのですが、この場合はそうではない。

やってきました。これが「子供市民憲章」になって結晶しました。

この憲章のメッセージというのは子供たちが自分たちの言葉で作りました。その中に5番目ぐらいのところに「むかつく」という言葉が入ってます。これは彼らにとってどれほど重みのある言葉かということを、私ども大人は受け止め切れていないのではないのでしょうか。

大人は、ただ子供たちが勝手に「むかつく」という言葉を言ってる、そしてそんな言葉言っちゃいけないとか、どうのこうのと言います。しかし彼らは、彼らの本音はこの言葉によって自己発露しているということなのです。この憲章を策定して普及啓発する委員会の中で、住民の皆さん方と議論しました。しかし、彼らは最後まで、この言葉だけでは何があっても取ってもらっては困るという、彼らなりの意志が働きました。

結果的には、その議論の過程の両論併記にはしましたけれど、その言葉をきちんと記載して、私の方に委員長の方から答申を受けまして、11月1日に「たかほま子ども市民憲章」を制定させていただく運びとなりました。11月20日がたしか国連子供権利条約の批准日だということで、この日を選んだわけです。

(6) 合併問題から想うこと——住民力が基礎

先ほども申しましたように、市民との協働で地域福祉計画をやったことで、色んな効果がそこから生み出されてきました。私や職員たちもそうですが、次世代を担う子供たちもそうですし、地域住民のレベルというか意識が上がってきたということです。別の表現をすれば、私は「住民力」だと思います。住民力がついてきたのだと言えると思います。

いま合併の問題がいろいろ言われております。しかし住民力の足腰が弱ければ、合併しても、そのまちは市役所が遠くなったというだけで、結局自分たちの力で町をどうこうしていくというそういう自発的な力が生まれなくなったら、どんなに財政的に豊かになっても、私はただ絵に描いた餅、力を発揮することはできないと痛切に思いました。

先日、三重県の伊賀上野へ、あの忍者の里へ行ってまいりました。伊賀上野というところは、実は1市5町で合併することになっています。初めは2市5町村でやるはずだったのが、名張がそこから離脱しましたので、1市5町村に変わりました。その中で、行政は法定協議会を作って進んでいきます。16年の11月ごろには新市が誕生しますでしょうね。その中で社会福祉協議会もやはり合併協議会を設けてやっています。

けども社協、特に伊賀上野の社協は、実は私どもがよく勉強させていただいた先進的な社協です。そこの事務所の皆さんが言われるには、社協が合併していったとき、行政の合併とは違う、と。ここには社協を支えていた色んな共同体がこの地域にはある。仮に本庁舎は伊賀上野の方に置かれるとしても、大山田村とか伊賀町、あるいは阿山町は自分たちは地域に根ざして持っているものを、身の丈に合ったやり方でやれば、そして、それをいわゆるガバナンスできるそういう社協であればいいのではないかと。そうすると、地域に残されている多様な資源をもう一度掘り起こすということになると。こうした考え方は、私はこれからの時代で色んな意味を持ってくと痛切に感じました。

ご多聞に漏れず、私ども地域も5市合併

という問題がありました。ある市がノーということで、合併の是非を含めた議論すら行われずに、昨年の6月議会で終わりました。一応終わりましたけれど、これからどういうことを私どもは想定しなくてはならなくなったかということ、来年の4月に、反対した自治体が首長選挙と議会選挙をします。ちょうど統一選挙の1年遅れ。そうして恐らくメンバーは変わりません。ということは、ノーと言ったそのまちは首長が消極的であれば議員もということになり、つぎの選挙が4年後ということになれば、今年を入れて5年。そうするとまず10年はこういう状態が続くだろうということなんですよ。

しかし2005年3月31日をもって合併特別法が終わった後で、どういうことが起こってくるかいうことを想定しておかなくてはなりません。例えば全国の市町村を集約したものが1000になれば、国はそんなに圧力をかけないと思いますけれども、これが2000になれば、都道府県を含めて大きな圧力が働いてくると思います。

そうなると私どもはそういうことを想定して、どういうことをやらなければいけないかということです。居住福祉のまちづくり条例もそうですが、地域福祉の計画もそう、介護保険の中のリバースモーゲージもそうなんですけど、セイフティネットを今ある地域社会の中で作っておかないと、と思っております。

実はこれらをどういう風に地域を巻き込んでやっていくかということで、教育長と防災対策室長が構造改革プロジェクトのマネージャーになって、若手の職員を入れて検討をはじめています。構造改革プロジェクト、要するに足腰の強い自治体を今から

作ろうということです。

皆さん方ご案内だと思いますけど、普通合併協議会が立ち上がってくると、例えば地域内分権という、小学校区単位でのコミュニティ自治とか色んなそういう話が出てくる。これを私どもは逆にとりました。将来恐らく、10年先になるのか、もっと先なのかわかりませんが、合併話は再燃するでしょう。その時、周章狼狽しなくて済むように、前もって住民にとって一番身近な存在である小学校区単位で、地域内分権の組織というか、住民の皆さんに自発的に関わっていただくそういう組織を今から作っておくことを考えました。

行政体はどんどんスリム化していかなければならないし、その中で地域は足腰を強くしていこうとすると、自ずから地域内分権へ行き着くのです。それを小学校区単位とし、行政の職員が地域の一員として汗を流す。あるいはそこで地域住民と一緒に支えるという側に回ればと考えております。

セイフティネットとしての 「リバースモーゲージ 条例」

これは実は、リバースモーゲージ条例でも同じなんです。セイフティネットなんです。介護保険制度の保険料というのはサービスがなければ安くなる。そういうものなんです。しかし、皆さん御存じでしょうが、サービスを受ける方々は、ほとんどが隣はいくらだからうちも隣と合わせていこうといういわゆる横並びでやってきたのが実情です。しかし私どもの地域は、まだまだ地方都市です。住民の皆さんは自分の家屋敷を持ってらっしゃるけれども、しかし収入は、国民年金を含めて

年金の収入しかないという方が大事です。明治の終わり、大正、昭和のはじめ頃の年代の方が多いですからね。

これからは、企業の人のリタイア組は、厚生年金や企業独自の年金を持ってらっしゃいますので、それほどではございませんが、従来の枠組みからいったら年金は少ない。そうすると、その少ない年金の中で介護サービスを利用すれば1割負担が発生してきます。そこで私どもは、その資産、土地ですね、それに着目して、私どもなりの一つの考え方を進めさせていただきました。その中で出てきたのがリバースモーゲージ条例でございます。

この仕組みは、市民の皆さんがお持ちの土地に対して融資をする、そういうことです。実はこの時、一番私どもが苦勞しましたのは、融資の主体を決めることだったんです。都市銀行さんや信金さんというのは話にも乗っていただけませんでした。今は個人融資にも金融機関は積極的にお取り組みになってますけど、あの当時はそんなことは全然お考えにもならず、最後に、農家の方たちの土地の資産部門を持っておった農協さんが、私どもにぜひ乗りましょうと言ってくださいました。

このリバースモーゲージは、生活していく上で、年金の他に大体6万ぐらいあれば生活できる、そういうふうな枠です。例えば東京でしたら恐らく12~13万、それだけ土地の評価が高いわけです。ここで、最近私どもがなるほどと思ったのが、土地もかつては持っていることが良かったわけです。地価は上がるものという神話があったのです。しかし今は、ご案内のように土地は収益を生み出さなければ、持っているだけで価値は上がらない、そういう時代になった

わけです。

12年の4月にこの保険制度が始まったのですが、バブルがはじけたのはその3年前、世の中の色々な仕組みが変わったということです。このことに着目されたのが実は労働金庫です。労金さんはどちらかと言うと不良債権をあまり持っていませんでした。いろいろ企業に貸してませんから。勤労者の方たちの財産形成、いわゆる住宅に主に融資してらっしゃるんです。この方たちの年齢が上がってきた。ですから現役世代の時にはローンを返してます。今度ローンを返し終わって現役をリタイアした。それ以後はその財産、土地に着目してそこでまたお金を貸してということですね。

私は労金さんはすごくクレバーだと思いました。それはもちろん労金さんの財務体質の問題もあったかもわかりませんが、それ以上に、土地というものの従来の考えから抜け出した商売のやり方ですよ。ですが、私どもの田舎では、例えば私の父もそうです、先祖伝来の土地を何で売るんだと。公共事業の道路でひっかかるといいうならしょうがない。しかし、あえて土地を売るとか、土地を担保にという考え方は、明治大正昭和の初めの方たちまでは持っていません。団塊の世代以降の方は、あるものをどういう風に活用していくかと考えることができる、これからはこういう時代になっていくわけです。

この条例は確かに今私どもではPRさせていただきますけども、制度的にはまだご利用は出てきません。しかし、私はこれは労金が目をつけたということ、先ほどの土地神話と違う時代がきたということの中で、これからの一つのセーフティネットとして有効利用される日が必ず来る思っています。

これはやせ我慢かもしれません。

どうしてこういう条例があるのかということですが、例えば、介護保険でも医療費もそうです、税金もそうです、結構お金がかかるものです。それを乏しい年金から捻出する苦勞、そのことを考えますと、リバーズモーゲージ等のシステムを作って、色んな意味で使い勝手をよくしておく。それらををどう活用するか、これから私どもが考えなければならない、いわば転ばぬ先の杖ですね。

これは、実は行政が色々な仕事をする時に、従来のように何もかも新しいものを作るのではなく、現在あるものを、地域で慣れ親しんだものを、あるいは地域でそこに長いこと生活して根付いたものを活用していく。それによって、地域住民が先ほどの支え合いを含めて、協働ができる共同体としての役割を果たすことができる、そういう風になればと私たちは考えました。

住民投票条例

（1）制定の背景と経緯

一番最後になりましたけども、住民投票条例のことに触れておきます。そもそものきっかけは、私自身にとって、神戸の新空港がどんなに考えても納得いかなかったということです。あれはいわゆる区ごとに、みんな署名を集める人がきちんとされて反対署名を集められた。実質それでノーになった。その後首長選挙の時、逆の選挙結果が出たわけです。よく選挙で選ばれた首長や議員が、住民の意思を代弁する役割をになってると、そういうことが言われます。間接民主主義だからと。

しかし、議員の方が地域住民の色々な声、

それをすべて網羅してという訳ではないと思います。どうしても議員の皆様方はよって立つところがあるわけです。やはりそこに、住民と首長の齟齬、あるいは議員と議会との齟齬、ズレがあるんですね。社会が複雑多様化すればするほど、簡単にイエスカノーかではかれないそういう時代であるからこそ、逆にそういうことを直接、基本的に問うことは必要なことではないか、と考えさせられたのがきっかけでございました。

この条例を作ります時に、住民投票立法フォーラムの皆様方と色々とございましたけども、その制定をするまでの過程は、職員が、過去の自治基本条例、あるいは、他の自治体で否決をされた様々な条例を調べました。そんな中、私たちはいろいろ問題を孕んではおりますが、特色ある条例を作り上げることとなりました。

この条例を常設型にしたことが1つ、それから住民発議だけでなく、首長と議会からも発議できるということ、これがいろいろ問題あるというのは百も承知です。それから3分の1同意という、これもやはり問題があるということも。50%ルールというのは住民ボイコットが起こるんじゃないかとか。しかし実は、この常設型住民投票条例は、平成12年の12月議会に出させていただき、13年の4月に施行、14年の6月に改正をしまして、14年の10月1日からちょうど施行の1年前ということで進めました。

その過程の中で私どもの思いもよらなかった事態が起きました、合併です。私どもは合併を意識してこの住民投票条例を策定したわけではありません。先ほど申し上げた通り、いかにして住民と首長、あるいは住民と議会、この隙間を小さくすることによって、私どもに与えられたいわゆる行政エリアの中で、住

民の皆様方とコラボレーションをやって、いろいろなものを進めていきたいということでやってまいりました。

これが皆様方ご承知のように、原発や産廃や空港という問題で、住民の皆様方の発議で、住民投票条例を制定してほしいということで議会に出されて、そしてほぼ圧倒的に議会にノーといわれてできなかったというのが現実です。

思い起こしてみますと、私どもが最初に制定をさせていただいた12年の12月のちょうど1年前、11年の12月議会で、実は常設型住民投票条例の制定を目指されたのが、いま栃木県知事をやっておられます、当時今市市長の福田さんでした。しかしその時にはほとんどの会派がノーでした。それで、私どもは市政にとって重要な課題の時ということで、条例を持ち出しました。今市の否決の1年後でしたが、私どもは全会一致だったんです。

恐らく今市市長さん当時の福田さんは、12年4月からの地方分権という大きな流れの中で、自治体経営をどうしていけばいいのかという思いがきつとあったと思います。そういう中で制定を目指されました。そして私どもは1年遅れで、実際に分権がスタートし、介護保険制度もスタートしたところでこれを出した。この時間的なズレ、これが2つのまちの住民投票条例の運命を分けたということでしょう。行政にとっては、先見性というのはもちろん求められますが、しかし私どもには押し量れないものもありますね。

(2) 投票資格者の拡大——18歳と永住外国人

もう1つ18歳と永住外国人の問題です。18歳の件は初めの方でお話しました。永住

外国人は12年12月に制定し、13年4月施行の間に、市内にお住まいの在日の韓国の方からお手紙をいただきました。我々は、市内で営業もし、地域住民の方々と一緒に手に手を取って地域の担い手の役目を果たしておるんだと。納税をし、地域の町内会のことにも積極的に関わっている地域住民なのだ。あるいはご子息は青年会議所に所属され、仲間と一緒にやっておられる。色々な意味で自分たちは地域の一員だと。本当にそういう真摯なお手紙を頂いたことに私は動かされました。

施行後1年経った13年に、米原の村西町長さんがお越しになりました。あそこの住民投票は、合併の問題であったということでした。最初に出された時は否決をされました。そして次に永住外国人のことを入れられて、そして通りました。あくまで合併ということで、常設型の住民投票条例というのではなくて。

投票資格者を拡大するというのは、ある面では公職選挙法が立ちはだかったのも事実です。18歳も永住外国人も、公選法ではそれを認めておりません。公選法をどう崩すかが1つの大きな課題でありました。そこでごく単純な考え方なのですが、公選法でやるのが難しいなら、公選法なんて取っ払っちゃったらいいい。そんな簡単なことじゃないんだと言われますけども、そういう風に逆から考えていかないと、公選法の枠組みの中でやったらいつまでもできないというのが事実。今度ある党のマニフェストに18歳以上とか出てますけど、色々な意味で変わったと思います。

皮肉なことに、合併というものが加速度的にこの住民投票条例をつくり、どんどん実行に移されてたということが言えます。

従来のように住民投票の発議者が議会とか住民からではなくて、首長の方から発議するというケースが増えてきています。逆に合併のことがあるから民意を問うというのが一番大きな要素だと。また議会から出るのも同じようにそういうことだと、合併ほどの大問題になると、自然その結論に到達するのですね。

恐らく、私どもの条例もさらに進化していくと思います。私どもが承知していますのは、例えば政令市の広島市の場合は、請求者の要件は、有権者全体の10分の1です。条例というのはその町によって当然その背景が違うということでございます。

これをもう1つ別の見方をするなら、全国同一の条例を作るといふことのほうが問題かもしれません。地域特性を尊重しながら、地域で自分たちが考えた条例を作るといふことのほうが、これからの分権の時代、

しかも地域の足腰が強くならなければいけない、あるいは職員の政策形成能力が求められる時代、そういう時代には、必要であり大切なことなのかも知れません。

先ほどお話しました子供たちからのメッセージ、うまい文章ではございません。しかし文章の巧拙よりも、自分たちの地域に合った条例を、私どもが住民の皆様方に提示していくことをやらなければ、仮に合併してそのまま大きくなったりしましたら、もっと惨めになる気がいたします。

住民の皆様方に求められているのは、今のうちに強い足腰を作る条例とか、政策形成能力や公務形成能力を高める条例ではないかと。そしてその条例の根幹は、地域住民のセイフティネットをいかに作るか、これに私どもは問われているのではないかと。

ほぼ私にいただいた時間、3つの条例を駆け足でお話させていただきました。

第 2 部

市民が主体となる地域づくり

—NPOの多様な挑戦—

支援から協働へ—三重県のNPO行政最前線—

出丸朝代

みあこネットの問いかけ

—どこでも公衆インターネット社会への挑戦—

高木治夫

愛知万博と21世紀の市民社会

谷岡郁子

菜の花プロジェクト—協働型の地域循環社会をめざして—

藤井絢子

風車による町おこし

三上 亨

支援から協働へ —三重県のNPO行政最前線—

三重県生活部NPO室長
出丸 朝代

出丸 朝代（いでまる あさよ）

これまでの主な職歴

男女雇用機会均等法、育児休業法担当

病院経営・病院管理担当

1997年全国初のNPO担当となる

私を育てた環境

仕事を辞めずに子どもを育てながら働き続けることには、うんざりするほどのハンディがあった。そのため、同じ時間内に人より要領よく事務量をこなすこと、足りないときは昼休みもとらないでペースをあわせること、不満を言わないでこたもく済ませてしまうこと、楽しくやること、などなど。しかし、社会に対する不満も芽吹いた。男が先で女が後の昇進、サラリーマンの専業主婦の保険料を働く女性が負担している矛盾、個人事業主より高い、源泉徴収される月給取りの子どもの保育料。

いつも問題意識を持ちながら、いつになったら女性にとって安心して子育てしながら働ける時代が来るのだろうか、いつも自問していた。

これらのことで改善されたことはあるだろうか？ NO！です。だからわたしはいまだに育っている。

市民へのメッセージ

行政は、なんののかんの言っても、まだまだお上意識を捨てきれないでいる。これほど明快なモデルが示されている時期にきて、変わらなければならないことに鈍感である。

この状態を切り裂いていけるのは、まっとうな市民によって力を蓄えたNPOと確信している。

市民はもっともっと力をつける努力をしなければ、いつまでもお上の時代は続く。行政組織の中にいるとそれがよく見えるだけに、市民にはがんばってもらいたい。



皆さんこんにちは。

私は平成9年4月にNPO担当に配属されました。その時から数えてもう7年目になります。

私たちは、実は県庁から5分ほど離れた津駅に隣接する駅前再開発ビルのワンフロアに市民活動支援センターを開設して、その中におります。

毎月1回、市民活動ボランティア・ニュースを発行しております。本当はコンペで決めるんですけども、今では1社しか応募してきません。そこでいかに変化をさせたり特徴づけるか、委託ではなくて協働で作っています。毎月1万1千部を出しております。県内の有力銀行3行に置かせてもらっています。

それから「自分にあったボランティアってなんだろう」というものを出しています。

それから地域の間支援組織、インターメディアリーです。県内各地に存在して、この中でも場所を貸して人を雇うというのがもちろん数箇所あります。それが中間支援組織として機能しております。

最初はトップ・ダウンで

前置きはこれくらいにして、さっそく今日のタイトル「支援から協働へ」についてお話を進めましょう。センターでは市民が自分たちの活動を市民活動であることをアピールし、市民同士で色んな交流会もできるし、必要とあればビジネスのようなこともやっています。

市民を力づけるといいますか、行政は足りないところを用意して手伝ってあげる。あとは市民が自分たちでやっていく。じゃあ、行政の役割は何かということ、「支援から協働」がある。これが平成14年の4月から、三重県のNPO支援の行政の基本方向性です。

なぜ協働かということは、また後で申し上げたいと思います。まずは、今まで私たちがどのようなことをしてきたかを簡単にご理解して頂くためにお話させていただきます。

私がNPO推進のスタッフになりましたのが平成9年です。その時はまだ組織になっておりませんでスタッフは2人でした。私と、森西という男性ですけれども、課長級と係長級でやっておりました。

その年には交流、それから活動の支援が一番大事じゃないかと考えていましたが、たまたまその時に福井、滋賀、三重の知事

会議がありました。ちょうど重油流失の事故があった時なんですね。ですから、ボランティアの活動が盛んであった。その前にも阪神大震災のことがありましたから、じゃあボランティアの交流会を開こうかということで、福井、滋賀、三重の三県でそれぞれ持ち回りで交流会をやるということになった。そこで三重県内で実行委員会を立ち上げたり、実行委員を担当県に派遣したりするために、三重県内の市民活動をしている方に声を掛け始めたというのが三重県内のネットワークの始まりなんですね。

こういう契機がなかったら、私たちはどのようにしていたのだろうと今になって思います。これですら私たちには戸惑いがありました。トップダウンで知事会議でやったらどうか、という考えもありましたが、行政から声をかける仕組みにも非常に抵抗がありました。行政主導です。

今ははっきり行政主導という言葉が言えますけれども、その頃は「こんな行政がするというのはおかしいよな」と思いながら、でも各県で取り組みがはじまっていた。そうすると「やらなあかん」ということで、私たちの常套手段として、記者さんに集まってもらってまず新聞に発表するんですね。それが一番早いんですよ。珍しいから書いてもらえる。それから珍しいので人も読んでくれる。お金もかからない。まったく新しい仕事ですので、こういうことをしてみたいということを記者クラブで話すと、すぐに書いてくれる。そうすると人がパーっと集まる。

特に、これまで市民活動に関わっていた方々は、福祉なんかではあちこちで集まっていたんですね。それから男女共同参画ですとか、特定の分野の中では盛んに交流をされて

いたんですね。ですから他の分野の方々が一堂に会するというところに非常に意味があったんです。

私は行政主導であったんですけども、きっかけをつくるという意味、また、社会に呼びかけるという意味では、行政がイニシアチブをとってやって悪くなかった仕事かなと今は思います。

全国的な盛り上がりが増える

その年の初めの交流会は滋賀県の草津でありました。草津はその頃、市民活動センターもありまして、そこでまちづくりが積極的にされておりました。学ぶところも沢山ありました。三重県からバスで行く時に、三重県がバス代を出しておりましたが、集まった方の中には、私たちは行きたいから行くのでバス代は自分で出すという方がおりました。そういう方が一人でも発言されますと、他の人たちもそうかなとなりますよね。

県は払うといっているのに、市民は払っていらんという雰囲気が出来まして、バス代は全部自分たちで出すことになりました。それ以後、私たちはそのような旅費は予算化しないということになりました。自分たちは行きたいから行くのであって行政が面倒をみるのは迷惑である、費用がかかっても当然。こういう自立した人たちがその時にいたんです。私たちは市民から学ばせて頂きながら、市民の方々とお付き合いをさせていただいたんです。最初から何もかもわかっていたわけではないんです。

確かに気づいてみると別に自慢するわけでもなく、日が当たるでもなく、いいことをしているという気もなく、ずーっと

そういうような体験を通してやってこられた方は、県内のどんな田舎に行ってもいました。

私は、平成9年、行脚といいますが、県内の方々、それも出来るだけ多くの人とお会いしました。これは二人で話し合ったことですから、個別であったり、二人で一緒であったりしましたけれど。

何も行政があえてお膳立てをしなくても、そういう人たちを探して光を当てる、そして、社会的な価値を皆の前に見せることによって、その行動の価値を社会に認めさせるということが大事だったのだと私は今思っています。

早くにそれに気がついたということはとてもよかったと思いますし、それが市民の方々の三重県の行政に対する信頼に繋がっているということを非常にうれしくも思います。

ネットワークというのは、今では私たち行政のNPOチームの宝で、NPOチームを支えているんですね。勇気をもって新しい取組みが出来るという源になっているんです。そういう体制がありますので、いろんなことに市民と取組んでいける。逆に言うと、市民は行政的な発想に対して、それは違うのではないかと言える、あるいは、言わなければならない立場にあるんです。そういうことが、既に平成9年を土台として出来上がったんです。

平成9年は、日本で初めて全国的なNPOフォーラムが開催された年です。私たち三重県のNPO施策においては、とてもラッキーなことが重なったんですね。平成9年に私たちを担当にさせてくれたというのは、誰が決めたのかわかりませんが、その人は先見の明があったのか、ただの偶然

だったのかは分かりません。すごい時点で私たちがNPO担当にすえたと思うんです。

平成9年の6月9日に横浜で、第1回の日本NPOフォーラムが開かれているんです。私は4月に辞令を貰いましたから、これはいい機会だと思って行きました。

その時はまだ担当して2ヶ月目です。NPOとは何か。それから、これからの市民社会とは何か。アメリカではNPOをどう認証をしているのかということ、書類を書けばアツという間に法人資格がもらえる。そして団体の評価はお金の使い方とか、その後の活動で決まる、そういうことを学びましたし、色んな方とお会いしました。それから神奈川県民活動サポートセンターも見ることができたわけです。

4月に辞令をもらって、6月に全国のNPOフォーラムに参加が出来て、沢山の方とお会いができて、今のNPOの課題や、NPOの持つ意味がその時にわかりました。すでにこの段階でこの課題を手中に収めてしまったんです。何のために私たちはこれをやるべきかという目的に対し、とてもラッキーな状況が来ていたということです。三県フォーラムも開催されて、市民団体も盛り上がっていました。

みえNPO研究会の立ち上げ

同時に、もっとラッキーだったのはNPO法です。NPO法は、平成10年の3月に公布されて、12月に施行するわけですがけれども、私たちが始めた頃はまだ、国会へ出たり入ったりしておりました。平成9年の夏頃から、今度に行くやろという観測がずっと流れていました。実際に間違いないという確信が得られたのは平成10年の1月だったんです。

この法律が出来ると、市民活動でがんばっていた方々にとっては法人格が取れるということが朗報でした。それから行政職員にとって大事なところは施行条例。法律は出来たけども、その法律を動かすための条例を各県で作るということになった。

行政用語では機関委任と、団体委任と二つの言い方ありますね（なお2000年の分権改革によって、機関委任事務が廃止され、自治体事務は自治事務と法的受託事務に分類される）。国に代わって事務を行なうというのが機関委任事務なんですけど、この法律は団体委任事務。実際の運用は都道府県に委ねるということでしたから、施行条例は各県が作らなくてはいけないという事態に至ったわけなんです。

これまでの行政というのは、一応新しい法律ができて施行条例を作るという場合は、必ず国から準則というものがくっついてくる。それで、三重県ならば三重県オリジナルというのを入れれば、それで条例が出来上がる。本来であれば、条例は三重県なら三重県を単位とした地域社会のルールをつくる話なんですけど、このように机の上で簡単に行政が作れてしまったんです。

ところがNPO法というのは、市民が市民活動の中から国会議員を動かして、各党に呼びかけて何回も議論を重ねて、色々と妥協しながら作りあげたものだったのです。それで三重県で施行条例を作る時もやはりその時と同じような手順を取りたい、むしろ取るべきではないかということになりました。

私たちNPO担当は二人なんですけれども、私たち二人で書いてしまったのでは、私たちが感じていた市民との協働という感覚としては許せないよなということがありまし

たから、公開しながら市民参加で三重県の施行条例を作るということに決めました。

そのための検討会を「みえNPO研究会」という名前で立ち上げて、平成10年の4月に第1回目を行いました。平成10年の1月に同法律は成立しそうだということだったので、どういう方に来ていただくかというのを早く決めないといけなかったのです。色んな人たちを思い描いて何度も悩んだあげくに、一応私たちで決めさせていただきました。

3月22日に一度お集まりくださいということで、何のために研究会をするかを十分に理解をしていただき、議論をしていただきました。私たちはこういうつもりでやりたいということを、100%とはいかなくとも理解してもらおうとつとめました。

みえNPO研究会に三百数十万円の予算を取っておりましたので、これを全て委託させていただき、このお金は皆さんで考えて使ってくださいと言いました。NPOチームの私たち二人の考え方としては、皆さんの1回ごとの報償に1万円をお支払いするということでした。その時のメンバーは全部で24人なんですね。

県議会議員は議員本来の活動ですから払わなくてもいい。それから行政はいらいのですよね。それで有識者の方4名と、大学の2人と、NPO7人、企業3人で、企業の方々は報償費はいらいと言われました。

この方々に報償費をお支払いすると、私たちの試算でいきますと、1回につき1万円です。十何回やって300万円くらいになりますとお話をさせていただきました。NPOの方も「私は要りません」と言われる方もいらっしゃいましたし、「いや、私は団体を代表してきていますので、団体の収入として欲しい」

と言われる方もいらして、払う人、払わない人がでてきました。でも、それを皆さんが納得していただいた上で出発したのが「みえNPO研究会」です。

参加型による条例案づくり

私たちがなぜ前もって集まって様々なことをしたかということ、行政のやる会議というのは、何回か研究会をするとすると、4回くらいでええな、という感じなんです。第1回目はどういう趣旨でお集まり頂いたかを説明し、メンバーの方々の自己紹介をし合って、それで儀礼的な行政側の趣旨の説明をして一通りが終わります。行政側が考えている内容をまとめた紙が出るかもしれませんが、これについてどうかご意見を、あと2回、3回くらい議論していただいて、4回目でカタチが出来上がると。

行政があらすじを書いてそれを追認するというのが、審議会なり委員会なりの行政のパターンです。これはどこでもされてます、三重県でももちろんしています。私たちとしては時間がない。国会議員のほうからは、一刻も早くこの法律は施行するようにとの注文がついておりました。

その頃の主務官庁というのは経済企画庁です。今は内閣府になっております。

経済企画庁は3月に公布していますから、一刻も早くしたいと言っていました。都道府県ではすでに条例案は出来ているんですよ。それで三重県も東海ブロックに入り、近畿ブロックに入り、ある時は関東ブロックにも入ったりして、情報交換をやっているんです。だけど、その情報交換のはずの場で各県の担当者は皆、各県の条例内容を絶対出さないんです。

何が問題か、どんなことをせなならんかという議論はしているんですけど、自分のところの条例案は出さないんです。なぜかという、もちろん上司の決済がないということもありますけれど、一番怖いのは議会なんです。議会に出していないものを、他のブロックの会議で他の県の人たちに見せてたまるかと。そんなことをしたらえらいことになる。というわけで担当者は見せられないんです。だから作っているのに、まだだ、まだだって上の空で言いながら、うちの連中もそんな他のブロックの会議に行ってたんですよ。

NPO研究会の場合は一刻も早く施行しなさいと注文がついています。うちはこのことをするけれども、最悪一番遅くとも9月の県議会にかけようとなりました。12月かけると1月施行になってしまいます。でも周知する期間がなくなってしまいますから、それでは市民に対する言い訳にならない。9月の議会というのは10月の半ばが採決の日ですから、10月の半ばに採決をしていたら、1ヶ月の周知を置けば、1月に施行できるというのが私たちの考え方です。

その時に法令審査会というややこしい会議を行政内部で通さなくてはならないのです。そうすると9月の議会にかけようすると、逆算して7月、6月、5月、4月と4回しか研究会が開けないんです。まあ途中でもう一回やろうといえは開けるんですが、メンバーが揃わない。だからこの4回をととても密度の濃いものにしようということで、前もって皆さんに集まっていたいで、意思の疎通も図って、趣旨も理解してもらって、会のやり方も納得して頂きました。皆さん大いに賛同していただきまして、参加して貰いました。

研究会は平日の夜、県庁でやりました。市民参加で条例を作るといっているわけですから、行政内部でその案を作るといって通りが悪い、そこでこれはNPO研究会に委託していて、委託された検討会がどういう条例だったらいいかということを研究してもらい、そこで出た案を参考にして、私たち行政職員が条例案を作ればよいというわけです。

最終的には行政職員が条例案を作るといって皆さんが納得されたんです。それでいいですか、議員提案に行かなくていいですかと言ったら、これだけ十分に内容が尽くされ、自分たちが作ったものがそのままいくということを保証されれば、研究会で議案にしなくてもいいと言われました。それは担保します、がんばります、作ってもらったものを絶対途中で変えさせないという見張りをずっとやりますと言いました。こういう経緯をへて作られた条例案ですということを書いて庁内に回すので、私にまかせてくださいと言いました。議員提案でなくてもいいということになって、4月、5月、6月、7月と4回の議論をしたんですね。公開しながらやりました。

この研究会では傍聴して下さった方が1回に300人いました。県庁の講堂というのは、県の職員のためにある場所なんですけれども、一般県民の方々がいらして議論をするという場所になったのはこれが初めてでした。しかも県の施設を市民に開放するというのも、これが初めてでした。

駐車場があるので何の心配もない。エアコンは付いてるは、暖房はあるは、音響もいいし、録音もばっちりとれる。こんなにいい場所はないわけです。これはなかなかいい方法だなと、私たちもやりながら気が

つきました。ここでお金がない市民団体が何かやりたいといった時に、NPOチームと協働して使えるよ、協働のカタチをとってもらえませんか、といった企画の時から一緒にやりましょうと言いました。

その頃は、県の当局も、一体、何が始まるのか、という目でも見ていました。けれども手続を踏んで使うわけですから、しかもこれはNPOの市民会議みたいなものですから、市民が勝手にやっているわけではないので、どこからも文句のつけようがありませんよね。

市民の方からこの使い方、やり方には好評をいただきました。

行政で施行条例を作るといった県が多かったのに対して、こういう市民参加型で条例案をつくるやり方をしている県がなく、たくさんの方々に県外から見に来ていただきました。

注目を浴びているということが、それがまたいい効果を生むんです。傍聴をしている方から色々な意見が出ると、これは私たちが仕組んでいる会議ではなく、委員会に委託しているわけですから、質問をされた方々には委員さんが主体にお答えになる。その意見に対してはこういうふうに思いますとか。NPOについて行政はこうあるべきだ、あああるべきだと色々な意見が出て、その席で委員の方が意見をおっしゃる。もしくは間違っていたら、それはこうじゃなくて、こうこうこうじゃないですかと、委員の方が会場の皆さんに説明なさる。これについては誰が申しましょう、ということをや委員の中で申し合わせて、非常にいい雰囲気ですすみしました。これはとってもいい効果だったと思います。

私たちはこういう会をやりましたので、

NPOという今まで全くなかった概念を、皆さんに知ってもらう機会を提供しました。議論することによって、これから三重のNPOの方々にどういう可能性があるか、社会にとってそれがどういう価値を持つか、ということも分かっていただいた。それから、行政とNPOの関係がどういうものなのかということも、ある程度は議論ができたと思うんです。

ある時、みえNPO研究会スペシャルバージョンというワークショップをしようということになりました。条例案を作成した後は、行政とNPOとの関係はどういうふうになればいいのか、どういうふうに棲み分け、あるいは役割分担をするのかという話をやってみようということでした。その時に問題提起して頂いたのが松浦聡子先生で、「公共は誰が拾うもの」というタイトルで20分ほどお話をしていただいたんですね。

条例案は、庁内の法令審査会を順調に通過いたしまして、無傷で議会に提出されまして、満場一致で原案通りに成立しました。その都度、ここにおられる人から毎日のようにクレームはついたかという電話を頂きまして、「大丈夫です、大丈夫です」と答えるのに大変でした。そこまで皆さん、追っかけてこられまして、心配なされてました。

条例ではなく「宣言」——

コンセプトはコストの分担と夢の共有

パートナーシップ宣言についてお話ししましょう。これは、研究会の総まとめとして、皆さんにお話していただいた時のものです。行政もあれば、一般の人もあれば、NPOの人もあれば、沢山の人のおいでいただいたんですが、そういう参加者がうまいことバ

ラけるような工夫をしまして、ワークショップをしました。それが松浦先生の「公共は誰が拾うもの」です。

その時の議論の中から、出された意見を委員会である企業の3名の方が分析してくださったんです。そこから出てきた言葉が、私は絶句するくらい嬉しかったんですが、「コストの分担」と「夢の共有」という二つの言葉に集約されたと言うんです。出された意見を、積み重ねていくと「コストの分担」と「夢の共有」の二つだと。

「夢の共有」は、出された時にとてもよくわかりました。ああ、とってもいい議論だったと。つまり「夢の共有」というのは、これから来るべき市民社会をつくる夢を皆で持とう、目標に向かっていこうということですよね。それから「コストの分担」というのは、企業も、行政も、市民の方も、町の人たちも、皆、自分のできる役割を果そうということです。役割をはたして、夢を共有して、市民社会を実現しようということ、私はこの二つから感じました。

これだけ長いこと時間をかけて議論をしていても、三重県なんか47都道府県の中で、どれをとっても、なにをやっても24番で、ほどほどの田舎県と言われてきたんです。でも東京にしても、大阪にしても、あるいは京都にしても、私は同じ課題を持っていると思いました。それほど内容が濃かったんです。私はこの二つのキーワードを聞いた時に、私たちのやってきたことは間違っではなかったと思いました。

その中で、重要な言葉を平易な言葉にしたのがこのパートナーシップ宣言なんです。

- ・自立した市民が中心の社会をつくる夢を共有します。

- ・一人一人が出来る範囲で、責任ある行動をします。

これには主語がありませんが、主語は「私たち」です。行政職員にとって「私たちは」。市民にとって「私たちは」。全ての人にとって「私たちは」なんです。なるだけやさしい言葉で、誰でもわかる表現を、しかし真実を突く言葉を、心を突く言葉を並べたいということで作りあげた言葉がこれなんです。

これが宣言になって、11月に三重パートナーシップ宣言として発表されました。その頃は全国でNPOの支援条例を作るのが流行ってたんですね。今ではすっかり手アカがついて、誰も手をつけなくなりましたけれども。

支援ですから、する方と、される方があるという意味で名前もよくないとも言えて裏づけがない、担保がない、と言える点があります。実行させるための仕組みがそれとくっついてないと、作っても意味がない。その時に支援条例を作ることが全国で流行ってましたから、それも議論いたしました。それで皆さん三重県はどう致しましょう、と。

他の県の条例案を読んでいただいて、こんなものなら要らんのやないか、というのが三重県の市民の意見でした。必要やったら、また話し合って作ったらいいということでした。

「こんなものやったら」という言葉がでる元には、平成9年に発表された「三重のくまのくにづくり宣言」という長期総合計画があるんです。これは2011年までの10年単位の長期計画です。第一次推進計画の時にそれは発表されていたんですが、協働の精神に基づいた計画になっておりました。それぞれ

の担当のところで市民の参加を得て、協働で物事を進めます、ということに平成9年の時点でもう入っていたんですね。

今思いますと、行政内部で皆が納得して書いたかどうかは疑わしい点がありますけれども、すでに協働して、パートナーシップ精神で、市民参加で物事を進めますということをありとあらゆるところで謳っていた。こんなに実現性のある長期計画があるのに、何で空々しい条例をつくらんならんのや。これがあったらいいのやないか。むしろ、私たちはこれを監視して、その進捗状況を見ていこうやないか。これが集まった方々の意見でした。それで三重県は単なる支援条例に走らなかつたんです。非常によかったと、今、私は思っております。

それが今の私たちの土台になっている。そういうことを平成10年の時点でやったことが、行政に対する市民からの信頼につながる大きな要因になっているんです。

NPO法施行日に 市民活動センターをオープン

私たちはNPO法の施行日を絶対に忘れません。平成10年の12月1日に市民活動・ボランティアセンターもオープンさせているんです。その頃の市民活動センターは、今のような駅前開発ビルの立派なものではありませんでした。沢山の市民の方が私たちを訪ねて来てくださるものですから、県庁の中という敷居の高いところにわざわざ来ていただくのに何とかならないか。他に誰もいない、自分たちで自由に話ができる、そんな場所はないか。プレハブでもいいから探そうということで、空いている所を探しました。

平成9年の12月24日、クリスマスの日に2人で外から帰ってきたら、机がないんです。

「あんたたちの机、もう運んどいたよ」と言うんですよ。新しい場所は、県民サービスセンターの4階でした。200㎡の大きさを南向きで明るくて、気分のいい部屋でした。帰ってきて机がなかった時は、新しい場所が欲しいと言っていたのだからすぐに行きたかったけど、その一方で逆に追い出されるような、一抹の侘しさがありました。

たった2人で、200㎡のところに机を4つか5つ置いて、それではあんまり酷いものですから、臨時職員の女性を1人付けてもらいました。電話はないわ、FAXはないわ、コピーはないわ、何にもないところに、あるのは電源だけなんですね。その中で2人でまた始めたわけなんです。

そこにおいて頂いたのが富野先生でした。この場所は市民活動・ボランティアセンターにすると、私たちは決めていましたし、公言もしていました。ですから決済もへたくれもないんですよ。皆、私たちの口車に乗せられて、出来るもんや、と思わされてしまっていたわけです。そうすると予算の前倒しで、どうせここを市民活動センターにするのであればということで、楕円形のテーブルや、たくさんの椅子を買いました。実は私たちが平成9年に担当になったときに、シンポジウムをやれとか、何をやれとか言って、1000万ちょっと切れるくらいのお金を用意してくれていたんですが、使っていたのは私たちがあっち行ったり、こっち行ったりする旅費ばかり。

県内だけではなく、県外の催し物にいっぱい行きました。第一線の情報に触れたいという思いから、色んな人に会うために県外へも行きました。大方が外へ出ておりまし

たから催しものもしなかったために、沢山のお金が残っていたので、それでまず円卓を買いました。

12人くらいが座れる、4つに割れる、楕円形の円卓を買ったのです。そして、市民活動センターとしてオープンはしてないんだけど、電気はあるし、夜遅くまで使って貰っていいから皆さん来てねと言いつらして、既成事実を作っていくわけですね。それで、平成9年度には市民活動センター状態になっていたわけです。

いつオープンしよう、いつオープンしよう、市民活動センターをずっとしながら言っていました。一緒に暮らしておいて、結婚届を届けを出すか、出さないかというのと一緒ですよ。事実そういう状況で、手続を踏んでいないだけだったので、法律的にきちっと設置条例を作って、今日からオープンねとしたのが、平成10年の12月1日だったわけです。

それまでも同じような状態で、何も変化はないんですけど、お正月みたいなもんですね。12月31日と1月1日とは全然違う。11月30日と12月1日とは全然変わらないのに、この日はえらい騒ぎでした。

12月1日のオープンの日には、山岸秀雄さんと早瀬昇さんに来ていただきました。もうそれまで出来てましたから、テープカットもへったくれもなしです。形式はなし。実質をどう現すべきかということで、勉強する機会を作っていただいて、皆さんに聞いていただいて、NPOとはどういう意味を持つのかを学んでいただきました。

今まで、どういうことをやってきたかということだけで考えてみますと、形式にかかわらず、実質でいく、本当に望んでいる人たちが、何を望んでいるのかをきちん

と聞いて、その人たちに作っていただくということだったと思います。

情報の循環基地

市民活動・ボランティアセンターを12月1日にオープンさせるにあたって、その年の4月に、市民活動センター開設準備会というのが市民の方によって作られています。それはやっぱり、いつもの通り新聞記者を呼んで、実は市民活動センターをオープンすることになっているんですけど、どういう風にしたらいいのか意見のあるみなさんに来て考えてもらいたいと言ったら、30人とか、50人が集まりました。その段階で市民活動センター状態になっていますよね。1回来て貰って、じゃあ今度は皆さんに作ってもらいたいんで、どういう機能があればいいんでしょうね、ぜひ反映した形にしたいのでみなさんと相談して下さいという感じで準備会で議論を重ねていった。

年中無休がいい、それと夜は公民館みたいに夜9時に終わって追い出されると困るから、せめて10時にして欲しい。そういうことをいわれましたから、年中無休で夜10時までという線が出てきたんですね。

それから、これは県の施設ですから、便利さや恩恵を受けるのが、この津市の近辺の人だけでは困る。三重県は北も南も長いので、全地域が共有できるような情報を発信することがここに課せられた義務であり、それが一番大切なことだ。私たちは情報の提供と言わないで、情報の循環と言っているんですけど、情報の発信基地を皆に回すための能力をもったセンターになるべきだ。情報の提供は二の次だ。そういうことをいわれました。

ですからこの準備会での議論の結末が、その後のNPO支援をするための、やらなくてはいけないという大きな目的、指標になっているんですね。情報の循環という点で言えば、市民活動ニュース紙がありますし、それからインターネットで団体検索が出来るようにする。登記認証の状況はどうなっているのか。その中でNPOのチームの毎日の状況はどうなっているか。それから市民活動の方々のNOW状況だとか。

そういう状況を見ていただければ、情報の発信、情報の循環に力を注ぐということが中心だということがわかっただけだと思います。やはり、県としてはそれはやらなくてはいけない仕事だと思っていますので、そこに力を注いでいるわけです。

物事をやる時には、行政が決めるのではなくて、使う方が決める。どういうふうな形でやればいいのか、どんな形であれば皆さんに満足していただけるのか。それは行政が言うのではなくて、まず、使う人たちの意見を反映させるべきだというのが私たちNPOチームの一貫した考え方です。

役所のルールを超える――

中間支援組織

基本的な考え方としては、行政が決めるのではなく、疑問が起こった時、または新しい課題に突き当たった時は、市民の方々に意見を聞いてみよう、もしくは市民の方々と議論してみようということですね。課題を投げかける、助けてもらおうというのは変なんですけれど、行政の中に施策として入れていく時に、どういう形で入れればいいのかを教えて貰おう、何がいいのか聞いてみようというスタンスですね。

この原則にそって色々なことをやりました。活動の支援という中に、NPO基盤整備というのがあります。NPO基盤整備というのは、緊急雇用対策を利用したものなんです。厚労省の緊急雇用対策の基金が各県にあります、三重県ではこの6年間で70億くらいが来ているんですね。そのお金を使ってNPOで雇用を生んだらどうかと厚労省は盛んに言うんですけど、お金の使い方に制限を加えていますから、そう簡単には使えません。

厚労省が提示した緊急雇用対策というのは、例えば調査して貰いなさいとか、草刈をして貰いなさいとか、山の間伐の手伝いをして貰いなさいとかという内容を決めてあるわけです。そんなことにNPOの方々に乗って頂くわけにも行きませんし、ましてNPOが唯々諾々と受入れるわけがない。

私たちとしては、このお金を使ってNPOの自主性を引き出したいという想いがありますから、それを厚労省に何度も掛け合いました。しかし、厚労省からの答えは、お宅らが考えているようなNPOに簡単に委託する事業はありませんという返事がかえってくる。

私たちが一番したかったのは、NPOの方から企画書を出していただいて、良いものにお金をつけるということだったんです。そうするとこれは県の委託事業です。厚労省の方は、県が本来やるべきことをやってもらうということですから、そうすると、県のやらなくてはいけない事業というのは前もってわかっただけならならぬということになってしまいます。けれども、私たちはNPOから企画をだして貰って良いものがあったらお金を付けたいということだったんです。

ところが予算で10件分、良いものがあつたらということでも10件分下さいって言っても、あるかないか今の時点で分からないのにお金は付けられない。それが役所のルールなんです。何を委託するか分からないのに、金なん付けられるかというわけなんです。初めにこういうことをやってもらうんで、そのお金をつけますという流れなんです。いいのがあつたら出しますなんて、そんなええ加減なことできるかというのが、担当の話なんです。

だけどNPOに使ってもらうんだったら、それしかないじゃないですか。初めからこれこれ調整してもらうのに、NPOの方々をお願いしますというのは、下請け企業と同じじゃないかと私達は言いました。それに企業もNPOも一緒に入って、入札したらNPOは負けるに違いない。こんなもの企業が取るに決まっているじゃないかと。

じゃあ、これがどうしたらNPOに使えるようになるのかということですよ。それで出てきたのが、皆に聞いてみようです。皆さんにっぺん意見を聞いてみよう、NPOの人に聞いてみよう。こういう仕組みになっているんで困っているんです、こういう現実を知ってもらう。どうしたらいいのか悩んでいるということを見せるというわけです。

私たちはこれでNPOの人的確保もしたい、場所も確保もしたい、何かないやろかと皆さんに投げかけてみたんです。そしたら皆さんは、そんなの簡単やと言いました。中間支援組織を強化するために、どういう手立てがあるかということ、私たちが企画書を出したらええのやないか。インターメディアリーといいますよね、民間のサポートセンターです。

サポートセンターがあれば、行政がこういう役割から撤退できる。みんな自分たちでやれるわけですから、こういうものを民間でやれる力をつけるために人を雇う。そのために何が出来るかということ、自分たちで考えて提案したらいいやんかということが出てきたんです。行政らしい名前をつけると、NPO基盤強化事業ということで、中間支援組織、自立して頂くための企画書を出して下さいということです。

1年で7件です。2年続けてやりましたから14件採択しました。このサポートセンターは、今でも場所を持って、人も雇って、まだ生きてます。それだけ元気なんです。一度行政からそういう委託を受けると、それが弾みになって、お墨付きのような看板のようなものが出る。そうすると視察も市役所から来たとか、また他県から来たとか、そういうような呼び水の効果もありまして、次から次に仕事をこなせるようになっていく。そうするとスキルアップに繋がる。そのような契機として、私はサポートセンターづくりは非常に良かったと思っています。

皆さんにどうしたらいいのかと聞いて出された案がそれだったんですね。

事業委託ではNPOは育たない

沢山のことをしたもんですから、いちいち説明していると時間がなくなります。最後に申し上げたいのは、実は、委託というのは、結局は県の管理の中でやってもらうだけで、本来やらなくてはいけないのは県だということなんです。県が考えた上で、じゃあ、あなたの企画を提案して下さいということでコンペ方式をとっておりますけ

れども、あらかじめ県が決めた物事の上だけの企画なんです。

例えば企画がこの手のひらだとします。県が用意した手のひらだとします。

本当いうと、私はこの手のひらをNPOから出して欲しいんです。今の行政の施策は、全部行政が作っているんです。その中で委託したり、入札したりしているんです。それはもちろん、県民の評価を受けますけれども、県の手のひらにのった施策の全部が本当に必要なものなのかどうか。このやり方で皆満足しているのでしょうか。たしかに評価も受けていますけれども、行政に対してそれほどきっちり批判的な意見を言ってくれる人は少ないんです。皆、こんなものだと思ってしまっていないか。

そういうことは想像に難くないですね。施策は行政がするものだということで、実施にあたっては各事業という形にトーンダウンしています。施策を市民と共に作る時代ではないかと私は思っているんです。

事業の委託ではNPOは育ちません。もしかしたら間違ってしまうかもしれない。すごく危機的な時期なんです。せっかく自立しているNPOがミッションを捨てて、お金欲しさのあまりに、委託事業を受けている団体はいっぱいあるんです。これは大きな問題だと思います。

三重県では、今年はまだ精査が来ていませんが、68件くらいの協働事業をやっています。県庁の各部局がNPOとともにいながら、実は委託しっぱなしなんです。

協働事業というのは、両方が一緒にやるべき事です。行政の役割はこうだ、民間の役割はこうだ、一つの目的のために、この部分は私たちが担おう、この部分は私たちがやろう、その相乗効果でもって良いも

のが出来るというのが協働だと私は思うんですよ。

だけど今の協働というのは、委託してしまえば、後は報告書が出て来て終わりです。NPOの方々はここも課題がある、こんな課題がある、ここのところは問題だよなという意見を提案することによって、新しい重要施策みたいなものが出てくるわけです。そういう話し合いをしながら、その中でやっていくうちに、一歩進んだ次の施策にいけるわけです。

だけど今の状況でいくと、報告書を出して、金を払ったら終わりなんです。

三重県の場合ですよ、これは。しかし、大方こういう形をとっているんです。だから非常に怖い問題になっていると私は思っているんです。

いかに行政文化を克服するか

そこのところを解決する方法として、NPOからの政策提案があげられます。提案を受けて、第三者的な機関を間に入れて、採択するかどうかを判断して、採択すると決まったら、採択というのは公共的な意味合いでいう採択であって、議論のテーブルに載せるということですね。

議論のテーブルに載せるべきかを判断してもらって、判断されたら、関係したチームはNPOとどういう方向で進めるかを議論して、議論した方法に従って自分たち一人では乗り切れないこともあるでしょうから、出来るだけたくさんの人を呼んだり、意見交換したりする。そこで中核になるNPOと行政が議論をしていく。

そうすると、行政文化で阻まれている意識というものが、そこで如何に無意味なも

のが発生しているか、あるいは現実離れしているかということがわかるわけです。これは行政にとってとても厳しいことです。そういうことで行政の内部を曝け出していないことには、私は行政は変わらないと思うんですよ。

私は県庁の中におりますけど、県庁の中のソフト事業の99%は民間ですべてやれると思っています。そのところを県民に知ってもらいたい。そういうふうにして曝け出していないと、真実というのは見えてこないんです。このままいってしますと、行政天国なんです。

三重県の場合は包括予算といって、全体を包括して部局単位で割ってあるんです。中央集権ではないんですよ。主計官はいなくて、ある一定の知事裁量の数十億だけ残して、後は個別の部の分担として割ってあるんですね。私のいる生活部ですと、今の既存の事業の中で各チームが13チームあります。NPOチームもその1つで、13のチームがそれぞれ事業費を持っているんですね。私たちは末端のチームで、極貧のチームですから、年間2000万円が割り当てられています。だけど、2000万円の中でも1から順番に順位をつけているんです。議論されてきたものが、そのチームにとってどこにあたるかというのをランク付けするわけです。そうすると、どれかを削らないことにはこれが入れられませんね。だって枠は決まっているんですから。

毎年2割カットやっているんで、その中で、なお新しいのを入れようと思ったら、今までの事業のどれかを切らねばならんわけです。それをしようと思うと、今度ランク付けはどうなるか。この作業をしてきてもらったけれど、ランクが低いんで今年は

あかんかなといった時に、上のランクを説明してくれ、私らのやってきたことと上にあるやつとを比べてみたい、どれだけの差があるかということを見てみたいということ、市民の人が言ってくれることを私は期待している。

そこで第三者機関が働きかけをする。行政の中でウヤムヤにしまわれないで、第三者機関が評価して説明しなさいということです。NPOはそれが納得できるかどうかを見るわけです。

そういう仕組みにゴーサインを出してもらうまでに3カ月も4カ月もかかりました。なぜそんなに時間がかかったかと言いますと、市民との対話が出来ない。県庁内から、なんでこんなもの表に出してと、私は非難を浴びているんですけど、それが真実なんです。

意見集約をすると、その日のうちに議論した内容をHPにアップしているんで、誰の許可もなくそんなことをして貰っては困る、と非難を浴びているんです。

公開の場で口に出してしまったことは既に情報公開の対象であると私は思っています。一刻も早く県民の方々に、県で何をしているかを知っていただくことが大事だと思っているので、その通りにウェブサイト上げています。こういうのは、皆さんで共有することだと思うんですよ。こういう行政文化の中で新しいことをやろうと思うと、抵抗に会いますから、それを一つ一つ説明をしながらやっていく。こういうことをしようとするといろいろと問題があるわけです。

フローチャートにもとづいてこの作業を進めているのですが、一体どこまでできるのか私たちも不安です。でもやり通したい。行政

の中で勝手に進められたとか、行政は誰のために仕事をしてるんだと言われてはいけない。情報開示することについても、あなたは誰のために行政をやっているんだ。あなたのこの意見は自分の身を守るためじゃないか。県民に知らせるということに正義がなくて、自分の発言が公にされるのが、何で具合が悪いんだと。そういう議論を私はしているんですけど、なかなかそれは「まあ、まあ、あなた、そう言うけどさあ」とわれています。肉を切らして、骨を切ると言うんでしょうか。私はこけた振りをして、骨を切ったれと思っていますので、一応こけたところですけど、謝りはしません。

協働のためのチェックシート

最後にチェックシートのことについてお話しします。さきほど、三重県の協働事業を60幾つやっていると言いましたが、その前の平成13年に全庁の協働事業の実態調査を行いました。対等な関係にない、協働として成り立っていない、それから下請けのように使っているその方が、行政から楽でいいということが意見のところ赤裸々に出てきています。それを改善するためには協働の質を高めることが重要であると思いました。そこで、この協働のチェックシートを2年間かけて開発しました、

全国規模のサポートセンターと三重県が入って、三重県の緊急雇用対策のお金を使いまして、必要だと言っているインターミ

ディアリーと呼ばれる人たちに集まってもらって、2年間研究していただきました。NPOと行政の協働事業の評価ということを研究していただいた中から、抜粋したのがこのチェックシートなんです。

NPOの方もさりながら、行政職員は負担やコストのかかることを非常に嫌がります。また、やらされるという思いのほうが大きいですから、なるべく簡単に、楽しくやれるものを作りました。

チェックシートとありますが、記入していただいて、NPOの側と行政の側と同じ様式で書いて頂いて持ち寄るんですね。そして振返り会議というのをやりまして、そこにコーディネーターを一人立てるんです。コーディネーターは研修をきちんと受けて貰っています。その人に課題の抽出をしてもらうんです。

こちらはこうだと思っている、何でこうだったのという理由をお互いに聞いていくと、行政とNPOでは違う。NPOは当然こうだと思い込んでいる、行政はこれで当たり前やということが色々わかってくるんですね。だからそれをやると、皆さん、振返り会議をやってよかった、相手のことがよくわかったというふうにおっしゃいます。

平成14年の途中からこれをやり始めて、今年もこれに全力を傾けると同時に、NPOから協働事業提案を受けるしくみをつくる、そのことに全力を傾けたいというのが今の三重県の状況です。

みあこネットの問いかけ —どこでも公衆インターネット社会への挑戦—

高木 治夫

高木 治夫（たかぎ はるお）

特定非営利活動法人日本サステイナブル・コミュニティ・センター（SCCJ）理事。

1950年兵庫県生まれ。神戸市立工業高等専門学校卒業。京都府在住。1999年1月、阪神・淡路大震災をきっかけに、同NPOを設立。高齢者のIT教育について研究し、パソコン・インターネット教室を経営するなか、視覚障害者を対象としたIT教育の重要性に気づき、タイピング練習ソフトウェア「ウチコミくん」を開発した。2002年より、公衆無線インターネット「みあこネット」プロジェクトの統括責任者を務め、2003年9月、内閣官房及び経済産業省「地域産業おこしに燃える人」に選定される。

障害の有無や年齢、性別にかかわらず、すべてのひとが、自律性、自発性、想像力を発揮できるようなまちづくりを目指すSCCJの活動は、2003年11月「平成15年度バリアフリー化推進功労者表彰」内閣官房長官表彰を受けた。

こんにちは、高木です。

どうぞよろしくお願ひします。

質問しますけど、インターネットを使っていない人っています？

大丈夫ですね。

では、無線でアクセスしたことがある人？

自分の環境とか、あ、いますね。

ない人いますか？

別に交信無線でなくてもいいんですが、会社とか、有線で線を繋ぐのではなくて、無線でノートとかを繋いだことがある人。

はい、三人。

ほとんどの人が無線で使ったことがない。

あと、もう一つ、インターネットってどのくらい使っていますか？

頻繁に使っているか、ほとんど使っていないか、あんまり使っていないって人います？

では、使っている人はどのくらい使っています？

一日で数時間使っている、一時間くらい。

そんな感じですね。

では、インターネットを使っている人に質問をしますけど、インターネットがなくなったら皆さんの収入は増えますか？

今、自分がこういう形でいてることに、インターネットのメリットが出ていると思う人？

大体そんな感じですね。

公衆について考える

それでは、これからそのインターネットを如何にもっと活用していこうか、という話しをしましょう。

ここにですね、街中はどうでもいいんですが、公衆とついている意味がわかる人います？

公衆の無線インターネット。じつは今日の話のコアの部分が、この「公衆」ということなんです。

インターネットに公衆があるということなんです。

インターネットの公衆というのはどういう意味かわかります？

分からない。

はい、公衆という意味が説明できる人。

僕の授業は一方的に話はしません。

参加型というか、考えて貰いたいんです。

はい、どうぞ。

公衆電話みたいなイメージで、誰でも使えると言うこと。

インターネットのアドレスを貰って、街中でインターネットカフェみたいな感じで使える。

大体そんな感じでいきましょう。電話にですね、黒電話と、ピンク電話と、赤電話の三種類ありますけども、違いを説明して下さい。

黒は公衆ではない、ピンクと赤の違いはわかりません。

はい、ピンクと赤の違いがわかる人。

赤はタバコ屋さんとかに置いていて、要は管理者がお店の人だと思うんですが、ピンクは共同住宅とかで、下宿屋さんとかが共同でおいているもの。どういう類型になっているのかは、わかりませんが、分けられている。

じゃあ、世の中でピンク電話の数と、赤電話の数はどっちが多いと思います。

今、グレイとか緑になっている電話が、赤電話と考えていいんですか。

そうですね。

そしたら、やっぱり赤のほうが多いような気がする。

スナックとか行くとピンクですよ。

じゃあ、ピンクと思う人手を挙げて下さい。

赤と思う人。

赤がちょっとだけ多いかな。

(1) 電話にたとえば

まずですね、赤電話とピンク電話の違いは？

黒電話ってご存知ですね。

自分でお金をだして、昔7万円、今はいくら払うのかは知りませんが、払うとそれで電話が使える。通話料も自分で払うというのが黒電話ですね。

大昔ですけども、黒電話を貸してとって借りて、電話をすとか、隣の電話番号に電話をかけてもらって、取り次いでもらって通話をするという、黒電話はプライベート用に使って電話をしていたんですね。

次に、赤電話とピンク電話が出てきて、赤電話とピンク電話の違いは何かというと、赤電話というのは機械そのものがNTTのものですね。

通話料はNTTが取っていて、例えばタバコ屋さんの赤電話というと、タバコ屋さん管理をして貰うので、管理費を払って赤電話を置かしていただくと。

ピンク電話は何かというと、基本的には黒電話の延長線上で、他人が使ってもいいように通話料だけはそこでちゃんと徴収が出来る。黒電話の使い方とはちょっと違うんですが、金額の精算が出来るというのがピンク電話です。

ピンク電話と赤電話はどっちが多いかというと、ピンク電話のほうが多くて、法人という形で、飲み屋さんとか、喫茶店とか、ホテルとかが増えてきたわけです。

それが今、携帯電話がグッと増えてきて、全体的にピンク電話も含めて全体的に減ってきているというのが現状です。

公衆電話の普及というのは、どんな感じで普及してきたかということ、やっぱり百年

くらいかかっているんですね、公衆電話が普及していつているのに。

明治の初期にですね、新橋にできたのかな。

汽車が走っていてですね、駅のところで公衆電話がかけられた。

急激に広がったのは戦後。

公衆電話が欲しいというわけで、どこでも電話ができるという形が急激に増えてきたわけですが、それも携帯電話によってなくなってきている。

電話というのは何が便利かという、携帯電話になってしまっているから、そうなんですけども、黒電話があり、自分が出かけていったときに、赤電話、ピンク電話で電話ができたわけですね。

それは社会に大きな利便性を提供してきたわけですね。

で、自分にしか使えない電話の世界という世界を考えてみて下さい。

僕が、例えば他人のところに行ってですね、電話があるのにその電話が使えないというシーンが。

例えばホテルに行ってですね、ホテルには電話があるけども、どうしても電話がしたいけども、電話ができない。

家に帰らないと電話ができない、というシーンを考えてみて下さい。

これは大昔の電話がそういう感じですよ。

今は、電話というのはどこに行ってもできるのが当たり前。

そういう利便性というか、いつでもどこでも電話ができるということが、非常に重要な、生活の中で重要なライフスタイルを作ってきたわけです。

(2) インターネットの現状でいえば

それと同じことをですね、インターネッ

トで考えてみて下さい。

インターネットにもですね、皆さんが自宅もしくは、学校、企業でインターネットが使えるんですが、例えば僕がですね龍谷大学に来た時に、このインターネットが使えるかという、龍谷大学は知りませんが、例えば京大では使えない。

学内RANというのがあって、そこに部外者が来たときに勝手にファイル開けられると、何をするか分からないということで、使えない。

自分のオフィスや自宅にいるとインターネットが使えるんですが、もっとインターネットの環境が改善されて、龍谷大学もいいインターネットの環境になれないのかなと思うんですよ。

僕がここに来たときに、実はインターネットが使えないわけです。

学生証を貰わないと、インターネットが使えないと思いますが、そういうのが今のインターネットの現状で、それは不思議に思いませんか、ということなんです。

離れているとメールのやり取りもできるし、ファイルのやり取りもできるじゃないですか。

でも、僕はここにきて、コラボレーションして、お話をして、僕の作っているファイルは今パソコンの中にある、あるいは自分のサーバーの中にあると。

これをちょっと見せて、話をしましょうとすると、みせられない。

見せようとする、あらかじめパソコンの中のファイルを加工しないといけない。

余分な仕事をしないとイケない。

しかも、何が必要かわからないわけですから、話の筋によっては全然違うものが必要かもしれない。

ということで、フェイス・トゥ・フェイスで話をしようとした時、実はインターネットの利便性を享受している人ほど困る。

フェイス・トゥ・フェイスならインターネットもいらなくて、何もいらないうわというのがありますけども、要はグレードの高いコラボレーションが可能かということなんです。

単に会って、お酒を飲めばいいというわけでもないし、単に会って世間話をしたらいいということではなくて、色んな準備をして、日常の中で、培ったものを会った時お互いにコラボレーションできるかどうか、自分の持っているものを、いかに知識を提供し、あるいは教えてもらって、コラボレーションして、発信していくかという時にですね、ここに来たときに、この人はインターネットが使えるけれど、僕はインターネットが使えないというわけです。

あるいは、急用なメールが来ていて、すぐに答えをして欲しいというようなメールが来ているかもしれないけど、メールは使えない。

そういう環境なわけですね。

それがいいのかというわけです。

今までのインターネットというのは、64kbpsくらいで来てますから、何とかそれを早くしたいねということでADSLになってきた。

あるいは光ファイバーになってきた。

この二、三年、ようやく皆さんの自宅までネットのいい環境ができてきた。

それは、自分のためのネットの環境ができただけですね。大学のためとか、企業のためとか、個人のためのプライベートな環境を作ってきただけですね。

料理でいうとどういうことかという、

とりあえず空腹が納まったと。食べるものが食べられて、納まっただけです。

それが、今のインターネットの現状だと思います。

ADSLが1000万回線に増えているけれども、とりあえず皆の空腹は満たすことはできた。

で、それで何を使っているかという、ほとんど体系がバラバラです。

一番使っているのは何かというと、ファイル交換ですね。

ナップスターもどきのもので、ファイル交換に使っているのがほとんどです、今の現状は。

そういう形で、インターネットというのは非常に広がって、普及をしていますが、しかしまだ空腹を満たす期間なんです。

大事なことは、それでどういうことになっているかという、僕は、僕の自宅か会社でないと仕事ができない、進まない。

皆さんと話をしながら、あるいは食事を作ってもらって、そこで仕事をしながら、一生懸命食事を作ってもらって、食べるというようなことは出来ない。

そういうことで、あくまでも自分だけが使うのが現状なわけです。

これからの時代何が一番大事かという、皆が一緒に集まったときに使えるインターネットの環境が必要になるわけです。

一番初めに説明した電話という事例で考えてもらったらいんですけど、いつでもどこでも電話できるという環境が、非常に重要な、生活の中に溶け込んで利便性を提供しているわけです。

それと同じように、インターネットもいつでもどこでも使えるということが、生活のインフラ、生活の欠かせないものになっ

てくるんですね。

そういうことをやっているところは、全世界でまだまだ少なく、いま商業サービスをやっているところは、みんな失敗をしている。

ですから、今は、自分のためのインターネットしかないというのがグローバルな現状です。

インターネットがドンドン、ドンドン、構築されていって、みんなが自宅から出なくなる、会社から出なくなる、学校へ出なくなる、椅子に座ったままの生活になる、そんなことは僕は絶対楽しいとは思わない。

はじめのうちは、インターネットはすごく遅かったから、インターネットでは利便性が上がらなかった。でも最近、インターネットの速度が上がって、知識を集めるのに非常に便利になってきましたし、一度やりだしたら、結構長い時間を使うと思うんですが、そうすると自分の環境の中しかないので、外に出なくなる、あるいは決まった場所しかなくなるという社会になっていくんだろうかということですね。

それは、違うでしょうと。

例えば、障害者にとってインターネットがあることで何がもたらされるか。

今まで視覚障害者の方は新聞を読めなかったんですね。読めても、点字化されていますから、誰か朗読をするということで、即時性がないわけですね。

新聞というのは、旬の情報なわけですから、即時性に価値があるわけですが、視覚障害者さんの新聞って、あまり皆さん興味ないと思うんですね。

でも、視覚障害者がインターネットによって、音声を使ってですね、新聞を読んだ

り、ホームページを読んだりすることができるわけです。

歴史的に初めてのことなんです、インターネットが出てきて、今まで全盲の世界の人たちが、文字を手に入れて、読み書きができるわけですよ。

じゃあ、視覚障害者の人たちは、新聞を読むために、椅子に座るといふか、自宅にずっとこもらなくてはいけないのか。

なんか、僕はおかしいと思ってまして、インターネットが非常に進歩するのはいいんですけど、ブロードバンドになることはとてもいいことなんですけど、でも、それが閉鎖的な居場所をドンドン、ドンドン作らなくてはいけないということで、オタク族を作っていくことになるなら、それは違うでしょうと。

普通の障害者にとっても、障害のない人にとっても、なんか移動性がないものがドンドン、ドンドンできていく、これは何かおかしい、違うぞというところが「みあこネット」をやってきた、非常に大きな動機です。

そこでなんとか、街中でインターネットが公衆電話のような形で使える環境ができないかということに取組もうとしたのです。

去年の春から、正確には一昨年秋からなんですが、それを作ってきました。

その中で、一年少々かけて、色々なことをやってきて、今、システムにおいて非常に発展をしてきております。

なぜ「みあこネット」か—— 東京一極集中をこえるために

今、例えばYAHOOのインターネット、あるいはADSLがですね、1400万回線くらい入れているのかな、NTTの東西合わせて

越すくらいYAHOOが来てますけども、YAHOOの地図を僕は見たことないんですが、そのうち1000万回線がどこに集中しているかといいますと、東京圏だと思います。

もちろん、大阪、名古屋エリアもありますけども、非常に多くが集中しているエリアというのは関東圏になります。

ビジネス的にこちらに取ったほうがパフォーマンスがいいですから、ビジネス的には当然そうなります。光ファイバーもそうです、光も関東圏中心です。

ですから、インターネットが非常に高速化されて進歩すればするほど、東京一極集中という現象が起きているわけです。

人口も東京へ増えてきています。

京都の人口がそんなに増えてきていません。

増えているのは滋賀県が増えてきているのかな、大阪のベッタタウンという形で。

名古屋はちょっと増えてきていますね。

一番増えてきているのは、東京周辺のエリアが一番増えてきています。

インターネット社会になればなるほど、遠隔でも仕事ができるんじゃないというふうになっているにも関わらず、お金というのは東京一極集中に出ているわけです。

これを何とかしないといけない。

ADSLが京都に来たのは、東京で拡がって大阪で拡がって、そしてようやく京都にきたんですね。京都は遅れてきているわけですね、全部そうです。

東京からまずスタートして、そこそこ目途がたったら大阪、京都、さらにそこから奥深いところに入っていくという形で、必ずそのパターンになってくるわけですね。

地方になればなるほど、情報化というのが遅れてしまう。

結局、人が東京へ東京へ流れていく構図

を作ってきています。それが、現状ですね。

ここを何とか打破したい。

でも、とにかくやってみないと分からない、ということで、無謀にも初めたわけです。

で、一年経ったら、230局くらいが京都、および京都以外でも動いています。

利用者は恐らく5000人を越えてきています、そこら辺ちょっと分かってきていないんですが、ちょっとずつ増えてきています。

「みあこネット」というのは、実験という形でスタートして行ってまして、来年の年末まで実験をしようということで、今年の10月18日にプレス発表をして、実験期間を今年いっぱいだったのを、この年末までやろうということで延長をしました。

その間に、いろんなことを試みようと思っています。

みあこネットの特徴—— 簡単、安全、安心が売り

「みあこネット」の特徴は何かといいますと、単にインターネットが使えるということではなくて、まず、セキュリティというのをかけています。これは大変重要なことです。

どうしてセキュリティがいるか、インターネットだから誰もが簡単に使えていいじゃない、無料で使えていいじゃないということですが、ここで重要なのは不正なアクセスをされるということがあります。

オープンなネットワークであればあるほど、不正に使う人が一握りではありますがいます。

皆さんの家の中にもウイルスが来ますが、そういうウイルスを出したりとか、むかしプリペイド型の携帯電話ですと、脅迫電話

に使ったりとかがありましたけど、匿名で使えるインターネットという世界はですね、匿名で使える電話と一緒にして、非常に悪く使う人がいるんですよ。

これをやっぱり未然に防いでいかないといけない。

今、匿名で使える電話を未然に防ごうという社会になってきているわけです。

なぜかという、犯罪がおきてから、犯罪がおきる前の現状に戻すことはできないわけですよ。犯罪がおきてしまったら。

どれだけ努力をしても前の現状に戻すことはできないので、やっぱり未然に防ごうというのが社会の流れだと思いますね。

それと同じように、インターネットも匿名で使えるとですね、非常に悪いことに使う人がいます。

今、どこで匿名で使っているかという、インターネットカフェで、結構匿名で使えますから、悪さをしたり。

例えば、この前あったのが銀行カードをですね、全部情報をとって、銀行カードの暗証番号を盗んだりとかする人もいます。

ということで、重要なことは匿名で使える環境をとにかく減らさなくてはならない。「みあこネット」はセキュリティに対して非常にお金をかけています。

セキュリティといましたが、匿名で使えない仕組みをつくるということです。

あと、いかにキー局を増やすかということで、色んな人の協力を取っていますし、あとは「みあこネット」が使えるとか、そういうことを中心に動いています。

単にインターネットが使えるだけでは面白くないので、ライフスタイルをこの中で試みる、新しいライフスタイルを試みています。

技術的な特徴としましては、セキュリティが高い、移動しながら使える、あるいは位置の情報が取れるというような形でできています。

こんな形で、京都駅の大階段とか新風館ですね、それから高大寺のねねの道という所などで設置して来ています。

この「みあこネット」の特徴は、1年かけて苦労してきたところなんですけども、かんたん、安心、安全というのが技術的な売りです。

この売りはですね、現時点では世界ナンバーワンの売りですが、もう一つ、世界最大の売りがあります。

何が売りかといいますと、基地局を設営するのに、1秒でできます。

線を繋げばOKです。

去年は、基地おこしというのに、大学の先生が出向いて、半日かかって作ってきました。

それから利用者ですね、利用者が3分で使えるようになります。

1年前は、ほぼ2時間かかって出来なければ、1日かかって出来ないと状況でした。それで、利用者が増えない、大変大きな問題がありました。

それをですね、何とか解決しなくてはならないということで、ほぼ1年がかりで3分で設定が出来るようになっていきます。

技術というのは、難しいことが出来て当たり前というのが技術ではなくて、簡単に使えることが大変重要なポイントだと思います。

技術的な先進性はないかもしれないんですけど、役に立つことは沢山あるということですね。

こういう形で技術の世界で生きてきた人

が、社会のニーズの中に降りてきていて、シーズの人達がニーズの世界に降りてきて、1秒で繋げたりとか、3分で使えたりとかということに努力をしてくれています。

これは大変重要なことで、これが技術の、特に大学の研究者の人たちの今後の重要な切り口というか、見方になると思います。

こんなところが「みあこネット」の最大の特徴なんですけど、さっき1年延長するといったのも、これが出来たから1年延長するということになったのです。

この1秒で設営出来るとか、3分で使えるということが可能になったので、今年の春から京都以外の人たちにアナウンスを始めました。

そうするとですね、急激に広まって、北は札幌から南は沖縄まで「みあこネット」の基地局がいま稼動しています。

祇園祭をモデルに

なぜ、そうやって広がってきているのかということなんですけど、通信事業という形ですね、公衆無線インターネットの事業をされているところはNTTドコモさんとか、NTT東、西の三つか、四つくらいありますが、実は全然うまくいっていません。

基地局の数は増えていますが、利用者は増えていない。

お金があるから、皆さんやっています、やり始めたら止められないからやるんですけど、それがうまくいっていません。

なぜか通信モデムでやるとですね、例えばこの教室に無線ルートを置くとですね、ここで500円払ってですね、一ヶ月500円はらう、使用料を払ってインターネットを使うんですが、ここで使う人が、何人500円を

払っているかが重要なわけです。

そうすると、この教室にいる皆さんくらいの人数ではビジネスにはならないわけです。ですからNTTはこういう所に絶対置きません。公衆のインターネットをこういう所には絶対置かない。

置く所は何処かというと、人が沢山集まる場所、待たされる場所、成田空港、羽田空港、東京駅、あるいは新幹線の中に来たりとか、飛行機の中に来たりとかになりますけど、ビジネスになる場所というのは非常に限られた場所です、どこでもかしこでもという、公衆無線のインターネットは、従来のビジネスの発想では来ないわけですね。

京都に置いて欲しいといっても、事業採算が合わないから誰も来ないわけです。

公衆電話と同じように考えると、公衆無線のインターネットが自分達のま近に来なかつたらそれでいいのだろうか、僕は全然そうではないと思っているので、インターネットがくるようにしようよということで、祇園祭ビジネスモデルがスタートしてきたわけです。

祇園祭があるのはご存知ですね。

もうそろそろ鉦立てが立っていますし、これから装飾されていきまして、来週、宵山に入って、17日巡行なんですけど、祇園祭は見るのにお金要らないですよ。

じゃあ、祇園祭の運営は誰が金を出しているか、祇園祭は何年続いていたかという、多分、1100年くらい続いてきていますが、誰がお金を出してきたかという、時の政府がお金を出したかという、一銭も出してないです。

誰がお金を出していたかという、町内でお金を集めて、鉦を立てて運営し、なおかつ町内の文化祭みたいなもので、競い合

いですね。ですから鉾の大きさみんな違いますので、見て下さい、裕福な町内に行けば大きな鉾ですし、裕福でないところに行くと小さな鉾ですし、鉾とか山とかがないところもありますけども、お金があるところは維持運営されてきて、それが1000年以上も続いてきたわけです。

自分たちでお金を出して、自分たちで楽しみ、1年に1回それを楽しみにしてですね、生活をしていくということで、祇園祭というものが残ってきたんです。

これが、時の権力者が維持運営するものだったら続いてこないわけです。

祭りというのはそういうものでして、自分達で維持運営をすると、だから続いてきているわけなんです、自分たちのものだから。

それを税金でやってきたものというのは、大切にしない、粗末に扱うようになってしまふ、そういうものなのでしょう。

これで、まず祇園祭スタイルでスタートしたわけです。

利用者からお金が取れないということは、京都の狭い世界ですから、はっきりしてまして、皆さんに500円出していただいて、1万人集まっても500万くらいですから、大した金額にならないわけです。

10万人くらい来ないと、維持運営できないわけですから、そんなに来ないわけです。

そうすると、皆で少しずつお金を出しあて、かかるところを補っていけないかということで、去年のオープニングの時に、基地局をつくるのにお金を出せとって作ったわけです。

インターネットに詳しくない人にも、この場所はみんなの役に立つからといって基地局をたのむんです。たとえば鴨川のほとりもビルが建ってしまして、あそこにア

ンテナが立っているんですけど、あそこにアンテナを置いたら鴨川に来るみんな使えるからというだけで、ビルの持ち主には何のメリットもないんです。でも置いて下さるんです。

その代わりに、お金を毎月1万円出せとっています。それで楽しいじゃないかと、経済的メリットは何もないかもしれないけど、それで何かが出来るとも言えないと言って、投資に対するリターンは全くないという前提で、基地局を立ててスタートしてきました。

毎月1万円というのは、通常の足回り回線を使いますから、まずADSLで4、5000円くらい掛かります。

あと、プロバイダーを通しますから、プロバイダーの費用が5000円くらい、合わせて1万円くらい掛かる。

その費用を自分には全く役に立たないけど出せよとって、スタートしてきて、出す人が10人集まり、30人集まり、50人集まったから「みあこネット」が最初の年はスタートしたというのが現状ですね。

ということで、奇跡的にもそういう人達が僕達の周りにいたんで、ここまで来ました。

基地局を調度品のように

さらに、最近言っているのは、祭りよりももう少し身近で考えましょうよと、公衆無線の基地局を置くのを投資と考えるのではなくて、必要な備えの道具と考えましょう、道具、備品と考えましょうよと。

そう考えるとですね、もっとわかりやすいものになる。

皆さんが、自宅のですね、居間なり応接間を考えて下さい。あるいは、応接間がな

い人は、何でもてなすかを考えて下さい。

例えばこの教室にはプロジェクターがありますね、昔の学校ってプロジェクターなかったんですけど。このプロジェクターを映すのに、これ結構高いやつだと思いますけども、投資効果を考えて置いているかというのと、そうではなくて、どうしてもこういうことをするためにこういう機器を選んで、使ってきているわけですし、これを置くことによってですね、この投資に対してあまり返ってくることを計算していないはずですよ。

通信事業は通常、この基地局を置くんだったら、これに対して何人が利用をして、何円の収益があるから置くというのが通信事業ですよ。

でも、コラボレーションするための環境とか、来客のための備えの環境というのは、投資を考えてやっているのではなくて、最低必要なものから少しずつ揃えていって、それが家の形をつくっているんですね。

皆さんの自宅で花を生けている人はどのくらいいるか知りませんが、週替りとか、3日、4日とかで花を生けたりとか、あるいは来客のための机があったり、椅子があったり、個室があったりという形であると思います。

お茶の葉も、お客さん用のお茶の葉があったりとか、なんかあると思うんですよ。

その時にですね、お金をどれだけ掛けるから、それに対して投資メリットを考えてはいないと思うんですよ。

多分、こういうことだと思ってまして、そういう通信無線というのは、お茶とか、お花とかと同じように、新しいそういう備えとして通信無線があるくらいのイメージでいいのではないかと。特別に通信事業としてあるものではなくて、当たり前のような

形で、デジタルの什器があるということですね。

アナログの世界ばかりの備えだったんですが、たまたまそこにデジタルの設えがある、そんな形ではないかなと僕は思っております。

そういうふうを考えてくると、非常にコラボレーションの関係が深まっていく、そう考えると、通信事業ではないですから、各企業の応接間ですとかオフィスだとか、相談室、美容院に調度として置かれる。

あるいは、個人の自宅の応接室だとか、玄関だとか、そういう所に通信無線が置かれてくるのではないかなと思います。

技術的背景を整備し、やり方を考えれば、非常に数が増えてくるのが考えられます。

みあこネットのシステム

「みあこネット」のシステムとして、ちょっと難しい話になるかもしれませんが、システム的にはこんな形になっていまして、安全にですね、使える環境を提供しております。

「みあこネット」のサーバーですが、通信無線の本体があって、利用者が無線エリアにおりまして、利用者がノートパソコンを持ってくると、自動的にサーバーにつながり、ユニットサーバーからインターネットの世界に入っていくって、インターネットが使えると。

この時にですね、私達のルーターを既存インターネットの回線の上におきます。

ここにはファイルを見れないように、ガードがかかっている、この人は必ずここしかいけない、という形のトンネルが作られています。だから、この人はどんなことが

あっても、このトンネルを抜けてこっちにいく仕掛けになりますということで、インターネットをこの回線を提供するひとは簡単に回すことはできない。

不正アクセスに関しては、盗聴ができないように、トンネルを張って構成がされています。トンネルが沢山あって、安全に使えるという形になっています。

このようなシステムの形です。

それから、例えば企業なり、行政なりのサーバーにアクセスするのは、今だったら中からしかアクセスできない、外からあんまりアクセスできないようになっていっているわけですが、最近ではVPNという技術を使ってアクセスするようになってきてます。

その時に、自宅からこういう形で、VPN回線でサーバーに繋いでいる、こういう場合が増えてきてまして、これを外出先、ここでも無線です、出先からVPNで接続するという形の傾向が急激に増えます。

そうすると、海外の人が来て、京都に来てVPNで自社のサーバーに入ることができる。安心してですね、データベースを触ることができる、これで一応みることができるとい環境です。

こんな形で「みあこネット」というのは、セキュリティーを十分に保って発展をしています。

この絵からわかりますように、従来のみあこネットというのは、入口と出口がありまして、ルーターとサーバーと、この対できているのです。

最初からこの状態できています。

入口と出口を管理するのが通信事業なんです。

いま「みあこネット」はこのサーバーを極力減らそうとしてまして、入り口だけを

ドンドン増やしています。出口側のサーバーは企業なり、大学なり行政なりで勝手に用意してくださいというか、元々もっているんです。それなりの所はプライベート・サーバーを持ってまして、これから普及していきます。3年というスパンで考えたら、ほとんどのところがプライベート・サーバーを持ちます。

ということで、「みあこネット」は通信事業を作ることをしていまして、客間の備えを作ろうとしています。これ花瓶だと思えばいいんですが、これをですね、全国、全世界に広げたい、出口は利用者が用意して下さい、そういうようなモデルになっていくのではないかと考えております。

すると、色んなところでインターネットができる環境ができるだろうと思います。

少し例を示します。基地局オーナーの人たちとしては、祇園ハタナカの旅館のお上さん、それ、京都駅ですね、女性が二人、京都駅でアカウントを発行してくれています。それから姉小路界限を考える会の谷口さんというか、オタク族っぽい人なんです、元気な人です。

次に、松山で、坊ちゃん電車の終点の道後温泉のところでインターネットが使えますし、倉敷の美術館の前、それと黒部、鳥取、沖縄、大田区、東京ですね、横浜、札幌、名古屋、大阪、広島、岡山といったところで今、使えるようになって来ています。

こうやって、色々広がって何がしたいかということが実は本題でして、居間を作るのが本題ではありません。

新しい社会的価値の発見

そういうインフラがあったら、どうい

ふうには生活の利便性が改善されるか、出来なかったことが改善されるのか、ということを実証実験をしていきたいということで広げてきています。

一つはですね、視覚障害者のある人に対し、PDFみたいな情報端末にカメラを付けて、このカメラを遠隔で他の人が目になって見てあげます、そしてガイドするというような形ですね。わかりやすい例でいうと、水が3本あると、水があったりコーラがあったりすると、視覚に障害があると、ジュースが飲みたいとおもっても、空けて飲んでみないと、何が飲めるかわからない。そんな時に使うわけです。

視覚障害者の場合は、最後の1メートル、ラスト1メートルが非常に重要です。それをですね、ガイドで目が見てあげると、欲しいものがわかる、自動販売機の前で、自動販売機があることはわかります。しかし、自動販売機で買うときに、買いたい物はよくわからないですよ、前買ったボタンを押すと、ボタンの位置はわかっていますから、買えるんですけど、何が買えるかわからない。その時に、こうやって目になってあげて、最終的には遠隔支援で買ってあげると、そういうことができるんですね。

これは今、FOMA（NTT次世代携帯の略称）でもできます。テレビカメラ付のFOMAを使えばできますが、何が問題かという、通信料金が高いので、NTTのほうにお金が行っちゃって、実はこの人たちは、ボランティアでしかできないのです。これが無線インターネットになると、NTTにいくお金が、実はここになります、この人たちにお金が回ることによって、この人たちが一つのボランティアではなくて、事業としてこのようなサービスができる。

新しく、目というサービスができるわけですね。

ある品質をもって、いつでもサポートしてあげることができる、そんなことをですね、無線といいますか、インターネットという世界でできるのではないかということに取組もうと、いま色々実験をしている。

ナローバンドというものは、何処でもつかえる、FOMAはナローバンドなわけですが、何処でも使えるからいいのですが、ブロードバンドは使える場所が限られています、例えばこういうサービスとか、色んなことができるのではないかと、ブロードバンドが無線がどれくらい役に立つか、立証実験をしつつ今、トライをしているという所です。

「みあこネット」やっていると出てきたのは、ピクサス・ラジオというものがあります。これ新聞の内容を読みます。例えば、【会場にてデモ】ということで、ネットに公開されている新聞記事の内容をですね、テキスト上でこれに落としてきて、音声で読めるというものです。

こういうことに取組んできたんですが、そうすると、いつでもどこでも新聞が見たいねというニーズを改めて再発見したんです。わかってるつもりだったんですが、わかっていなくて、色々やっていると色んなことがわかってくるのです。皆さんに新聞が役に立っているのは、いつでも、どこでも新聞が読めるからなんです。

デスクの前でしか新聞が読めないなら、新聞は買わない、寝ながらでも電車の中でも新聞が読めるから、新聞を買うわけです。

それと同じようにですね、視覚に障害があっても、あるいは通勤でもそうですけど

も、通勤途中の電車の中で、東京行くと新聞読めないですよ、いっぱい、こういうやつで新聞を読みたいというニーズが結構あります。

新聞が読めるとか、あるいは視覚障害者の方が、いつでも、どこでも新聞が読める、ということを提供しよう、ということは今準備をしてくれています。

ということで、新しいインフラを一つ作り上げていくと、そのインフラをいかに活用するかという中で、色んな知恵がでてきてですね。こうしたらいいとか、こういうことができないだろうか、という取組みがでてきて、一つの新しいライフスタイルがですね、完全に見えてきたわけではないですが、少し見えてきていて、こうしたらいいとかということが段々わかってきた。

やっぱりいろんなことに取組んでいかないと、机上の世界で考えてみてもわかんないことは沢山あって、一段階上がって景色をみると、その中から色んな発想がでてきて、色んなことがわかってくると思っています。

これはユビキタス・ラジオということで、最初にいいましたように、パソコンで新聞を読むことはできるんですが、なかなか読みづらい、音声をつかって新聞を読むことはできるんですが、なかなか読みづらいです。

現在、視覚障害者という方が約100万人おられる。

そこをですね、こういうPDAとPHS、あるいは無線を使ってですね、新聞を読めるようにしよう、というような発想が生まれてきた。ユビキタス・ラジオという名前を付けたんですが、こんな形で、簡単な操作で使えるということで、8月1日から商品としてリリースしようとしていまして、日

経新聞とか産経新聞とか毎日新聞、NTTドコモとか、日本通信とか、色んな人たちがよってたかってサポートしている形に今なっています。

番組的には日経関係、産経関係、毎日関係とかの番組がですね、音声で聞くことができます。

一つ見えてきたことは、障害があるという事自体が問題なのではなくて、視覚障害者というのは、シビアな感性の持ち主であって、価値の生産者だということです。そういう音のプロの人たちが、一つ価値を作りあげて、それをですね、普通の商品と同じようにサービスを提供するというようなことが生まれそうかなという所に来ています。

そうすると、障害を従来の福祉的な観点で見るということではなくて、そこを感性、価値の生産者としてみることでですね、社会としてのありようが少し変わっていくだろうと思います。

こんな形で「みあこネット」やっていると、あれやこれや、色んなことが見えてきて「みあこネット」のグローバルな技術的なポジショニングを自覚し、ライフスタイルを変えていくということもあります。

でも、まだまだ先は長いですが、やることによって、一歩踏み出すことによって、色んなことができてきたということですね。

ということで、皆さんも是非、一歩踏み出しましょう。そうすると、人のネットワークだとか繋がっていきますし、色んな新しい社会を見ることができて、そこから新しい発想とか、自分の人生の一つの自己実現が見えてきたりとかしますので、一歩踏み出すということが経験的に非常に重要だと思います。

愛知万博と21世紀の市民社会

中京女子大学・同短期大学部学長 芸術工学博士
谷岡 郁子

谷岡 郁子（たにおか いくこ）

この講演当時は「愛・地球博」の市民参加部門・市民プロジェクト・ファシリテーター（のち辞任）。

2000年当時「愛知万博検討会議（海上地区を中心として）」委員長

1954年大阪府生まれ。カナダ・トロント大学を卒業

1985年より学校法人中京女子大学専務理事

1986年より中京女子大学学長、現在に至る

専門分野は高等教育論で、高等教育機関の在り方を脱教育学的視野で見つめ、学校デザインの在り方と制度デザインの問題を追及している。

文部科学省科学技術・学術審議会委員、国立大学法人名古屋工業大学経営協議会委員、国土交通省国土審議会（近畿・中部圏整備分科会）特別委員、なごや環境大学実行委員会委員 他



谷岡でございます。中京女子大学が騒乱状態になった時に、私は32歳で学長になりました。それから17年経っております。17年も学長をやっておりますと、色々な人に出会って、色々な事をやることになるんです。けれども実は、私は根はとても我儘な人間で、一応博士号なんか持ってますけれど、研究室で学者をやっていたい人間では決してございません。たまたま愛知万博で、ある種目玉事業であります市民プロジェクトのファシリテーターをやっています。

愛知万博で何をしようとしたか

私は、このファシリテーターという言葉が好きです。ファシリテーターというのは触媒機能のことです。人間は誰しもさまざま

まな人間力、潜在的な力、個性というものを持っています。それはお互いに対する個性の掛け算として膨らんでいく場合もあるんです。けれども割り算なんかされて、相殺しあっていく場合もあります。

私の専門分野は芸術工学でありまして、芸術工学博士です。私がデザインしてきたものは大学です。人間が学び、変化していく。つまり、教育というのは人間に変化を与えていくものだ、と私は思うわけです。

この変化というものを可能にする機能として学校というものがあります。

学校というものは、建物でも場所でもない。12世紀に大学が始まった時、それはただの学生の組合だったんです。パリ大学とボローニャ大学は、常にお互いに一番古い大学だと争っている大学なんですけれど、パリ大学が

教員の組合であったのに対し、ポローニャ大学は学生の組合でした。学長は学生によって選ばれ、任命されてなりました。そして学生たちが先生を雇って、こんな勉強がしたいからと言い、建物と宿舎を借り、そこで講義を開いたのです。事務局員も学生たちがやりました。これが大学の始まりなんです。つまり、学びたい者、教えたい者が、自分達本位で何もかも決め、カリキュラムを作っていくというやり方です。

創生期の大学は教授会などなくて、むしろ学生たちが何を学びたいかを、組合を作って、教員を雇っ自分たちでイニシアティブを取っておこなっていた。今の高学歴社会の中でも、大学の先生たちがいわば象牙だかセルロイドだかの塔にこもって、世間知らずで社会性もない状況でカリキュラムを考えるよりも、むしろ社会人である人たちが、私たちはこんなことを学びたいんだと言って、カリキュラムの構想を作って、先生達を雇ってしまえる大学があっいいんじゃないか思ってるんです。またそれが可能でもある。

今のインターネット時代では、どこにいても学ぶ気があるなら学ぶことのできる時代です。そしてコーディネートすることが可能な時代になってきました。

大学をデザインすると言うと、「キャンパスデザインをされますか？」と聞かれます。そういう風な論文もありますし、そういうことを建築学会誌に書いてないわけでもありません。実際にそれもやります。

でも重要なのは、人はいかに学ぶか、いかに学べるかだと思うんです。情報だけというならインターネットからでも何でも引き出せる今の時代に、本を読めばいくらでもわかるくらいに本が出ている時代に、大

学という場にどういう意味があるのか。人が出会い、ぶつかり、そこで刺激しあい、与え合ってお互いを引き出す。このような人と人との衝撃のようなものを、大学の中にどう作るか。これは実は、教師と学生の出会いだけではなくて、学生と学生の出会い、学生と職員の出会い、学生と社会との出会いを含みます。そういうものをどう作っていくか、がデザインの希望だと私は思っています。それは、「大学そのもの」から「大学ということのデザイン」への移行を意味します。これをやりたいとずっと思っていました。

名古屋では、「しらかべアカデミオ」といまして、街中で大正や昭和の建物、住宅街などを使って、夜間に学びたい人々が集まって、学ぶ側の人々がデザインして、こんな風な科目が欲しいからこの先生に頼んでこようか、というようなシリーズ行動を作ったりするNPOがあるんです。私は今でもそのメンバーでもあり、そのNPOの立ち上げにかかわってきました。

私にとって一番興味があるのは、人々が学ぶ構造、人々が変わる構造です。私は愛知万博の委員長になりました。その状況の中で何をやろうと思ったかということ、21世紀の万博をになうにふさわしい市民はまだどこにもいないと信じているということなんです。これは、私が所信表明の演説でやったことでもあるんです。

21世紀を作っていこうとするならば、21世紀の目線であったり、21世紀の人間の視野、21世紀のすべきことを知っている必要がある。しかし、私たちはみんな20世紀生まれで、20世紀の教育を受け、20世紀に育ってきている。それをどうやって21世紀を作るにふさわしい人間にしていくのか。

お互いの切磋琢磨の中で新しい人間像を求めて、自分たちがそこへ変わっていかねばならない。未来を作っていくには、その未来を見据えた上で、それにふさわしい人間像を切磋琢磨の中で互いに作っていくしかない。その刺激を与えるものこそが私は最大の教育的刺激だと思っています。

お仕切せの「市民参加」を超えたい

今、市民プロジェクトに関ってますけれども、同じことをやっています。愛知万博について皆さんがもう少しニュースを得られるようになると、「市民参加」という言葉を盛んにお聞きになると思います。今は他に売り物がないですから、「市民参加、市民参加」と言っています。ただ、市民参加は大きく分けて3種類あると思います。

まず「手足動員型」。これはパターンでいうと長野オリンピックで見られます。黒いリムジンが走って、VIPの方々が色んなところで活躍する。そんな中、せっせと雪かきをしているおじさん方がいる。それは尊いことです。立派なことです。人々がボランティアという名のもとに下働きをしている。日本のボランティアは、ある種の国家総動員だと私は言ったんです。今は、教員免許を取るためにボランティアを何ヶ月しないといけないとか色々あるわけです。教授会で、これをやらないといけないということを通す時に、「これは国家総動員法ですか」と学長に言ったんです。つまり、これだけやらないと教員免許をもらえないよという話にしてしまうと、徴兵と何ら変わるところがないじゃないかと。そうであれば、これは国家にとって都合のいいことで汗をかけるということです。しかも、養護老人ホーム

の所長さんとかが任命したものだけを認める。例えば学生が立ち上げたサークルで子供たちのキャンプをやるとかいうことは含まないんですね。ボランティアっていうのはもともと自主的であるべきなのに。しかもその内容は、養護老人ホームに行って草抜きをすとか、車椅子の掃除をすとか。要するに苦役をしろ、手足だけ頂戴、頭も心もいりませんというやつです。体のいい、非常に単純な人足であり、労働集約型です。必要な時にあなた方の手と足を頂戴ね、汗を頂戴ね、何も考えなくていいよ、ここに1ヶ月仕事があるからやってくれればいいよということです。ご奉公や奴隷など、昔から色んな言い方がありますけれども、単純にボランティアという御名があって、すばらしい、すばらしいと煽りたて満足感だけを与える。今回の愛知万博でもこれがたくさんあります。はっきり申し上げておきます。これが「手足動員型」です。

もう1つは「手の平たてまつり型」と私は呼びます。市民は用意されてしまった手の平でただ踊るだけ。舞台はもう作ってあり、「市民参加ですよ、皆さん。好きに踊ってください」と言うんですけども、舞台の広さだとか、音響装置だとか、どういう舞台だとかはすでに全部決まっているんです。「私がやりたいのは悲劇だから、この真っ赤な舞台はちょっと困るんだよね、もうちょっと暗い色調の寒色系にできないかな」と言うことが出来ません。こういうことは総てプロデューサーがやっています。つまり、あなた方が主人公よと言うものの、最初から枠組みなど、全てのことが決まっていて、細切れにこういう形でだけやってくださいと言われる。本当にやりたいのは演劇だと思っていたのに、ここはカラオケし

か参加していただけないので、カラオケのみの出演でお願いしますって言われちゃうようなものなんです。そういう形の主体性では、自分達を感じてることをアピールしてやろうと思っても一切出来ない。市民参加を用意しましたから、と言われても実は本当にやりたいことが出来ない構造だったりするのです。

手の平で全部決められて、市民は前面に登場するんだけど、計画段階の企画だとか状況作りだとかには一切乗らせてもらえない。そういうことは全部、業者とかで出来上がっていて、その仕切りの中でしか許されない。アイデア募集とかが散々行われますが、アライ証明に過ぎないんですね。皆さんからアイデア募集しましたと言っても、実は最初からあの人たちにやってもらうって決まっている。なのに、これは皆さんのアイデアですよ、ということを書いてしまう。実はメニューは全て決まっていて、手足だけの動員ではない様に見えるんだけど、実際は煽られているだけで、本当は手の平のこの辺だけに限られてます。ちょっとでも広いところに出ようとしたら駄目と言われる。これが「手の平動員」なんです。これも今回の万博で一番よく見られるパターンです。これが主流です。

限りなく水平な関係をもったプロジェクトを

第3のパターンは、私が「全心身型」と呼ぶものです。これはどういうことかというと、市民が自分たちの主張や想いを持って、使命感を持って、自分達のやりたいことをやりたいようにやろうじゃないか、ということです。そして、そのためには前の

人たちが自分たちのためにしんどい所を全部やってくれるんじゃないかって、お金の心配から具体的な方法論まで、あるいは市民として機能しやすい枠組みまで、全部自分たちで作ろうじゃないかと。

市民参加とか色々やっていると、これまでの行政の仕切りの延長でやっていると、核心の部分は全部行政なんかが握って組織を作ってしまった。あなた方がプロデューサーですよって言われるんですけど、本当は核心を全部握られちゃってるパターンが多いですね。ルールが決まっちゃっている。

例えば、一番端的な例を挙げます。「午後には会議をやりましょう」と言うと、働いている多くの人が出られないんですね。でも「この会議場は5時までで閉まっちゃいますよ。オフィスも5時で閉まっちゃうから事務も助けられません」って言われると、主婦か60代、70代の年金生活者しか登場できない。

「9時以降は会議場を使わせてくれない」と言われたことで、万博協議会と私たちは最も喧嘩をしました。佳境に入ったときに、「もう閉まりますよ」という状況になると困るじゃないですか。「何で土日にもっと使えないんですか」と言いました。そういうことを万博協会も今はだんだんに話を聞いてくれて、土日でも誰かスタッフがいて開けてくれたり、それから9時を過ぎても会議を続けられる状況が出来てきています。そういう形になってきましたけれども、例えば1つの運営の方法論を取っても、市民が自分たちの気持ちを、自分たちの形で表現するために、自分たちの頭を使って、自分たちの手足を動かしてどこまでやれるか、それが主体性という意味であると私は思うのです。

ある方が経済産業省が選んだ委員長であ

り、議長だったんです。この人が経済産業省が書いたシナリオ通りに運営するはずだったんです。でも、それだと本物の会議になりませんね。初めから結論が出来ていて、シナリオが出来ているのなら、何のためにみんなで集まって会議するのか。それは市民に対するアライ証明でしかありません。

そうではなく、官僚の鎖を切って選挙をし、立候補をして選ばれた人たちが選んだ議長であるならば、官僚のつけた首輪をはずすことができる。それが、私が立候補した思いでした。

市民が議論をする場ならば、市民が運営する会議になる。これはさっきのことと同じなんです。市民が参加するのであるならば、その手法ややり方というのは市民自身が考えるべきである。市民がもっとやりやすい参加のあり方、そして市民が色々な意見を持っているその調整の方法、合意形成の方法を考える。そういうものを市民自身に選ばせていかないと、官僚がこんなもんだらうと思ってしまった中で選んだ形では、恐らくいま給料もらってる人たちの体系ではプラスであっても生きないだろうなど。

例えば、ピラミッド型の上位下達みたいなものは、市民にふさわしくない。恐らく21世紀に求められているのは、新たなパートナーシップの作り方であり、官が頂点にあるスタイルを市民にひっくり返すだけでは意味がない。

なぜ、共産党支配の社会主義の国々が80年代後半あのように倒れたかという、元ブルジョアの人々がやってきたことを、その地位やポジションをそのままひっくり返して、プロレタリアートが継いだものの、関係性が変わらなかったからです。どっちが威張るか、どっちが仕切るか、どっちが

権力を握るか、どっちが言うことを聞くのか、支配されるのか、その位置が入れ替わっただけでした。

位置を入れ替えるだけでは意味がないんです。市民参加とか、市民社会とかいうものも同じです。市民が役人にされてきたことを、位置を入れ替えてするだけでは、ある種のアナーキーになったりカオスを生むだけです。ある種の腹いせ行動になるわけですし、また市民が行政のようなことをいくら繰り返しても意味がないです。

そうではなく、21世紀の社会というものは、誰が仕切るかではなく、どういうコーディネートが可能なのか、どういうコラボレーションが可能なのか、どういう連携でどういうパートナーシップを作っていくのか、限りなく水平な可能性というものはどういう状況で見られるのか、を考えるのです。そして、お互い違う人が付き合うというインターフェース作りをどのようにしていくべきか。そういう実験をやっているかないと意味がない。今、この「全心身型」を実験でやってます。これが愛知万博の市民プロジェクトなんです。

なぜ検討会議はうまくいったか

愛知万博の検討会議が、2000年の5月から12月にかけて行われました。そして解散になりました。私はその時、万博協会会長の豊田章一郎会長にご挨拶のメールを送ってるんです。そのメールは、「谷岡郁子は、これから一市民に戻らせていただきます。そして、市民としての万博の参加の仕方を、一市民としてどういう風に動けるかを、他の市民たちと何ができるかを追求して参りたいと思います。また、その中で色々とお会いすることも

あるかもしれませんが、ひとまずはお別れの挨拶をさせていただきます。お世話になりました」という内容でした。

私が嫌いなのは、大学の先生で、市民はああすべきだ、こうすべきだ、と言いながら自分は市民らしいこと何一つしようとされない方、現場に出て行かれない方です。環境問題で言うなら、間伐が必要だと言いながら、自分は間伐をやったことがない、のぎり握ったことのない人です。そういう人が私は大嫌いなんです。自分を市民階級のエリートだと思ってるからなんです。みんなと一緒に汗を流せない人、みんなと一緒に仕事をやれない人、私はこの人たちを信じないことにしてます。なぜならば、この人たちは自分も市民だということを信じていらっしやらないからです。

私は、この会議が終わったときに本当にホッとしました。この会議は、ある意味私の名前を掲げたものでありますけれども、会議を仕切った私が、議論の限界というものをご存知で、ある合意にこぎつけたとして、バラバラな意見の多くの人をまとめる場合に60点以上には絶対になりません。みんなが我慢できる範囲というような合意は可能なんです。みんなが嬉しくなるような合意は不可能なんです。それだけみんな立場が違うわけですから。この人が満足すると、こっちの人が不満足ですし、こっちの人が満足だと、あっちの人が不満足なんです。だから相殺すると大体50点になっちゃうんです。50点ということは合格ラインじゃないでしょう？ みんなで一緒に作業して、みんなで一緒に解決策を考える場を作ることが大事なんです。最初にみんなが持っていなかったメニューから20%新たなメニューを加えて、

やっと60点にできるんです。120割る2は60ですから。これで何とかして60点にこぎつけるんです。これが議論による合意の最高レベルです。

ところが行動、活動は違うんです。万博というのは、ある意味では祭りなんです。祭りというものは違うんです。イベントならば予定があります。例えば愛知万博ならば1500万人入れましょう、1日に10万人入れましょう、とかそんな風に考えるんですね。簡単なんです。10万人入る施設を作ればいい。9万人ではなく、11万人でもなく、10万人入るのが一番いいんです。12万人以上来れば、トイレがいっぱいになってしまうかもしれないし、食堂に入れない人がいるかもしれないし、パビリオンの前にすごい列が出来て、みんなの不快感が高まるかもしれない。毎日10万人入ってくれるのが一番いいんです。事故も起こらない。人が来過ぎると、明石の花火の事件みたいになるわけです。

はっきり言うと、イベントというのは予定調和なんです。祭りは違います。予定調和じゃない。祭りというのは、そこにいる人のエネルギーが、次のエネルギーを生み出して渦のようになる。そしてそれが誰も予想できなかったところに行っちゃうんです。そういう人間のダイナミズムを持っている。

愛知万博の検討会議が、事前にとっても無理だと言われていた合意を可能にしたのは、会議場をある種の祭り状況に持っていったからです。これはすごく簡単です。みんながへとへとになるまでこき使ったんです。めちゃくちゃひどいスケジュールで会議を設定しまして、4時間5時間の会議は当たり前にしたんです。その間に宿題もいっぱい出す状況で、離婚やリストラされるんじ

ゃないかというくらいのスケジュールにみんなに付き合ってくださいました。

第5週目には、毎日連続で6時から12時まで会議をしました。これは来られる人だけでいいと言いましたが、ほとんどの委員が出て来ました。解決策はないかということで、4日間連続でやったんです。委員長試案と呼ばれている個所があるんですけども、その内容を決める会議をやりました。その中で、みんなにワークショップや分科会に分かれてもらい、ここはどういう問題があるとか細かい問題を考えて色々やったんです。そして、どういう万博をすれば私たちは認められるのか、ここで何がしたいのか、具体的なプロジェクトやテーマをいっぱい出してもらったんです。そのときに、電気自動車が出てきたり、飛行船が出てきたり、ごみ自動車を世界各国に走り回らせようと色々な案が出てきた。そうやって、こういう万博だったら良いねというみんなのイメージを具体化する作業を一緒にやったんです。そして、みんなのサインみたいなものをどこかに埋める方法はないか、また、万博をやりながら同時に自然保護派の人も満足させられる場所があるだろうか、と具体的に地図を見ながら検討したりすることをやりました。6時以降になりますと空調も止まってしまい、そんな疲れる状況の中でも、みんなで汗をかいてやったんです。

でも、これを実際にやると、膨大なエネルギーを使うことが、新たなエネルギーを呼び起す循環性みたいなものを生み出してくる。竜巻みたいなものが作れるような状況ができてしまったんです。それが合意に突入したエネルギーです。学者の方には検討会議の言葉を拾っていろいろとおっしゃる方がいらっしゃるんですが、その言葉が重要じゃないんです。人間の持っているダイナミズムが重要で

す。解決したいために、これだけのエネルギーを使って、これだけ真剣にやっていると、反対派の人たちと推進派の人たちが初めて打ち解けてきたんです。お互いを認め合う状況が出てきた。

私も頑張っているけれど、あの人も頑張っている。私はここは絶対に譲れないけれど、あの人にも万博をさせてあげたい。あの人は私たちと反対のことを言っているけれど、私たちにも耳を傾けて聞いてくれるいい人だ。あの人は、私たちがどう言ったら満足してくれるんだろう。そういう言葉にならない交流が始まるんです。

実は、合意のダイナミズムを作り出したのは、そういう言葉にならない人間の感情だったりするんです。議事録を見ているだけではわからない。人間が一緒にいると、例えば恋愛なんかは言葉ばかりのゲームじゃありませんよね。黙って一緒にいることとか、何となくお互いの暖かさを手のひらを通じて感じる事とか、さりげない仕草だとか、そういうことがいっぱい語るわけでしょう。言葉にして全部を語るわけじゃないです。何回もデートしていく中で、お互いの関係性って出てきますよね。表面を見て、言葉だけを聞いていては、何が物事を前に行かしたり後ろに行かせたりするのは見えないです。

私が学者嫌いだっていうのは、お互いの多様性を超えて、個性を超えて、共同作業を可能にするような、人間を本当に動かす意味の合意をもたらすようなダイナミズムというのが、彼らには掴めないからなんです。

海上を舞台に市民プロジェクトを構想

アクトローカリー（地域で活動する）と

か、シンクグローバリー（地球的に考える）とか言いますよね。アクトローカーリーじゃないと、シンクグローバリーの意味がありません。同時に、シンクグローバリーを抜かして、アクトローカーリーをしても意味がありません。

いま「全心身型」の市民プロジェクトを考えていると言いました。猫も杓子も、企業パビリオンも、県のパビリオンも、市民参加で募集をかけてるんです。しかし、全部が「手足動員」か「手の平」だと思いません。恐らく唯一、最初から市民が作ったのがこれです。さっきも言ったように、2000年12月の検討会議解散の次に取り掛かったのがこれです。

それから堺屋太一さんが出てきて、20世紀型の万博も潰さなきゃならなかったし、いざ工事の計画が始まってみたら、合意の精神とは似ても似つかないような工事用道路で川を潰したりするような計画が出てきて、そのときに新聞あげての大騒動をしたりしました。いろんなことがありました。そういうことを超えていく中で、結局、市民を入れないで海上の森に触れるのは難しい、と考えました。

今、青少年会場と海上（かいしょ）会場というのがあって、青少年会場のほうが主体なんですけど、とっても小さくても海上の方が万博のシンボル会場なんです。万博の歴史と精神を引き継いでいるシンボル会場と言われてるんですね。この聖域を、今までの官僚のやり方でやった場合、何か基本理念とバッティングするような問題が出て来た時には、市民を前に推し立ててやるしかない。

とうとう万博協会も気がついたんですね。その結果、万博協会が何を考えたかという

と、市民プロジェクトを作ったんです。事務総長の坂本さんという方から、「海上は市民にお任せしようと思います。谷岡さんよろしいでしょうか」という話があったんです。その時は、ちょうど堺屋さんがいなくなったところでした。私は、「もし協会にそのご用意があるんでしたら、市民はお受けすると思いますし、また、そのときは市民の力を出来る限り結集いたします。そして、責任ある市民の態度というものを作りたいと思います」と答えました。

今のが「手の平たてまつり型」。なぜこれをやらなきゃいけないかということ、市民は言いたいことだけ言って好き放題やるけれど、最後には責任を取らないだろうし、本当にやれるかどうかすらわからないと考えるからです。

愛知万博の検討会議でわかったのは、市民が好き放題勝手なことを言っているだけで、合意できるわけないと思われていたことです。一応合意しました。話し合いの段階で、合意できるところまでは証明できたんです。次の段階として、市民参加で自分たちが頭になって最初から何でもやるという苦勞もやって見せて、そして成功させられるか、があります。つまり、評論家としてただ言葉で色んなことを言うだけではなくて、役人や企業がやるよりも「こういうやり方でやったよ。市民らしいってこういうことだよ」と市民が実体化できるかどうか。それを誰も信じられないから、こういうことを任せられないんです。

参加条件をできるだけ低くする

過程の中で、それこそ色んなことがありました。愛知万博の検討会議が終わって3

年経ちましたけれども、私は協会とずっと駆け引きし続けてきました。それが集約した一言です。ずっと駆け引きしつ続けてきて、そして2002年から1年間は、実は公表されていないワークショップに費やされました。

市民が主体となって考える、頭も心もともなった手足。そういう全心身型の市民参加をやろうとしたら、どういう仕組みが可能なのか、どういうコンセプトでやるのだろうか。これは万博検討会議に参加した色々な市民、その中にも入ってなかった人を含めてヒアリングを続けておこない、そのヒアリングがワークショップに発展して、そういう基本コンセプトになる所、基盤になるものを実は準備したんです。そしてそれが認められて、実質プロデューサーである小川さんという人も見つかった。

そういうことの中で、2003年1月募集が始まり、市民が入ってくるということで、どういう条件をつけるかがありました。NPOの体験がある人とか、年齢制限だとか、そういう条件のことです。

私たちは紙1枚にしようと言いました。NPOの経験があるからとかないからと言っていると、多くの人たちが入ってくれないんじゃないかと考えたのです。それから個人というものが人間の基本だと。個人の思いや身体を基本とするならば、それ以上の条件をできるだけ設定しない方がいい。ハードルは出来るだけ低くした方がいい。しかし、中に入ったら場合によっては厳しく接する。責任を持ってきちんとやれるのか、みんなと社会性を持って仕事出来るだろうかを見ていく。最初は出来ていなくてもいいから、それでも少しずつ向上していくような仕掛けを作ろうと。そういう話になりました。

そして1次募集が行われました。これはネット上でも行われたんですが、私たちは100人も集まればいいだろうと思っていました。雑費交通費も何も支給しませんというひどい制度だったんですよ。だから100人も来ないかなと思っていました。それを記者会見で発表した時に聞かれました。「そんなことやって、オウムの人が大挙してやって来たらどうしますか。ある宗教に乗っ取られるとか、政党に乗っ取られるとか、きつと色々な事がありますよ。何かの制約や条件をつけないと、そういうことになるんじゃないですか？」と。

私は、「その危険はあります。しかし、みんなが入って来られる仕掛けにしようと思えば、ハードルを低くせざるを得ない。ハードルを高くしたら、昔ながらの御用集団しか残らないじゃないか」と答えたんです。

御用集団なら今でもよくありますよね。自治体なんかが委員会作るとか。まず声をかけるのが町内会長さん、それから婦人会、ロータリー、それから青年会議所。変なことをやらない、状況を壊さないと決められている人たちです。それも社会の、これだけのの中の、これだけの人たちからしか登用しないから、いつも同じような意見が出てきてしまいます。

推進派、4つのパターン

検討会議をやってみて、推進派には3通りあることがわかりました。反対派ってそれぞれの想いがあるんです。自然を守りたいとか、この森を守りたいとかいう想いです。この工事はやらせたくない、公共事業反対！ それはお金の無駄遣いだなど色々あるんですが、それぞれ自分の想いを持っ

ていて語るんです。

ところが推進派の人ってなぜ自分が推進派なのかをほとんどの人が語れないんです。何でだろうって、私も真剣に悩んだんです。後でわかりました。市民参加にも3パターンあるように、推進派にも基本的に3パターンがあるんです。

まず「お付き合い推進派」。うちの会社は中経連に入っていて、その中経連は万博推進派だから自分も推進派に入ってるとか、うちの父ちゃんは10年間そこで勤めてるから私も推進派なんだとか、そういう類のお付き合いをしなきゃいけないとか。実は何の思いもないんだけど、何となく推進派だと思っ込んでる人たちのことです。

2番目。お付き合い推進派の次に出て来るのが「何となく推進派」。これは、「私は共産党じゃないよね、だったら推進派か」という具合。わかりますか？ レッテル上反対派じゃないんだったら、推進派に決まっているわけで、それを漠然と信じちゃってる人たちです。

3番目。「あわよくば推進派」。すごくお金かけて税金使ってやってるみたいだから、うまくいけばうちの会社のこういうものも使ってもらえるかもしれない、云々かんぬんと言う。これはいい事あるぞ、こういうものには早くから乗っかっただけの方がいいよね、ということで推進派になる人たちです。

これは全部邪な目的なんです。その一方で反対派の人たちはとても純粹です。だから人数が少ないのに、力を持つんです。推進派っていうのは目的が脆弱なんです。だから人がたくさんいても、力に全然なっていないんですが、圧倒的に多くの方が推進派なのも事実です。そして推進派の大方の人がこの3番目です。

4番目には「原理主義的賛成派」の人たちもいます。私は、この「原理主義的推進派」です。私は万博というのを純粹に信じている。万博というのは、常に次の時代を見せるもんだと聞かされてきました。エッフェル塔を作ることによって、次は鉄骨の時代ということを見せ、クリスタルパビリオンをロンドンに作ることによって、次はガラスの時代だということを見せる。電話が登場したら、次は電話型コミュニケーションの時代だとか。万博は常に新しいものを見せてきた。だから日本の大阪万博のときでいうと、日本にカジュアルウェアが入ったとか、マクドナルドなどのファーストフードが入ってきたのも、あの大阪万博が初めてだったんです。

まさに、何十年先を予言して見せてきたのが万博だったんです。次の時代をこう見せたいと言うんだったら、次の時代っていうのは今の時代とは違う社会構造や人間社会であるべきです。だったらそれを出してやろうじゃないの。だから推進してやろうじゃないの。

今の時代よりも「環境」というものを中心課題にすえた社会づくりや、産業づくりや、生活づくりというものをやっていかなければいけない。そういうことをちゃんとやっていくために、新しい時代を見せてやろうじゃないの。初めからこういう原理を持っている人は本当にわずかで、今の愛知県にもほんの一握りしかいません。でも、その一握りのことを前に推進して形にしたい。そして苦勞してでも自分たちの力でやりたいと言うことで360人の人が入ってきました。

9ヶ月が終わって、今残っているのは100人くらいです。この人たちがこの週末にプ

レイベントをやります。最初の大きなイベントです。この会場はすごいですよ。名古屋市の作ったデザインセンタービルのすぐ近くですね。その後ろ側に、背景になる公園があるんです。それが階段で繋がっていて、吹き抜けの二つのツインビルのアトリウムから階段を通じて、下の公園を使ってやるんです。

アトリウムの方に私たちは「ジャックと豆の木」を藤蔓で作ったんです。実は2トントラック2台分の藤蔓を、この何週間かの間に市民が取りに行きました。足場の悪いところで、それこそ頑丈に巻きついてるやつを、10人がかりで引っぺがしながら取ってきました。高い木に登って、足場の悪いところに脚立や梯子をかけて、鋸で切って落したり、それを他の人たちが拾っていったり。全部人力で運び出して、2トントラック2台分を集めたんです。この藤蔓で「ジャックと豆の木」を作ったんです。アトリウムからそれが出、階段を伝って公園へ入っていく。アトリウムの方ではミッション展覧会というのをやります。

21の地球を

いま、原理主義って言いましたよね。どんな原理で万博を推進しようとするか。1人の市民として、私はどんな発信をしようか、何を考えてやろうとしているのか。例えば、色んなプロジェクトの1つに風力エネルギーを利用したおもちゃとしての風を空に上げたい。例えば、そういうプロジェクトをやりたい。世界中の風が一緒に上がる姿が見たい、と思っている人がいたりする。これを実現するつもりです。電気仕掛けではないおもちゃにもう一度戻りたい。

手作りのおもちゃというものに、もう一度戻りたい、という想いからです。

あるいは全部言葉で表現することになってしまいますが、22世紀にも象の歩くアジアを守ろう、というのがあります。私たち日本の景色から里山のイノシシや鹿やウサギや狐は消えてしまった。そして、馬や牛が人々と一緒に農作業をやっている姿も消えてしまった。象は、タイ北部やスリランカでは昔の牛や馬みたいなものなんですね。象は、ブルドーザーやクレーン車の代わりに使われていて、森に入って伐採した木を持ち上げる作業に使われています。実際の労働力だから、みんなが象のいる生活を維持しているし、餌も取り続けるわけです。でも、これもすぐになくなると思います。きっと、すぐにクレーン車とかブルドーザーとかに取って代わられます。そうすると、象がアジアの里を歩く景色なんて10年後にはもうないんじゃないかと思うんです。だから22世紀にも象の歩くアジアを守りたい。このメッセージを発する。

いま、具体的には「象さん里親制度」を打ち出そうと考えています。アジアやスリランカの象たちに対して里親になる人を募集する。みんなで名前も考える。うちの幼稚園で1頭を何とか面倒をみるとか。名前はメスだったら花子ちゃんをつけよう、オスだったら太郎君にしようとか。今日の花子ちゃんはこの感じ、出したうんちはこんな感じで何キロとかを、今はインターネットで見ることが可能です。こういうことを幼稚園でやったり小学校でやったりして、あるいは里親になってもらった人にわかってもらう。現地の象1頭1頭を何人かで維持が出来ます。タイやスリランカでも、象と技術や開発といったものが共存していけ

る。そういう時代が自立してくるまでに日本人は牛や馬を失っていった。そして、狐やイノシシを失っていった。これを二度と繰り返さないように、アジアにいる象を守って、未来の子供達に象の歩く姿が見られるようにしようじゃないかと考えたんです。里親制度を作り出して、里親になってくれる人を募集して、万博が終わった後にはそのためのNPOが出来ていく。こういうプロジェクトをしたんで一緒にやりませんかと言ったんです。

そういうプロジェクトの募集なんかもいっぱい出てきているんです。だから、そういう想いがこのアトリウムの中で表現されていて、公園にくるとそのためのワークショップが開かれている。「ジャックと豆の木」は、私たちの思いが一つの種になって育って行って、色んな枝が出ていて、それが現実になります、形にして見せます、という私たちの思いを表現したものです。

「21愛地球博」っていうのが、この万博のサブテーマなんです。21の地球。ずっとある地球を作っていたんです。これは、全部間伐された竹材、杉の間伐材で出来ています。こういうものを使いながら、ある人はお神輿を作ったんです。一刀彫りの本格的な山車でした。でも、一番上には地球を乗っけて、そして地球の様々な生命をシンボリックに表す彫刻を施しました。実は、その仕上がりが間に合わないかもしれないということで、どこかの家の立派な欄間が二枚とられたそうで、それらを横に貼り付けたりして。あとは愛知県のプロジェクトに参加してるアーティスト達が色んな飾りを作って、その山車が今日の新聞で発表されたりしました。

いくつかの目玉事業

(1) 世界市民遺産

こうした市民プロジェクトのひとつに、グローバルダイアログというものがあります。そのグローバルダイアログの中に「世界市民遺産」が入っています。通常、世界でとても珍しいものは、世界遺産としてユネスコに登録してますよね。こういうものは、世界の国々が守ったり、国際機関が守ったりしてくれるわけです。でも、普通の私たちの生活の身近にあるものは守らないですよね。水族館でとんでもなく珍しいアマゾンあたりの魚が泳いでいたりするんだけど、今はもう、近所の川にはメダカは泳いでないでしょ。

世界市民遺産というのは、私たちが住んでいる辺りを、メダカが住めるような川にしようとか、そういう市民らしいことを考えることです。とてもさりげなくて、とても普通で、でも、とてもかけがえのないものを守ろうという発想からきています。ちょっと目を離れた隙に、すぐに開発の波にのまれてしまうようなもの。お母さんの手縫いの雑巾であるかもしれない。おばあちゃんの漬物かもしれない。あるいは、懐かしい着物姿なのかもしれない。あるいは、手打ちのお蕎麦なのかもしれない。そういう文化的な物もあるでしょうし、景色の中や、山に生えている植物かもしれない。

いま、世界市民遺産として残すべきものとして進んでるのは「命のリュック」があります。特に、私たちの住んでいる地域は、東海沖地震がいつ起きてもおかしくないとされている。私たちの合言葉に「物作りの愛知では阪神大震災のような格好悪

い緊急用のリュックはやめとこう」というのがあります。いざ地震になって取り出したら、乾パンに、ペットボトルの水に、乾電池の切れてる懐中電灯やラジオとかが出てくるなんてダサイ。手回し蓄電池が出来る。簡易浄水装置が作れる。太陽光を集光する簡単な集光機が作れる。それと、ちょっと工夫したらリュックごとテントになってしまうような、そんな素材があるはずなんです。

人をナビゲーションできる、人ナビという機械も作れるはずです。色んなものが欲しいわけです。重い水を持ち歩くのではなくて、簡易浄水器具がいくらでも作れるんです。7キロなら7キロと決めて、リュックの中に、愛知の物作りの技術をそういう様々な道具にして詰めて、次の世代に世界市民遺産として残そうじゃないか。中小企業と連携して、市民自身がニーズを出して、1つのリュックを作って、それを世界遺産として登録するのも面白いと。

もう1つの目玉は自力建設耐久力です。今、みんなで藤蔓を取りに行行って山車を作っていると言いましたが、市民はお高くとまっているお役人や財界人と違って、自分の汗を流すことのできる存在です。全ての電気が止まってしまったり、ライフラインが止まってしまっても、その中で自分の技を向上させていく。愛知万博までに脂肪を燃やしてダイエットするのをキャンペーンにしようかなどと言っていますが、私たちが身体を動かすということは、脂肪を燃やすということです。体内発電しているのと同じです。この人間の持っているエネルギーや技とかを直接的にブルドーザーを入れたら確かに早いかもしれない。市民が鋸を握りしめて100人で山に入ったら、2トントラ

ック2台分の藤蔓が簡単に1日で取れちゃうんです。それが力なんです。市民が数多くいるからこそできる。お金に換算したら出来ないかもしれないけれど、みんなの連帯感によって、未来を信じる喜びの中から、身体を使って出来ることをする。

万博会場の海上会場のコアの土台の部分は、万博協議会が作るようになってます。建物も1つ作るようになってます。そのデコレーション部分も、他の装飾的な部分も、市民が自立、担当して作るようになってます。それもできるだけ自然素材を使って、自然の豊かさを感じるような形でやろう。ただ、まだ練習を始めているところなんで、今回はプレワークとしてやりました。たかが藤蔓と思われるかもしれませんが、かなりすごいものが出来てくると思います。だけど、これは万博協議会の合意ができた瞬間ほとんど決まっていたことです。

（2）エコストックという発想

ある会の立ち上げのパーティーをやったんです。「誰でも万博協議会」を作ったんです。これは何かと言うと、万博協会ってお国が作って第3セクターで財界人が名前を連ねたやつですよ。誰でも入れるものではないんですよ。でも、市民万博をやるんだったら、誰でも入れる装置を作るべき、万博協会のアンチテーゼになるような物を作ってやろうということで、「誰でも万博協会」という名前を付けて人々を集めることにしました。その中で、今言っていることの基礎になるような実験をイベントとしてずっと繰り返しやってきたんです。

私たちのメインになっているのが、今年2回目になったエコストックというやつです。エコ関係者を集めて、すべて手作り

間伐材を使ってブースを作り、流木でドームを作ったりして見せてきました。そして、全く新しいエコな物をエコストックとして、エコなイベントの知識だとかノウハウなどを市民側にストックしていこうと。

このエコストックというのは、ウッドストックのもじりで始めました。そこに、人々の具体的な力を集積して、その体験を積んで、万博協会とか色んな人を招待して見てもらい、自分たちでやれますよということを証明してきたんです。

どうせ市民なんか何もできないと思われている。「市民参加（市民さんか）」って言いますが、心では「市民なんか」と思ってるんです。「みなさん、市民参加しましょう！」という呼び声は色々ありますけれど、表は「さ」でも、裏では「な」なんです。本当は「市民さんか」と思っている。市民さんか、と思ってるから、「手足動員型」とか、「手の平たてまつり型」しか考えつかないんです。だから、第3の市民参加が可能だということを知ってもらうためには、それをやって見せなきゃならない。

この会には、スポンサーはまったくありませんでした。お金は全部、自分たちで作りました。イベントをやるごとに、お金も全部、自分たちで作ったんです。広報も、全部自分たちでやりました。自治体の補助金なんて一切当てにしませんでした。

愛知万博は恐らく、95%は20世紀型の万博になるだろう。95%は官僚型公共事業型の万博になるだろう。95%は開発型の万博になるだろうと。そう思っていました。しかし、そういう中で、5%でいいから本当の市民万博をやりたい。5%でいいから、本当の環境博をやりたいと感じたんです。

だから、今、私たちがやってるのは愛知

万博検討会議の後半戦だと思っています。議論では一定のところまで行ったけれど、活動としては、まだ証明していないものを証明する必要がある。2005年以降、日本において市民参加というのが、単なる「手足動員型」や「手の平たてまつり型」ではなく、市民が考えて、市民のやりたいこと、志を伴ったものにするために。誰のために動かしているのかわからない手足じゃなく、自分達の思いを遂げるために動かす手足になれるように。だけど、頭と心だけになってもいけない。頭も心も身体も一緒に動かす。そうすることによってはじめて、平衡感覚をもった水平の装置が作れる。

エコストックの約束事

私は3年前の愛知万博検討会議が終わってから、竹切りの勉強をずっとしてきました。この三年間に買ったウェアも、ほとんどアウトドア型のものばかりです。そしてしのが使えるようになって、カッターが使えるようになって、高いところでも作業できるようになって、鉋が使えるようになった。毎年1つずつでも道具が使えるようになっていったんです。今日も、実は新しい紐の結び方をやってきました。そうやって、みんなと一緒に同じことをやる。しんどいところはみんなと一緒にやる。

エコストックはみんなが好きでいいことになっていいことになっていますが、ルールがあります。それは全員で撤収すること。これは最後に撤収する人に楽になってもらうためです。それから、トイレの面倒とごみの面倒はみんなで見ること。一番嫌なことは必ずみんなで共有する。そういうルールが出来たんです。やりたいことは全部自分で

やってよろしい。こういうものがあるから色々な係をやって欲しい、ということを含んで融通して、そのブースが埋まってく限りは、お客さんを捕まえて誰かを座らせておいて、自分はやりたいことやっていてもいい。

エコストックの祭りの1回目は、加藤登紀子さんのコンサートがありました。その日の朝にブースに来た参加者を集めて、「3時からはこの主催者はいなくなりますから、用事があったらそれまでにして下さい」ということにしました。駐車場係もいなくなりますから、車の出し入れはそれまで4時以降にしよう。なぜなら、みんなが楽しみにしていた加藤登紀子さんのコンサートをスタッフ全員が聴きたかったからです。それで、その間の主催者とその仕事は放棄させていただきました。皆さん、それに付き合ってくださいました。

もちろん、その間は声の大きい人を物見台の1番上に乗せて、もし何かあったら大声で呼んでもらった。もし何かあったら一番足の速い連中がそこへすっ飛んでいく、という状況を作っておきました。せっかくエコストックと一緒に頑張って作ってきた人たちが「私は一日駐車場にいて、何があったか知りません」とか、「私は1日中あっちの方にいたんでコンサートをまったく聴けなかったんです」とかいうのでは良くありません。市民がやるってということは、市民が楽しみにしているものを享受できる状況を作らないといけないんです。そして、それを楽しみながらも、永続できるようにしていかないといけないんです。だから今までとはまったく違う組織の作り方なり、係の作り方をしていかないと、市民が継続していくのは難しいんだと、私たちは体験の

中で試行錯誤の中で考えてきたわけです。

組織編成も水平型に

その応用みたいなものが今回の市民プロジェクトの中に入っています。でも、色々悩みもあるんです。実は今日、半日は竹の仕事をしていて、半日は何をやってたかと言うと、やくざの対応をしたんですよ。「紙1枚出したら誰でも入れます」と言うのが1次募集だったんです。そしたら、何が起きたかと言うと、今度のプレ万博の実行委員の枢要部分にやくざが入り込んだんです。そして、「俺をなめたらエライ目にあうぞ」ということを言いました。事務所は大変です。それを無視しようとしたら、安全面でこういうのは保証されてないからやらせない、とかいうのが出て来る。あの手この手のやりたい放題でした。そして、今日、中心になる人たちが集まって、この人は除名しないとイケないと、話がまとまったんです。ハードルを低くするということは、こういうことははじめから受け入れないといけないんです。それは覚悟していました。今まで起きなかったのが不思議だし、むしろ本番でそういう状況が起こることがないように、というのがイベントでの目的でもあります。やってみないとわからないんです。

組織の作り方にも色々間違ったところがありました。今、中心になってやってるのは5人の編集長と言われる人たちです。この人たちは全員市民です。5つのテーマに分けてそれぞれ選挙で選びました。この人たちが基本的なルールを作り、仕組みを作っていくという方法でやっています。役所が「はい、これがルールです。これがシ

ステムです」と言っていて、彼らのやり方で押し付けるのではなく、こういうやり方では市民は動きにくいということを市民側から考えたい。

ファシリテーターの最初の仕事として、編集長を選んだら、まず編集長会議を行いました。ルールなどを編集長たちに決めてもらって、また、編集長会議の決定をどうするかなども決めてもらいました。誰かがピラミッドのてっぺんに立ってしまわないようにということで、5つのテーマの議長を持ち回り制にしました。議長なんかやったことないからわからんという人がいるわけですよ。そこで私がファシリテーターとして横について「そろそろ休憩を入れた方がいい」とか、「この辺で傍聴席に問い掛けてみたらどうだろう」とか、「次の議題に行きませんか」とか、「今日のキーワードはこういうことです」とかを最初は書いて渡していました。2ラウンド目は少し離れた所において、見えるようにキューを出しました。3ラウンド目には私は傍聴席において、もうお互いに学びあっているから、よっぽど訳がわからなくなったときにしか口を出さないようにしました。

市民が自分たちで議長をやり、仕切って、そして物事を前に進めていくというシステムを市民自身でもやっていく。急には出来ないけれども、そこはお互いに補強して支援していく状況を作る。そういうことで、ファシリテーターとして色々やることができる。何とか円滑に21世紀の市民として、市民たちを巻き込んで、そして全身型で水平型の、時代の糧となるような、結果論ではないようなものを作る。そういう風に学び、変わっていき、お互いに連携していく。そういう変っていくプロセスを重視さ

れるような市民参加を模索中です。

愛知万博の市民参加は可能です。可能だと思いますけれども、その道は険しいです。わからないことだらけです。

失敗を恐れない

今まで9ヶ月の間に、幾つもの間違いがありました。この具体的な間違いの1つ1つには、今日はいりませんが。その度に立ち止まって考えなおすことをしてきました。前代未聞のことをやっているんですから、前代未聞の問題が起きます。それに毎回誠実に対応して、どこで間違ったかを考えて、新しいやり方を考える。2005年が終わったときには、こうやったら市民参加は可能だという1つのモデルを作り上げている。それが、今の私たちの目標です。こうやれば市民と官と産業界の連携が可能だし、こういうインターフェースの作り方があるし、こういうテクニックがあると。それが、私は愛知万博の最大のプレゼントになると思います。

ですから失敗していいんです。失敗したことは次の課題として残る。チャレンジとして残る。失敗の性質、問題の性質や状況や原因がより明らかになっていく。何もやらせないで「市民なんか」と言わせるよりは、派手に失敗していいから、どうやったら市民参加が出来るのかを考える。私自身が毎日苦悩しながら、そこに近づいていきました。

だから、愛知万博の市民参加をどこまで成功させようかなんて、今はそれほど考えてないんです。私たちの失敗が皆さんの糧になるような、意味のある、中身のある失敗を続けていきたいと思っています。恐らく再来年の今ごろには、万博は終わっていて、その頃から本格的な検証が始まるでし

よう。それまで、私たちは数々の失敗と試行錯誤を続けていきたいと思ひます。私たちの体験をできるだけ広く共有していきたいと思ひます。

愛知万博がどうなるか見えない、とおっしゃる方が今はたくさんいらっしゃると思ひます。まだ見えないかも知れないけれど、そのきっかけになるようなものを生み出そうとして、愛知県を中心として多くの方が今頑張っています。すごくアクティブに働いている人が実はロス在住だったりします。大阪から新幹線で来ているプロジェクトのメンバーもいます。長野からの人もいます。東京からの人もいます。

世界の大学と連携 & 市民プレス

第2次募集のピラを今皆さんにお渡ししています。第2次募集にはいつでも入っていただけます。10月から募集が始まります。ホームページも開いております。第1次募集のメンバー達が用意した各プロジェクトに入ってもらってもいいし、その中で浮かび上がってきたプロジェクトに盛り込めるような、そういうものを考えてもらってもいい。どのプロジェクトということではなく、ムーヴメントに入りたいから自分ができる応援はやるよ、ということでもいいんです。

例えば、私たちはいま世界の大学と連携をしています。この間もチェコに行ってきたんです。ヨーロッパの環境学生リーグの人たちと話をしてきました。そして、世界のグローバルダイアログという形でウェブを開く。

万博のときにも来てもらいたいと思ひているけれど、その前から世界の学生達と議論をしたい。「グローバルイシュー、サステ

イナブル・ソサイエティに向かつての教育」10年という試みが、2005年から始まりますが、その突破口として、1つのムーヴメントを愛知の市民プロジェクトとして起こす。

いま、国連大学とこの話をしています。国連大学のスタジオの支局を2005年の間、海上に持ってきて、それを市民が運営するというとも考えています。それも始まりつつあります。国連大学のチャンネルを通じて、世界の大学への教材になるようなものを、そして万博で何が起きているのかを発信するようなものを作っていく。国連大学が海上で作っている教材のメニュー、フォーマット、これを私たち市民が学びに行つて、それと同じ機械を持ってきて配信しあうという形で行います。世界の大学とできるだけ広く交流していきたい、そういう市民プロジェクトも起つてきています。これはグローバルダイアログの一環です。

それならば、市民プレスと市民エディターと市民エンジニアを募集しようということになりました。市民プレスの中には、例えば「外国へ行ってボランティアをしようと思う。そこへビデオを持って行って、その状況を送ってみたいと思う」と言われる。というわけで、内容を書いて市民プレスに応募していただく。そしたら、いつからいつまでの期間という形で市民プレスになっていく。それをフォーマットに従つて編集するということになれば、国連大学を通じて世界に配信しようじゃないかということまでになる。

最初はまったく注目されませんでした。こんなことが市民にできるわけない、市民がやることはカオスになると言われていました。でも、少しずつ状況が変わっていて、マイクロソフトがグローバルダイアログ

のスポンサーやりたい、という話が出ています。それに朝日新聞と読売新聞も興味を持っています。

「お金の心配をするのも大事だし、自分の身の丈にあったことをするのも大事だけれど、本当に世界が今必要としてるものや面白いもの、そして市民らしいことを私たちが考えたら、必ずそれに目をつけてくる人たちはいる」と私は市民に言いました。

とにかく中身を作り、プロジェクト作ってやろう。最初は、漠然とした想いから始まりました。それを具体的なプロジェクトに変えつつあります。今はまだ途上です。今回、ミッションプロジェクトという形にしたのは、具体的な内容で本当に成熟しているのはごくわずかだからです。だけど、モデルとなるようなものが幾つも出てきてます。あんな風にやればいいのかと、他の市民が思い始めています。さっきも言いましたように、360人が100人に減りました。でもその分、手弁当で頑張った精鋭部隊になっています。そして、その人たちが二次募集にかかっています。

不安を希望につなぐ

今日は、市民参加のキーポイントになるものを皆さんに書いてもらいたいです。すべてはここから始まります。市民参加のための市民参加じゃないんです。市民参加すれば社会が良くなるわけじゃないんです。市民が、自ら前向きに未来に向かって歩くという姿勢を持った時にはじめて社会を良くするんです。

邪魔しに行くんだったら、市民参加はむしろ社会を後退させますよね。なぜいま、市民参加が注目されているのか。それは、政治家たちが言わないレベルで、私たちが

不安や疑問を持っているからです。私もこの万博に十何年関係してはいますが、この万博に付き合ったのは、ある種の希望、つまり、21世紀は20世紀と同じであってはならない、あって欲しくないという希望からでした。人間関係が上下ではなく、もっと水平なものであって欲しい、もっと個人の個性が生きる時代であって欲しいという私の希望がもともとあるわけです。

私は大阪万博の時に高校生でした。万博少女で、たまたま親の事情で大阪万博に関する企業をたくさん知っていたので、タダ券をいっぱいもらったけれど、他の人たちは興味がありませんでした。私は大阪万博に16回も行ったんです。その時に世界のいろんな国々を知って、「こんなに色々あるんだ。面白そうだな」と感じました。それが「世界の人々と繋がりたい」と思った最初であり、後に留学するきっかけとなりました。

大阪万博は私に影響を与えました。私の娘は愛知万博のときに18歳になります。今、エコストックをはじめとして色んなところでボランティアを行っています。この娘が今どんな風に思ってるか。「私が50になったとき大気の状態はどんな風になってるだろうか」、「エネルギー事情はどんな風になってるだろうか」、「地球の上に住めるのかな？ 地下に住まなきゃいけないのかな？」、「水はどんな風になってるのかな？」当の娘は「まあ50まで生きゃいいか」と言っていますが。

1970年の大阪万博の時代に高校生であった私にとって、未来という言葉はとても明るい言葉でした。でも、うちの娘にとって未来とは不安なんです。

50年後のタイムカプセルを埋めるということで、中日新聞が作文コンクールなどで

応募を募り、そこに色んな世代が応募してくる。科学部門だとか、生活部門だとか色々あるんですよ。そうすると、特に子供たちを中心に人々が不安を抱えているということがわかるんですね。「50年後の僕は宇宙ステーションで生活していると思います。なぜなら地球が汚れて住めなくなってしまうからです」とか、「50年後の僕は海底に住んでいると思います。なぜなら地球が汚れて住めなくなっちゃったからです」とか。

集まれ人間力

昔、宇宙旅行とか海底の探索というのはロマンティックなものでした。不安をどうするか、希望をどんな風に実現していくか。皆さんももうお気づきかもしれませんが、「集まれ人間力」というのが今回の市民プロジェクトのキーワードであり、テーマです。要するに、人間が作ったものには人間が配慮するしかない。私たちは微力だけれど無力ではない。1人1人の市民というのはとても微力です。けれど無力ではない。微力なものがたくさん集まることによって、その微力が様々な個性を掛け合わせることによって、共同することによって、形をとるかもしれないし、大きくなるかもしれない。微力だけれど無力ではないということを信じて、その微力をほんの少しでも前向きにするように鍛えていくことでしか希望は実現できないし、心配というのに対処できない。

それに対して、一人ではできないことを大勢の人が繋がって協力してやれば可能かもしれない。私一人だけでは決して象の里親になれませんけれども、50人、100人の人が賛同してくれて「うん、1頭の象からでもいいから守り始めよう。21世紀にもアジ

アで象が歩いていて、それを子供たちが見られるようにしてあげたいよね」と言う。それに賛同してくれたら、私たちは恐らく無理のない形で1頭の象の里親になれるでしょう。それをキャンペーンで広げていけば、毎日日本人によって100頭の象たちが支えられていて、それらがスリランカやタイで生きていける。そういう状況が出来るかもしれない。そして、そういう状況で100年間支えて、できればタイの人たちは自分の環境や豊かさというものを構築していく知恵を知ってもらいたい。22世紀になっても普通にスリランカの田舎では象が歩いている状況になるかも知れない。そのきっかけに自分になれるかもしれない。

万博なんてのはただのアンプなんです。市民のやることを増幅してくれる機械なんです。万博がなかったら、たぶん市民は世界に発信する機会をなかなか持てないでしょう。愛知万博で経験してきましたけれど、この10年間に会ってきた人は、私が大学という業界でいたらとても付き合っていない人たちばかりなんです。福祉関係者や環境など、様々な仕事の様々な人たちに私は会ってきました。万博は、それだけ多くの人々を許容する大きなテーブルだったんです。その出会いを可能にしてくれたんです。

私が見るところ、いまの状況は20世紀と21世紀のせめぎ合いなんです。今のところ20世紀のほうが圧倒的な蓄積と力を持っています。でも、一緒にやっていく仲間と出会うなかで、色々な状況に直面することによって、普通の大学の学長だったら考えられないような様々な人との付き合いを可能にしてくれました。

私1人では本当に微力です。微力だけれど無力ではない。今日皆さんが書いてくれた

ものは、私が持って帰ります。希望と心配を一つずつ書いてください。今、皆さんが一番心配なこと、あるいは今生きてる中でこんなことを思っている、今起こっていることでもいいです。未来はこうであってほしい、という希望でもいいです。その希望と心配を1つずつ書いてください。

私たち1人1人がなぜ愛知万博の市民参加に入って来たのか、なぜ、いま市民プロジェクトを作っているのか、なぜ、それを185日間の万博の中で表現しようとしているのか、なぜ、ずっと手弁当で頑張って、色んな理解や万博協会の不理解、ボランティアをやっている私たちがここまで色々言われなきやいかんのか、なんでこんなに管理されてるのかとかを考え出すと、毎日がせめぎ合いです。

それで、ちょっと市民権のようなことを主張すると、今度はやくざがはいってきてね。そんな状況で、なぜここまでやっているのかと正直言って考えてしまいます。それは、私たちの心に芽生えたほんのちょっとの希望であったり、失敗であったりなんです。それをこのままにはしておきたくない。まだ皆さんには見えていないかもしれないけども、この万博という案を使って、何らかの形にしたい。

「愛知の市民が変わり始めてるそうだよ」「これまでと違う動きが出てきたそうだよ」と言われたい。何かを止めるとか、反対する時代から新しいものを作って新しいことを起こしてみたい。

私は、プレ万博で希望の木と心配の木を作りました。今回、地元の多くの市民の方

には、希望の木と心配の木の葉っぱを一枚一枚書いていただいて、それを切り抜いたものを木に全部くっつけていていただきたい。人々が今どんなことを心配しているのか、人々は今、どんな希望を持っているのか、市民の想いはどんなところにあるのかを知りたい。それはまだミッションになっていないし、また皆さんのプロジェクトにもなってないかもしれない。

でも皆さん、その気になったら合流してください。そしてまず、皆さんに1人の市民としての心配や希望を書いてもらいたい。それを私に託していただきたい。私は、それを明後日から始まるプレ万博の木に、皆さんの代わりに希望と心配の木に1枚1枚葉っぱとしてつけます。その形が皆さんの参加なんです。参加というのは議論するものです。参加というのは、皆さんが手を動かして、その想いを、いま現場で頑張っている人たちに、私京都に行ったら京都の人たちがこんなに書いてくれたよってその反応が返ってくる。私達はそうすることによりエネルギーをいただける。これが具体的にやっていただけのことなんです。

これを今日やっていただきたいなと思って持ってきたんです。1つずつでいいので、希望と心配をぜひ書いていただきたいです。そうやって皆さんの参加というものを作っていく。何かをやっていくことから始めたいと思います。そうです、だから愛知万博の市民参加は可能です。それも市民という抽象的な概念ではなく、あいまいな状況でもなく、1人の市民としての皆さんの参加が可能です。

菜の花プロジェクト —協働型の地域循環社会をめざして—

菜の花プロジェクトネットワーク会長

藤井 絢子

藤井 絢子（ふじい あやこ）

滋賀県環境生活協同組合理事長。1946年神奈川県生まれ。上智大学文学部卒業、同大学院修士課程。滋賀県在住、夫と4女の家族と暮す日々から、食の安全性を求めて、地域生協活動に関わり滋賀県環境生活協同組合を設立、1990年に理事長に就任。琵琶湖再生をめざして始まった「せっけん運動」をスタートに資源循環型地域モデル「菜の花プロジェクト」を全国に発信・菜の花プロジェクトネットワーク会長。環境省中央環境審議会委員、農林水産省バイオマス・ニッポン総合戦略プロジェクト・アドバイザーグループ委員、国土交通省近畿整備局淀川水系委員会・琵琶湖部会委員、滋賀県野洲町・米原町・八日市市・愛東町・竜王町・地域エネルギービジョン策定委員会委員、滋賀県愛東町環境審議会委員、リサイクルせっけん協会会長などを務める。近著「菜の花エコ革命」藤井絢子・菜の花プロジェクトネットワーク著書（創森社） 2004年、「ひとりから始まる」所収 三橋規宏（海象社） 2003年、明日への環境賞（朝日新聞社） 2003年。<http://www.nanohana.gr.jp/>

ドイツと日本と

滋賀県環境生協の藤井です。

皆さん、「京都会議」を覚えていますか？
1997年の12月に、地球温暖化防止のための国際会議が京都で行われました。その1年前に、私は環境庁中央環境審議会という国の審議会にいました。当時、まだ参議院議員だった堂本暁子さんと国際的な環境運動で一緒することがありました。審議会はどうも大学人、企業人、そして官僚のOBが非常に多く、現場を語れる人が少ないと堂本さんは思っていたようで、「あそこに入って話さない」と言われたこともありました。当事の環境庁の方から、ぜひ委員になって欲しいと言われて、訳もわからず入ったのですが、今では本当に入ってよかったと思っています。

今年も暑い夏でした。地球の温暖化が進

む中で、CO₂も含めてどう温暖化ガスを減らしていくかという議論の前に、実は、政府を含め日本の目玉は原子力発電所を20基造るといふのがあります。原発を20基造ることでCO₂を削減するという案でした。京都会議を経てなお原発20基論だということを審議会でも知ることになります。

NGOの中では、省電力とか節電ということを中心にしながらも、私達が20世紀まで謳歌してきた化石・原発からいかにお日様とか風とかバイオマスとか自然エネルギーへ移行するかという議論していたものですから、審議会の中で相当やり取りをしました。関西電力の副社長とかも来ていましたが、私達の再生可能エネルギーの展開なんて「幻想だよ」と一蹴されるという審議会のプロセスがありました。

ちょっと話がドイツに飛びますが、98年の10月、ドイツでシュレーダー政権が誕生します。その年の10月に、私は菜の花プロ

ジェクトがらみでドイツに一人で行って視察しようとしていました。シュレーダーが当選して緑の党と連立政権を立てる中で、シュレーダーは「脱原発」「脱化石」と言っていました。すごいことを言うもんだなあ、と感動しました。

その後ドイツでは、国が方針を立てると、確実にお金はそちらにシフトしました。制度も変わっていきました。例えば、「脱原発、脱化石」になったときに、再生可能エネルギーは買い取りますということが起こりました。出来たら全部買い取りますと言うのです。それから自然エネルギーを原発エネルギーや化石エネルギーよりも高く買うというのが出てきました。

ドイツは、今や風力発電はすでに1200万KW、原発で大きいのは1基100万KWですから、12個の原発にあたる分が風力発電で出来ていて、同時にそれと関連する産業が起きるわけです。風力発電を造り、そこで雇用を創出するということが起きていく。それから日本では実に迷惑だと言われている畜産糞尿が、ドイツではゴミどころかとても大切なエネルギーとして使われています。これはバイオマスエネルギーと言われている。

そういうことを含めて、国がこちらの方向にむかうんだという時に制度も出来る。その制度設定に向けて、どういう風に私達の税金が使われるかが実にわかりやすいということをドイツで見してきました。

環境ということになると、ドイツに学ぶというのが常に起きるので、ドイツに学ぶとあまり言いたくないんですが、やはり、どうしてもドイツに学ぶことがあります。いっばうでドイツにも学んで欲しいということでドイツのメンバーとは行き来をしながらやってい

るんです。その原点となったのが琵琶湖の問題です。

琵琶湖汚染問題との出会い

琵琶湖の再生運動が、私たちと琵琶湖との付き合いの大きなテーマです。琵琶湖では今年も赤潮とアオコが起きていますが、最初に私たちが愕然としたのは1977年の5月のことでした。湖面が、ちょうどこの龍谷大学のレンガ色の建物のような赤褐色になってしまいました。もちろん一部ですが、しかし、ある流域の全面でそれが発生しました。しかも色だけでなく、腐ったような匂いもする。当時の武村知事、今は政界を離れて私たちの地域の地方自治研究センターをやっていたいたり、それから龍谷大学の客員教授もされていますが、先日、その武村さんにそのときのことを語っていただきました。

1977年5月29日に職員が知事室に入ってきて、「知事、大変です！ 琵琶湖が大変なことになっている」と言う。とにもかくにも琵琶湖の湖面に来てくれ、と連れていかれたそうです。そうしましたら、折しも湖面に立っている知事の側に風が吹いていて、物凄く生臭い匂いがする。琵琶湖がどうなっているのか全くわからなかったとおっしゃっていました。

湖面を見たら赤褐色。それから、その後もずっと経験することになる、蛇口をひねると生臭い匂いがするというのを、私たちはこのとき初めて体験するわけです。

日本は高度経済成長期に、たくさんの魚の養殖などにより、瀬戸内海などでは赤潮が起きていました。海の湾のところで起きていたんですが、日本最大の淡水湖で起き

るなんて誰も思っていませんでした。当時、琵琶湖は1300万人の水源地でした。いま琵琶湖は、滋賀、京都、大阪、兵庫の1400万人の水源地になっています。世界でも1つの湖が1400万人の水源地になっているところは他に例を見ません。

この琵琶湖の周囲を見ていただきますと、大体60%を超えるのが山林です。琵琶湖はずいぶん大きく見えますが、滋賀県の面積の6分の1です。そして、この凹んでいる所に湖があり、全部の川がここに集まります。大小あわせて400数十本の川が琵琶湖に入っています。つまり山、里山、田んぼそれから生産現場の工場、そして私たち生活者からの全ての水が全部琵琶湖に集まっている。琵琶湖は生活の映し鏡になっているんです。

赤潮が起きたとき、私たちはそれまでの住民運動とは違うスタンスを取りました。

私自身、ちょうど大学闘争の1968、69、70年安保のころは、大学から大学院に移行するころになりますので、かなり元気に行動していました。大学闘争とって大学紛争と言わないところにニュアンスの違いがあって、かなり元気に闘っていたんですが、そのときには企業に対しても、全部企業が悪いと言っていました。全面企業攻撃ということが起きていました。

しかし琵琶湖の赤潮のときには、企業が悪いとは言えなくなりました。私たちが流した水もここに集まっている。じゃあ、私たちが琵琶湖を汚している犯人ではないか、加害者ではないかと思ったのです。そして、行政と市民が一緒になった琵琶湖再生運動が始まります。これが「石けん運動」です。

県との協働で「石けん運動」がはじまる

武村知事を先頭に、行政サイドも相当腰を入れました。何より大事だったのが、当時110万人いる私たちがどう琵琶湖の再生に向けて動けるかでした。毎日の暮らしの中で、どの家庭もが何気なく使っていたものの中にリンの入った合成洗剤がありました。琵琶湖に赤潮が起きたのは、琵琶湖が富栄養化したということです。富栄養化というのは、窒素やリンを取り込みすぎてしまうと起こります。じゃあ、そのうちのリンを減らそうということになりました。

リンを減らすということは、私たちが生活の中で毎日洗濯していることと深く関わり、なかなか大変です。リンの入った合成洗剤を作っているのは「花王」「ライオン」という大メーカーですから、このメーカーにリンの入った合成洗剤を作らせないようにする。工場の生産をストップさせる運動ですから、なかなか中途半端なエネルギーでは出来ない。

どうしたかというと、私たちの先輩が滋賀県中を洗濯機を持って運動したんですよ。合成洗剤と石けんで洗濯したときに、どちらが綺麗になってますか、と。それから、これを魚に与えたときに魚がどんな反応を示すかという運動を、全県くまなく歩いておこないました。

行政は石けんを使う人たちに向けて奨励金みたいなものも出しました。石けんを使いにくい水の硬度が高い硬水地域がありまして、そういうところには県が予算を組んで軟水器をつけたりもしました。こうして、市民グループと行政が二人三脚でやってまいりました。

行政の職員が全てできるというわけでは
ありません。また、地域の人々がイニシ
アティブをとって地域に入っていたいただいても
全く成功しないのです。知事は石けんの使用
率が50%を超えたときにメーカーと闘う
と言いました。リンの入った合成洗剤を作
らせない。滋賀県では作らせない、使わな
い、そして人に贈らないという闘いの先頭
に立つとおっしゃいました。結果的には石
けん使用率は70.6%まで伸びました。

今日、ここにブラックボックスを持って
来ればよかったなと思いました。ブラック
ボックスにブラックライトを入れて、そこ
に着ている物を入れると、合成洗剤で洗っ
たものはキラキラと紫色に光ります。石
けんで洗っているものは全く光らないのです。

メーカーが作っているものに対し、石
けんの使用率が70.6%までいきましたので、
しめたものです。そこで「作らない、使わ
ない、贈らない」という石けん条例が出来
たんです。

水の浄化システムに問題あり

ところがメーカーもなかなかやるもので、
私たちが買わない運動をきっちりと続ける
のと平行して、メーカーが製品を開発し、
テレビコマーシャルで茶の間にどんどん入
ってきます。ほとんどの人は、この商品が
環境にどんな影響を与えるか、なんて深く
考えずに、コマーシャルを見たらすぐにス
ーパーマーケットの棚に飛んで行く。そう
いう流れになっていきます。そこに入って
いる化学物質が、生き物にどんな影響与
えるか、なんて考える人はほとんどいない
と思います。

リンの入った合成洗剤が悪いのなら、リ

ンの入っていない合成洗剤を作ればいいと
いうことで、メーカーは無リンの合成洗剤
を、石けん条例の出来たその年に新製品を
発売します。それから、様々な化学物質の
入った合成洗剤が次々に発売されていくと
いう波の中で、滋賀県の人たちも、残念な
がらどんどんこの波にのまれてしまう。

私たちは危機感を持ちました。77年の赤
潮の後、83年にアオコも起きます。もっ
と病は重くなっているということを知
ります。それでも暮らし方は変わらない。
こうした状況のなかで、琵琶湖周辺に水を
浄化するシステムがほとんど出来ていない
ことに気づきました。

83年のアオコが起きた後、さて、どうし
たものかと私たち市民グループは考えた
んです。そして、流した水の行方を追って
琵琶湖まで歩こうと決心いたしました。幾
つもの川筋をずっと辿って見ていくと、
その水がダイレクトに琵琶湖に入る。当
時は、下水道はほとんど出来ていません
でした。皆さんはほとんど知らないと思
いますが、80年代は汲み取り式のトイレ
を使っていました。田舎に行くとまだ残
っているかもしれませんね。

汲み取り式のトイレだとたまらん、と
いうことでトイレだけを水洗にしまう。
これを単独浄化槽といいます。し尿を浄
化するという名前になっていますが、実
は全く浄化していないということが、
実際に歩いて見て行くとわかりました。

家の横にあるU字溝に色も匂いもその
まのものが流れている。なんだろうこ
れかと思いましたが。浄化槽を調べて
いくと、何のことはない、この国の流
す水の基準が悪いんだということがわか
りました。

皆さんは子供の時に川などに入って水生

生物を観察するという経験がありませんか。水生生物が生きられる範囲は、BODで言うのだいたい5 PPM以下なんです。子供たちや市民グループと一緒に、川の水はどうなってるかと年中チェックしていました。

ところが、トイレに入ってひょいと水を流してしまうという、人間にはとても快適な水洗トイレの水の基準がなんと90PPMなんです。今でもそうです。それから台所とかお風呂とか、洗濯とか、そういうところから出てくる水は200PPM。90PPMと200PPMの水がダイレクトに琵琶湖に入っている。石けん運動くらいで琵琶湖を救えるわけがないとすぐにわかりました。

武村知事から稲葉知事に変わり「滋賀県は1300万人の飲み水を預かっているんだから、少なくとも水洗トイレだけは単独浄化槽を禁止する、そういう条例を作ってください」と言いに行きましたが、駄目でした。

じゃあ私たちはどうしたらいいのかということで、自分たちの家に個人の下水道を作ってしまうおうと考えたのです。個人の下水道です。これを合併浄化槽というのですが、個人の家で浄化槽を作って、そこで水を綺麗にしてから川に戻してやる。そうしたら魚も大丈夫で、琵琶湖も安心です。

そんな大変なことを考えてしまって、「じゃあ誰がやる？」となったのです。誰もやりませんでした。1軒1軒説明してまわらなきゃいけないから、行政も面倒くさくてやらない。1985年のことです。メーカーにも言いました。国の基準をはるかに超えるBODのことを訴え、5 PPMという魚の基準に合わせた浄化槽を作って頂きたいと言いましたが、もちろん作ってくれるわけがありません。メーカーは国の基準で製品を作るため、基準を厳しくすればそんなに予算

が高くなるのか、といろいろ御託を並べられました。私たちは「それなら、もう結構です」と言って、普通のメーカーが販売するものの後ろにもう1つの処理槽をつけ、それから水を5 PPMにして川に戻すという現場をたくさん作ってきました。

今、琵琶湖は赤潮からアオコへとますます酷くなっている。私たちが何とかしないと、1300万人の水源地が駄目になってしまうということはずいぶん訴えました。これが環境生協を作るきっかけでした。

それから一つ、琵琶湖と若狭湾の距離を見てください。直線距離の一番近いところで13キロしかありません。「高速増殖炉もんじゅ」まで15キロ。琵琶湖はとても危ういところにあります。茨城県の東海村で事故がありまして、2人の方が亡くなりました。あのバケツの事故でさえ半径10キロは避難勧告が出たんです。若狭湾には15基原発が並んでいる。私たちは出来るだけこの原発にお世話にならない暮らしをしよう。水とエネルギーを何とかしなくてはならない。そう思うようになりました。

バイオディーゼルとの出会い

私たちは琵琶湖を救う運動の時に、何が湖を汚しているかを辿って行って、リンの入った合成洗剤に行き着くわけです。そして、石けんで代案を立てようとするのです。流行の言葉でいえば石けんでオルタナティブ (alternative) をやって見せようということです。その原料にしたのがてんぷら油です。天ぷら油は使用後に水に流したり、固めてポイとしたり、たいていはゴミになっています。ゴミにするのではなくて、これを原料に石けんを作って使うシステム

を私たちは考えました。そして、先ほど言いましたが、80年代には70.6%の使用率まで行きました。大変驚いたことに、県民の使う石けんのために、廃食油やてんぷら油が足りないという事態まで起きました。廃食油業者まで買いに行っただけです。

ところが、私たちが生協を作ったころには、石けんを使う家庭はどんどん減ってしまっていて、ほとんどが合成洗剤に変わってしまったために、今度は原材料が余ってしまった。環境生協を立ち上げた1989年6月には、それがドラム缶の山になっていました。持っていくところがない。いまにして思えば、よくぞドラム缶が山になってくれたなということになります。石けんが順調に出回っていたら、次のシナリオは考えなかったでしょう。

このドラム缶が山になったときに何を考えたか。1つは、ラディカルにもう運動止めてしまおう。今までずっとやってきたけれど、別に県も国も市町村も応援してあげていないんだから、こんな大変な運動止めてしまおうと言うメンバーもいました。しかし、止めてしまうと歴史がなくなってしまうので、どんなに苦勞しても何とか次の道を探そうよということで、いろいろと情報を集めました。

その中でびっくりしたのがドイツです。ドイツでは1970年、ちょうど今から30年前に中東で大変な問題が起きます。オイルショックです。日本では、オイルショックのときにトイレットペーパー買占めみたいな浅ましいことしかしていないんですが、ドイツ政府はそのときにも、大変賢いことをやっていたというのを情報で知りました。

中東にある化石燃料もいずれ21世紀には枯渇する。では21世紀に向けて次にきちん

と準備しなければいけないということで、農地に目を向けます。菜種を植えて、それを絞って、そのまま使うわけではないんですが、そこでグリセリンというドロリとしたものを使って、植物から作った油ということでバイオディーゼルを作りだすんです。そんなことをやってトラクターや船や車を動かしているというニュースが環境庁にありました。農地で化石燃料の代わりを作っているというので本当にびっくりしました。

ところが私たちにはびっくりしている時間はありませんでした。てんぷら油が山積みになったのです。菜種のような綺麗な油ではなくて汚れているけれど、同じように植物油だということで、すぐにこれを使ってバイオディーゼルの作製実験にとりかかりました。なんとかかんとかしながら、実験室レベルからちょっと簡単なテストプラントを作ってやってみようというところまで行きます。

滋賀県の小さな町で愛東町というところがあります。5600人ぐらいの町です。そこで全国の自治体のトップをきいてそのテストプラントを置きました。町から集まる油は学校給食とか色々あるんですが、ゴミにせずに出してくださいと言いました。石けんも車の燃料にもなりますということで、1994年頃から燃料化して公用車を動かす始めました。てんぷら油の匂いをさせながらその車をあちこちで走らせました。燃料がてんぷら油だから、排気ガスがてんぷら油の匂いがするんです。

それを見せて回る中で、中東からくる油ではなくて自分たちがゴミにしているてんぷら油でも車が動く、それから漁師の船も動く、パッカー車も動く、農業やってる人はたくさんいますからトラクターも動く

いう風実践して見せました。そこからいよいよ農地はどうなっているのかという話になります。

21世紀農業とエネルギー問題

日本は酷いことになっています。食料自給率がカロリーベースでたったの40%です。EU諸国はドイツを含め、100%を超えています。デンマークは200%をこえています。フランスで170%、ドイツも100%です。畜産の飼料も含めてのカロリーベースですから、日本は食べることでまったく成り立っていない国なんです。食べるということ成り立っていない国なのに、減反制度はどんどん進んでいます。

今、全国の耕作可能地の40%ぐらいが転作対象です。今年までは、麦や大豆には転作奨励金をあげるから植えなさいということになっていました。ところがその制度も今年で終わりにになりました。

さて、農地が荒れていったらどうなるのでしょうか。21世紀には農地は大変なことになっている。私は、この農地でエネルギー作物を作ったらどうかと考えています。今でもこの考えは笑われています。昨日、農水省で「いい加減にエネルギー作物を作ろうよ」と言ったんです。そしたら、「エネルギー作物ねえ・・・」と言われました。農地に菜種を植えて、まあゆくゆくはそれを搾ってそのまま車で使いたいんですが、今はまず、学校給食で食べるということを考えています。

もう1つ、学校給食というのには訳があります。私たちがいよいよ転作対象地に菜種を植えようという時に、こともあろうに、あの遺伝子組み替えの作物がどんどん入っ

てきました。農水省は油については表示しなくていいと言ったのです。だから遺伝子組み替え菜種油ということは表示されていません。学校給食メニューのフライドチキンとかが知らない間に取り込まれてしまっている。私たちはこれをとても恐れました。遺伝子組み替え作物自身の安全性も保障されていないため、EUはことごとくノーと言っている。今ちょっとデンマークが崩れてきてるのかな。

アメリカのサイモント社というところでは、徹底的に遺伝子組み替えの種を売っています。その前に、サイモント社はすでに種はF1と言って毎年買わなければいけないということで世界の市場に入っているんです。

遺伝子組み替えの作物として、トウモロコシ・大豆・綿・菜種の4つがあります。綿について言うと、最大生産国のアメリカはほとんど遺伝子組み替えのもので、2番目の中国も50%が遺伝子組み替えのものを使用し、サイモント社が入ってしまってます。

サイモント社は次にインドに目をつけています。大豆はアメリカでは遺伝子組み替え。菜種はカナダが最大作物地域です。「キャノーラ」という名前聞いたことあると思うんですが、あれは使わないでください。300万ヘクタール、日本の農地の全部にあたるような土地に菜種を作付けしてあって、その半分が遺伝子組み替えです。今はまだ、日本の菜種は遺伝子非組換えの菜種を使っていますが、輸入によって遺伝子組み替えの食用油が知らない間に学校給食に入ってきている。それじゃあ地域で搾ったものを学校給食で食べてもらおう、と私たちは考えました。

しかし、ここでまたネックが出てきました。学校給食に入っている「キャノーラ」

は安いんです。地場産のものは高い。でも、どれくらい高いのか。滋賀県の50市町村の教育委員会を通して、例えば新旭町の学校給食には1ヶ月どれくらいの油を使っている、いくらかかっているのか。地場産を作っている人たちが出荷した額でいうと、いくら予算を上乗せしたらいいか。せいぜい20万から30万の差の違いです。新旭の町長だけは地域産でやろうと言っていて、今それを行っています。そういうことで次世代に責任を持ちたいと行動してきました。

ドイツの元気な農村づくりを見る

ドイツがどうなってるかということがとても気になっています。ドイツへ行く度に政策が進んでいることがわかります。今年の春に行ったらまた進んでいました。

今回の訪独には2つの目的があったんです。ドイツの農業は日本よりずっと頑張ってますが、それでも農業人口が減っています。そこで、ドイツ全土で「わが村いきいきコンクール」というのをやっています。1つの村でもいいし、幾つかの連合した地域でもいいということで、全国で大変厳しい審査を経て、18の村と地域が選ばれました。有機農業であるとか畜産だとか、色々と組み合わせながら、3年間EUとドイツ連邦政府が応援してくれる。何と1年で日本円で1億数十万円を3年間くらい続けています。相当な額を入れながら、その地域を活性化していく。その「わが村いきいきコンクール」の村に行きたいというのが1つの目的でした。

もう1つは、非常に小さい村だけれど、ある村は化石燃料と原発燃料を一切使わないということを聞いたのです。100%バイオ

エネルギーでやっていますという村があることを、今年の3月にドイツから呼んだ人に聞きました。じゃあ行って見てこようと思ったわけです。行って見てきましたら、さらにびっくりしてしまって、これは絶対に追いつけないなあと思ってしまいました。人口1400人ぐらいのムロイハーグという小さな村なんです。

ちなみにドイツは市町村合併なんて絶対に言いません。ヨーロッパはそうですね。フランスもコンミーンが3万ぐらいありますが、1つ1つが自立して個性をもったコミュニティを持っている。日本では何処と何処がくつつくかという、おかしな話ばかりしています。滋賀県も大騒ぎです。

この旅にぜひ一緒に行きたいと言った人がいました。秋田県知事の奥さんです。彼女は大潟村とか色んなところでNPOをやっている、一緒に行ってきました。彼女は必ず3つの質問をしたんですね。「村長さんの報酬はいくらですか？」たぶん自分の亭主は知事ですから、首長がいくら位貰っているのかを訊こうと思ったんでしょう。それから、「議員は何人いますか？ その報酬はいくらですか。職員は何人いますか？」なかなか面白い質問でした。

村の村長さんはことごとくボランティアです。それから議員も全員ボランティアでした。その代わり議会は夜開かれる。昼間は皆、別の仕事をしている。議員も村長さんもなんと給料なしでされています。それから職員の数も5. 何人とか6. 何人とか言うんで、ええ?! と思ったら、いくつもの村を一緒になって職員が運営してる。例えばこの村分は3.0人ですとかいう答えが返ってきました。

そのうちの村の1つなんです、この村

長さんは普通の店で売っている菜種油を直接自分のペンツに入れてあります。油からグリセリンを引いて、さらさらにしないでもそのまま使えるように、なんとこの村の何人かは車のエンジンを改良しちゃったんですね。そしてその村長さんの家には、ちゃんと菜種油を絞ったタンクが置かれていて、給油できるようになっているんです。村の何人かもちゃんとそうしていました。

私がそんなのウソだって言ったら、村長さんが見せてくれたんです。そのときに、これは絶対追いつかないと思いました。このエネルギーはバイオエネルギーですね。まだ私たちの国では、バイオマスを使うという発想がようやく出てきたところです。この村の村長さんも無報酬です。

ドイツで初めての「バイオエネルギー村」は、人口800人の小さな村です。カッセル大学の農業専門家の教授や、水や土壌の専門家がこの村に入りながら、バイオエネルギーだけに100%転換する村にするという議論を2年間してきたそうです。他の村も色々当たったけれど、この村が一番熱心だったということで、ドイツ初のバイオエネルギー村が誕生しました。この国はやっぱり議論をする国だなあと思いました。勝手に村長さんが決めてしまうのではなくて、みんなで議論して議論して議論して決める。

この村のホールに松の木をくりぬいてボールが立っています。少しお金がかかって化石燃料、原発燃料からバイオマスエネルギーに転換することに賛成しますという方々が、三角版のプレートに家族の名前を入れて書いているんです。私が行った5月31日には村の70%が賛成者になっていました。いよいよ70%まで来たので、じゃあ何処に作るかということが話合われます。用

地を見せてもらいました。畜産糞尿と木質で何とか出来るという広大な敷地がありまして、ここにこの村のエネルギー工場が建てられることになりました。

エネルギー工場の材料は、村から出てくる畜産糞尿であったり、木材の木っ端であったり、生ゴミであったり。つまり、村のゴミを活用するのです。バイオマス系のはすべてやるというところまで来ています。来年になるといよいよ設置ですが、そういうところまで私たちのプロジェクトがいけるかどうかはわかりません。それに、この村は畜産糞尿や生ゴミだけじゃ足りないで、農地でエネルギー作物を作っています。私も農地を荒らさないでエネルギー作物を作ろうよと言ってるんですが……。

ライ麦も利用しています。食べるライ麦もありますが、食べずに収穫して、そのままサイロに入れて、その後は発電にかけます。皆さんはもしかしたらマンモスプラントを見たことあるかもしれませんね。こういう風に発酵させて、プラントに入れて電気と熱を起こして地域で使う。そして、発酵が終わったライ麦はぎゅーと搾ると、液体の肥料ができるので、これをまた農地で使う。そうすれば化学肥料を使わなくて済むというような、実に見事な按配で回る循環系のしくみが出来上がっている。

なお、さっきの「わが村いきいき」との関連でいうと、地域の特産品もきっちり育てていこうという話にもなっています。立派なブタがいました。これにも感動しましたが、ドイツに行くと「シュニッツェル」という日本のトンカツみたいな料理があるんです。村の人々が、最近どうもシュニッツェルが不味くなったなあと言うんです。ブタが駄目になっている。昔、この地域は

すごくいいブタを育てていたの、もう一回そのブタ作りをやってみようということで始めたのがこのブタです。

親ブタが280キログラム。本当に大きなブタです。そして子豚がこのときには15匹産まれています、年間に3回子供を産めば45匹でしょ。そして、このブタが大変よろしいということで、ついにドイツのブタのトップ賞を取るんですね。トップ賞をとると有名になって、大勢が買いにくる。さらにはオーストリアとか海外でも表彰を受けて、もっと立派で有名なブタになっていくのです。

この地域の人たちは、こうやって食べるものを作ることで元気です。日本の農業って、何であるように元気になる構造にならないかなあって思うんです。先ほどの菜種の話に戻るんですが、仕組みが全然違うんです。

「ディーゼル・ノー」日本と 「ディーゼル・イエス」欧州

ドイツではもうすでにバイオディーゼルがあって、菜種油の入ってるタンクローリーが幾つもある。日本では化石燃料がどこでも売られていますが、ドイツでは中に入ってるものが違う。菜種油で作った燃料が入っています。行き着く先はガソリンスタンドです。ガソリンスタンドへ本当に行きたくて行きたくて、あちこち探しました。

というのも、ドイツからいろいろと情報を集めている中で、ガソリンスタンドで化石燃料と菜種油が一緒に売られているという情報を得ていたからです。菜種は農地で生産されますから、ドイツの農地はエネルギー供給源なのです。「アグリカルチャー

イズ エナジー サプライヤー」と書いてあるリーフレットがあったりしました。98年に目的のガソリンスタンドに行き当たりましたが、すごく嬉しい日でした。

普通のガソリンスタンドに見えますが、一方に化石燃料のディーゼルが入っていて、他方にはバイオディーゼルの菜種油が入ってます。ドイツのタクシーにはほとんどディーゼルのベンツです。ちなみにEUはドイツだけでなく、どんどんディーゼル車に移行しているのに、日本は変なことにディーゼル車が貶められています。私自身はバイオディーゼルつまり植物のディーゼルなんで、「ディーゼル・イエス」なんです。石原都知事は「ディーゼル・ノー」なので、あの知事と闘うのはかなり大変ですが、頑張らなきゃと思います。

「ディーゼル・イエス」の運動をなぜやるのか。ディーゼルを発明したルドルフ・ディーゼルが初めて世界にお披露目したのがパリ万博のときなんです。パリ万博のときディーゼルエンジンの入った車を何で走らせたかという、化石燃料じゃないんです。ピーナツ油で走らせているんです。この人すごい人だなと思いました。化石燃料もいつかはなくなる、ということで、デモンストレーションのときにピーナツ油で走らせている。だから私はディーゼルに惚れているんです。ガソリン車は絶対に化石燃料でないと走りません。いっぽうディーゼルは私たちがやっているようにてんぷら油でも走る。ドイツがやっているように菜種油でも走る。イタリアがやっているようにひまわり油でも走る。ディーゼルがやったようにピーナツ油でも走る。ならば未来の車はディーゼルじゃないのと思っているんですが、日本はガソリン車です。

コラム的に言いますと、石原都知事が「ディーゼル・ノー」と言ったときに、ちょうど環境省の審議会で環境基本計画の見直しの議論をしていたところで、私はこれは言うておかないと大変だと思ったので、「ディーゼル・イエス」ということで2つの質問をしました。

EU諸国の中で東京都の石原都知事のように「ディーゼル・ノー」を言っている国があったら教えてください。それから、EUで使われている軽油と日本で使われている軽油を、中に含まれている窒素分の濃度が同じかどうかを教えてください。知ってて意地悪で聞いているんです。

もちろんEU諸国で「ディーゼル・ノー」と言っている国はありません。どんどんディーゼルに変わっていて、50%を超えています。今日の新聞に、日本ではついにディーゼル車が50%を割ったという記事が出ていますが、ヨーロッパでいくとディーゼルが50%を超えました、というポジティブな表現になっていました。

それにもう1つは硫黄分です。今走っている日本のディーゼル車は500PPM、ヨーロッパは50PPM。そこからして違います。ならばまず日本がヨーロッパのように50PPMにしないといけないという話をしたんですが、後から聞くとところによると水質保全局長のところに業界から相当の圧力がかったみたいで、それで東京とか政令指定都市に限定して、50PPMにしよう動き出したんですが、何の事はない、世の中がそういう流れになっていて、来年のうちには全部が50PPMになります。もうすでに販売しているところもあります。聞いてみてください。でも、聞いてもわからないかもしれないな。ガソリンスタンドの店員さんにこ

れは500PPMですか50PPMですかとか聞いても「はあ？」となっちゃいそうですね。

さらに日本は世界のトップランナーになっています。3年後の平成19年、2007年には、硫黄分10PPMのも実験的に出されます。ちゃんと決意したらできるんですよ。今のままのPPMで車が走られて、渋滞されるんだったら石原知事の言うこともまだわかるんだけれど、そのことでディーゼルを全部墓の中に入れるようなことをするのはやめて欲しい、と言いました。私は徹底的にバイオディーゼルでいこうと思ってます。

小さな村に行ったときにも、バイオディーゼルと書いてあるのがあって、仕組みがとてもしっかりしています。シュレーダー政権になってから、なぜこういうのがどんどん広まったかと言うと、価格にもちゃんと反映しているからなんです。闘ってはいけるけれど、日本では駄目なんですね。みなさんも応援してください。

1番安いのがバイオディーゼル。なぜなら化石燃料ではないので、ドイツでは税金かからないんです。非課税です。化石燃料だと課税されるんです。高い。町の人は安いから買っているかもしれない。安いものが動くという制度が出来るかどうか。日本ではまだ私たちのやっている菜の花プロジェクトは大きくないので、そんなに流通しているわけではない。でも、私は出来るだけ早くバイオディーゼルをドイツのように非課税にして欲しいと、ここ何年かずっと言っていますがまだ駄目です。

今、環境省のなかで地球温暖化防止税という発想が出ていて、ここは先進国の中の落第生です。90年比で京都會議で約束した6%削減どころか、どんどん増えてしまっていて、今では15%近くやらなきゃいけな

い。ドイツは15%どころか数年後には30%40%の削減計画まで出ているのに、日本は90年比の京都会議の6%さえも守れない。環境省は地球温暖化防止税というのをにおいて、それをみんなの暮らしの中のCO₂の発生源に課税させようという案を議論しているんです。反対されていますね。日本経団連とかが大反対しています。経済界もそんなこと言ってないで、地球全体がやられていく中で一緒にやっっていこうという気になってほしいんですが、駄目ですね。世論を盛りあげてください。

日本での取り組み

人の振りばかり感心してはいけないので日本での取り組みについてお話しします。日本では愛東町をベースにやってきました。愛東町では今年も8ヘクタールに種を蒔きましたので、ぜひ来年の春に来てください。マーガレットステーションというところで、「菜の花ジェラート」も売っているので、ぜひ買ってあげてください。菜の花の特産品も買ってあげてください。きっとこの「菜の花プロジェクト」が元気になります。子供たちもたくさん来ます。

2年前から滋賀県の農場試験場を含めてバイオディーゼルをトラクターに使うということが始まりました。本当はドイツのようにスタンドが欲しいんですが、試験場はまだ買えないので、私たちがドラム缶で運んでトラクターやコンバインに入れます。しろかけと稲刈をするときに出力がどうか、馬力がどうかがとても心配でした。パワーは変わらないと言われて、ああよかったと思いました。今もまだ使っています。エンジンはそのままです。給油管だけ1部換え

ています。値段にすれば、たかだか800円から1000円ぐらいで出来ます。

それからバスです。愛東町には循環バスが走っていて、新旭町でも通園バスが走っています。また環境ビジネスをやるというときのシャトルバスですが、何年か前からこれにもてんぷら油の燃料を入れるようになりました。「ここは廃食油燃料を使っています」と窓のところに説明をつけています。はじめは何の説明もなく皆さんご存知ではなかったの、つけることにしました。

それから、県内のガソリンスタンドが1ヶ所、うちの組合員のやっているガソリンスタンドなのですが、プラントを入れました。滋賀県では豊郷町と言うところにあります。豊郷町は例の小学校で大変有名になったところですよ。

この豊郷町にあるガソリンスタンドの若い経営者が、随分以前に私のところに来て、全国のガソリンスタンドでバイオディーゼルを置いているところはありますか、と聞きました。僕は何しろ日本で一番になりたいということでも来たんです、と言うのです。

実は、長野県の吉田興産というところが、ハワイから購入したプラントを得て、この人は大変な実業家で長野県のケンタッキーフライドチキンとか色んなものを一手に経営してる方なんです、自分たちの中でやっているとこの話以外に普通のガソリンスタンドで私たちがみたいに油を回収してやるところはないよと言ってずっと励ましてきました。ついに今年の春にバイオディーゼルを置いていますという宣伝をして、地域から来た人に使ってもらっているんです。介護する人を乗せる福祉車両に使うなど色んなことに使っています。

この町の廃食油はゴミになっていました。

町の人が回収するというふうになっていませんでした。そして、「いつも開いていて、誰かがいる。例えばガソリンスタンドにアルミとかスチールとかビンとか牛乳パック、廃食油などさまざまな資源系のものを回収するステーションを置くとガソリンスタンドがエコロジーステーションになる。僕はそれやります」と彼は口癖のように言っています。

廃食油の回収って大変よと言ったんですが、いつも汚れ物を扱っているから油回収なんて全然苦になりませんと言って、町に回収に入っていきます。灯油を届けたついでに近所に廃食油ありますか、固めて捨てないでくださいと言って集め始めました。豊郷町は彼の発案で回収システムが回り始めたんです。

なかなか出来ることじゃないと思うんです。こういう一連の動きで彼は色んな賞を貰いました。様々な省庁から受賞されていますが、それだけのことはあるなと思います。

ガソリンスタンドに来た車にただ給油するというのをはるかに超えて、町の人たちとどういふ地域を作っていくか、地域経営をどうやっていくかという話し合いにもなっています。潰れかかっている酒蔵を綺麗にして今度はみんなが集まってコンサートが出来るような会場にしよう、とかいうまちづくりまで広がっていくという好循環になっています。資源も循環するし、人間関係も循環する。そういうことで今、豊郷町は彼の動きのおかげで大変面白くなってきました。そんな風にして、私は何とか琵琶湖の負荷を下げるのと同時に、このプロジェクトを進める中でもう一度みんなに目を向けてもらおうと思ったのです。

難しい議論をするよりも、たとえば自分

たちの町が綺麗になる、春になると菜の花が咲くという方がいい。自分たちに何ができるかということのをぜひ考えて欲しかったからです。

多様な「人財」が地域をつくる

皆さんのお手元に菜の花プロジェクトのチャートが届きましたので、このチャートとこちら側を見ていただいて、お話を終わろうと思います。

てんぷら油をゴミにしていた人が回収システムに参加するというだけで第一歩を踏み出すことになります。それから、自分のうちには農地がたくさんあるけれど、もう高齢化してしまっていて荒れていくばかりだから、ここに菜種を蒔いていいよという参加の仕方もある。農業をやっているけどどうも農業自体に元気がない。だから未来にかけてこれをやりますって言って、5ヘクタールの菜種を植えてやっている人もいます。また、そういうことはできないけれども、船の燃料に全部これを使うよという漁師さんも出てきました。

色々な参加の形があると思います。油粕を飼料にしたり、堆肥にしたりする中で地域の中にまわしていくということを考えていますが、学校給食の現場で言えば、これを変えるためにどうしたらいいのかと議論するというだけでも、参加することになる。じゃあ、この精製する機械を動かすのを自分の仕事としてやってあげるといったリタイアした人が参加する。そういう参加の仕方もある。

ともかくどこからでもいいから入ってみませんかと言っています。シナリオを作ったり、論理を作っていくのは限られたコーディネー

ターのすることで、実際には町の人たちはその過程のどこからか加わって、何らかの形で地域経営に参加しているのです。

そして何より大事なのが、ここを担っている行政の職員も町の人たちと一緒にやるということです。どこの地域に入っても、地域の住民がイニシアティブをとる。そしてそれを行政が徹底的にバックアップする、地域社会の実状は自治体が一番見えてるんだから、バックアップしてよといつも言っています。県は各市町村がどんなテーマを持って、今、何に悩んでいるのか、そこを応援してあげて欲しいと。国は全国都道府県がどう動いているのか、そこにどう税金を使うべきかを考える。

今は全く逆の状況です。国がどう言っているか、と県の職員に必ず聞かれます。町の職員は、県はどう言ってますかと聞いてきます。逆じゃありませんか。私たちが納めている税金をもっともっと有効に使うのが一番大事なんだと言うんですが、どう説明しても「上はどう言ってるのか」という話ばかりです。地域の中の地域を作るためには、私たち自身がイニシアティブを取らないといけないと思う。これはなかなか大変な作業です。限られた人数で出来るわけではない。

例えば、私自身もある地域に入ればお年よりの昔からの知恵を聞いたり、それからバ

イオディーゼルとなればディーゼルエンジンの専門家を私たちのブレーンとして置かないといけない。菜種の話になると、今度は種の話になりますので、タキイさんのような種の専門家も必要となる。

NPOは様々な専門的な人たちを自分たちの周辺にネットワークしておかないとイニシアティブを取れないということです。私は地域でリーダーになる人はどれだけ人財を持つことができるかが勝負だと思います。人財は出来るだけ様々な分野の人がいいということで、たぶん私がぱっと電話をかけられる人は数百人はいると思うんです。そういうことが大事だなあ、と思いながらこのプロジェクトをやっています。

幸いにえらく楽しそうにしている印象が強かったのか、全国に波紋を呼んでいます。プロジェクトの拠点はいま全国で60ヶ所あり、ひょっとすると来年は100ヶ所になるかもしれません。

例えば、「函館菜の花プロジェクト」とか「どこどこ菜の花プロジェクト」とかいう名前のものがずいぶん出てきています。それから、小学校レベルで学校をあげての菜の花プロジェクトを行うなど、色んな形が出てきてます。皆さんが地域政策を立てるときに、こんな循環型の地域づくりがあるんだということを頭のこの辺に留めておいてくれたらと思っています。

風車による町おこし

特定非営利活動法人 グリーンエネルギー青森 事務局長
三上 亨

三上 亨（みかみ とおる）

1979年弘前大学卒業。同年青森県労働金庫入庫、2002年10月同金庫を退職し、市民出資を集め、鱈ヶ沢町にあおり市民風力発電所を建設。1997年から2年間休職し青森公立大学大学院で経営経済学修士取得、専攻は経営学（組織論）。現在、特定非営利活動法人NPO推進青森会議常務理事、市民自然エネルギー（株）代表取締役、青森公立大学非常勤講師（NPO/NGO組織論）、あおもりコミュニティビジネスサポートセンター所長。共著2004『NPOの電子ネットワーク戦略』東大出版会。



ご紹介頂きました「グリーンエネルギー青森」の三上と申します。

「グリーンエネルギー青森」とは

まず「グリーンエネルギー青森」とは何かということからはじめることにします。この法人自体は2002年の2月に設立されましたからまだ新しい団体です。

2002年の2月に設立しまして、7月にNPO法人としての認証と登記を終えており、専従のスタッフは、4人でまかなっております。

会員数が88名で、我々「グリーンエネルギー青森」のミッション、目的は「循環型社会の実現」と「地域の自立」この二つであります。

みなさんは当然NPOというのは分かって

いらっしゃると思うので、詳しく説明することはないと思うんですが、「公益的な事業を行う中小企業のような組織」と言っています。実は、地域でいろいろこういう話をする場合、みなさんNPOというと、ボランティア集団というふうに思う方が非常に多いものですから、まあ、我々はきちんと事業をやる集団ですよということをわかってもらうために、こう説明をしております。

次に具体的な事業ですが、我々のミッションであります循環型社会の実現とか地域の自立を達成するために、1番目としては、自然エネルギーを利用した売電事業、これが市民風車事業の主な事業ということになります。

2番目としては、本来のNPOのほうの事業といえましょうか、1番目の収益事業以外の本来事業という意味合いで、自然エネ

ルギーや省エネルギーに関する広報・啓発活動をおこなっています。昨年度もおよそ年間10本ぐらいのセミナーだとか、フォーラムだとかを実行しております。

3番目として、調査・研究活動および政策・調査事業ということで、今年もいくつかの調査事業の助成金を頂いて、調査活動をしながら、地域の自立だとか、あるいは、市民風車事業が今後どういう展開をしていけばいいのかということ、行政との関わりも視野に入れて提案をしていきたいということで、まあこういう事業にも取り組んでおります。

4番目に、地域の活性化に関する事業ということで、鱈ヶ沢マッチングファンド事業や市民風車をきっかけにした都市部の人たちとの交流をおこなっていますが、これは後で別途ご説明します。

「市民風車わんず」—— 消費者から提供する側へ

青森市民風力発電所の概要ですが、まず事業目的としましては「市民参加による風車建設を通じ、自分たちのエネルギーは自分たちで選び、作り出すという仕組みを実現させる」このことが一つの大きな目的としてあります。

市民がエネルギーのことを考える場合ですね、エネルギーというのはどこでつくられて、どういうふうには供給されているかみたいな話というのは、なかなか具体的に意識できないんですね。

通常、家に住んでいれば、テレビもスイッチを入れれば映りますし、冷蔵庫も黙ってても冷やしてくれるということなんですけど、我々市民が、電力会社から一方的に電

気を買う立場だけでなく、この市民風車事業というのは、供給者側に立てるという意味があるんです。消費者ではなく供給者側です。

供給者側に立つということは、自分たちでエネルギーをつくるということなんで、発電方法を選べるわけですよ。我々の場合は、風力発電というエネルギーを自分たちで選んで、その上電力をつくってしまうわけですよ。そういう仕組みをつくるということで、市民風車事業を提案したわけですよ。もう一つの目的は、地域社会の活性化に貢献するということ。

この二つの目的が、ある意味で「グリーンエネルギー青森」のミッションと共通する事業目的なわけですが、そういうことをこの市民風車事業を通してやろうと考えているところです。

事業主体については、NPO法人「グリーンエネルギー青森」、それから発電所名が青森市民風車発電所で、愛称が「市民風車わんず」といいます。

「わんず」というのは津軽弁です。青森県には津軽藩、南部藩という大きく分けて二つの地域があるんですが、津軽の方言で「わんず」という言葉がありまして、これは「わたしたちのもの」という意味です。

この愛称については公募をいたしました。この名前を付けて頂いたのは、20代の鱈ヶ沢町役場の職員の方でした。

約200点応募があったんですけど、多くは地元の小中学校の児童・生徒さんたちで、いっぱい応募をいただいて、大変よかったなと思っております。建設地は、鱈ヶ沢町の赤石町というところです。発電容量1500kwの風車1基ですが、ドイツのタック社というところの製品です。風力発電所と

というのは、今はドイツが世界最大の発電量を持っておりま

す。デンマークがいち早く風車の開発を進めまして、今世界的なメーカーでいうとデンマークの会社が世界の1番目、2番目、3番目を占めています。1500kwの風車発電機は、1時間に1500kwh発電する能力があるという意味でして、風が常に最大出力で発電できるだけ吹くとは限らない。設備の利用率という言い方をするんですが、1500kwhが24時間365日発電できるというわけではなくて、そのうち何%が利用可能かということで、1500kw×24時間×365日に28%を掛けると、おおむね370万kwhになるという計算です。

この370kwhを毎年発電しますと、家庭の1世帯あたり年間で3240whくらいを消費することになりますので、1100世帯分くらいの電気をこの風力発電機でまかなうことができるということになります。

総事業費は約3億8千万円。資料には3億9千万円で書いてあるんですが、業者さんのほうと最後値引きの交渉をいたしまして、最終的に3億8千万円という数字になっております。

場所は鱒ヶ沢町の南側、世界遺産に登録をされた白神山地のある位置です。その麓にある町ということになります。

建設地は「新設バイパス道路」が去年の10月に開通したんですが、そのバイパスに隣接している場所なんです。ですから非常に交通量が多いです。

車を停めて見学をしたり、写真を撮ったりする方がすごく多くて、そういう意味では我々の運動を宣伝するためには好位置にある。

そういう場所に風車が建っていますから、

関心も高められるし、憩いの場所にしていくと観光の名所にもなるし、非常にいい場所に建てられたなと思っています。

市民風車と企業風車のちがい

企業風車と市民風車の違いですが、なぜ「市民風車」というかといいますと、NPO法人が中心となって、多くの市民から1人10万円の出資金を募り、風力発電所を建てるからです。これは当然、趣旨に賛同してお金を出してもらい、そしてそのお金を使って、まず風車を建てて、そこで発電した電気は電力会社に売るんですけども、その利益は当然出資者に分配をするという仕組みになっています。2003年2月28日に営業運転を開始したんですが、この「市民風車わんず」は全国2番目の風車です。1番目、全国初の風車というのは、北海道の浜頓別町といいまして、稚内の南側、南東のオホーツク海側に面している浜頓別町という町に出力1000kwの「はま風ちゃん」という名前の風車が建ったんですが、それが全国で初めてでして、北海道グリーンファンドが建てた風車です。

もう少し企業風車と市民風車の違いをいいますと、通常企業は風車に投資をします。風車を建てるために投資をします。多くは銀行からの借り入れで投資をする場合がほとんどです。

借り入れで風車を建て、それを東北電力に売電をし、その売電収入の中から借り入れた資金を返していくんですが、その中で利益を生み出すということになります。風車というのは、風という資源を使うんですが、燃料代がタダなんですね。

そういうことで、青森県とか北海道とかは

非常に風車が多いわけですが、企業が風車を建てた場合、地元にとどのくらいお金が落ちるかという、あまり落ちないんですね。

というのは、別に風はタダの資源ですから、地域には風の代金を払うということはない。企業が地元で落とすお金というのは、まず工事費がありますが、この工事費が地元企業には落ちない。といいますのは、例えば我々の風車が3億8千万仮にかかったとして、一括請負契約というやり方をするんですが、元請業者さんがあって、我々は例えば「この業者さんを使ってください」となかなか言いづらい雰囲気なんです。おまけに地元の業者さんというの、実は、その元請の下、孫請みたいなかたちになりまして、お金が落ちません。ですから、我々がもしもバラ発注というか、全部分けて発注できるくらい力があればいいんですけども、そこまでのノウハウとか能力がないものですから、当然、一括請負契約、これは別に我々だけでなく、風車の業界というものは、ほとんど企業風車であってもそういうやり方をするんですが、そういう地元の業者にお金が落ちづらいような請負形式になっております。

それから、お金が落ちるのは固定資産税です。これは地元で落ちます。固定資産税はたしかに地元に入るんですが、しかし、利益がいっぱい上がったからといって、地元の自治体とかにですね、税金が入るといような仕組みになりづらい事業になっております。

企業風車と市民風車の決定的なちがいはどこにあるかと考えますと、市民がNPOに対して風車の建設のために出資という形でお金を出すと、これはある意味で参加とか貢献ということになり、これはあなた

の風車ですよということをいえるわけですね。「あなたは風車のオーナーです。マイ風車です」ということを。

後でもちょっと触れますけど、風車に出資した人のお名前を書きます。やっぱり自分の名前が書かれると、皆さん風車を見なくなるんです、どうしてもね。2003年7月に、我々は、名前を書いた後、お披露目の会をやる予定になっていんですが、そのときにはたくさんのお資者の方が集まってくれるんじゃないかと思ってます。こういった参加、貢献とですね、そうした関係性を自分がオーナーであるという参画の気持ち、NPOと個人との間でうまくつくり出すことによって、人との交流だとか、地域の活性化だとか、まあ、そういうことを生み出していこうということを、この市民風車事業を通して考えているわけです。

市民出資の事業がなぜ可能か——

3つの理由

次に、どういう事業スキームなのかというお話を簡単にいたします。

我々、事業主体として発電した電気は、全量を東北電力に売電をします。

この辺の説明は後でもうちょっと詳しくします。それから、この事業の資金調達のために「NEDO」というところから…これは旧通産省の外郭団体なんですが、NEDOから補助金をもらいます。ここから半額出ます。

ところで、皆さんはNPOのことを十分勉強なさっているのだからわかると思いますが、NPOの組織が、例えば風車を建てるために直接お金を集めて配当するのは、当然、禁止されてます。配当はしてはいけませんと禁止されておりますので、我々が事業の

スキームをつくるときに、直接「グリーンエネルギー青森」が市民出資を募集するのではなくて、別途「市民自然エネルギー株式会社」という会社を立ち上げまして、この会社が市民出資の窓口になりました。我々は鱈ヶ沢町枠と県枠という二つの枠を市民自然エネルギー株式会社で募集をしまして、トータルで5月までに1億2千万円の出資金を集めたわけです。

現在は、また別の「自然エネルギー市民ファンド」、これは実は有限会社なんですけど、全国の枠ということで県外の方の出資を現在募集中です。

ですから、この市民自然エネルギー株式会社と自然エネルギー市民ファンドによって「NEDO」の補助金で足りない分をすべて調達すれば、全額市民出資で風車を建てたというふうにいえるわけです。

もちろん、足りない場合は、金融機関からの借り入れをすることで資金をまかなうということになっています。

さらに、環境保全とか地域づくりとか自然エネルギー、あるいは産業振興とか、こういうことに自発的に取り組む市民の人たちを支援していこうということで、町に「鱈ヶ沢マッチングファンド」というのを提案中であります。

我々のようなNPOが3億数千万もするような事業をやって大丈夫なのかっていう話をよくいわれるんですけども、我々の事業は、ある意味非常に安定していますということを繰り返し宣伝するんです。その根拠となっていることをご説明をします。一つは、先ほどからお話している「NEDO」からの補助金です。

このNEDOというのは「New Energy Development Organization」といまして、

新エネルギー産業技術総合開発機構、旧通産省の外郭団体です。

そこの「新エネルギー草の根支援事業」というものがありまして、建設費の半額補助が受けられます。我々の場合、1億8700万の補助金が受けられます。

この補助金にはどういう意味があるかということ、通常の企業がやる場合は事業者支援という名前で、国から補助を受けるんですが、それは建設費の3分の1です。

我々が事業をやる場合、2分の1補助で、その点が有利になります。次に、これが非常に大きいんですけども、東北電力が、我々が発電した電気を17年間固定価格で全量買い取ってくれます。

皆さん、事業をした場合のリスクを考えていただきたいんですが、つくった製品、サービスが売れるかどうかというのは事業としては非常に大きいですよ。ですから、我々がつくったものが全量買ってもらえる。さらに、固定価格で買ってもらえます。

つくったものが買ってもらえるのは分かっているけれども、その値段が上がり下がりすることになると非常にきついですよね。農産物なんかは、まあ豊作貧乏で、あまり獲れ過ぎると安くして収入にならないことがよくありますけど、我々の場合、17年間同じ価格で買ってもらえる。

それから、電気が必要でないとき、あまり買ってもらえないということもない訳ですよ。ですから、東北電力さんから買ってもらえるっていうのが我々の事業の安定性のある意味保証する仕組みになっております。

3番目として、建設地である鱈ヶ沢町が強風地帯であるということです。

我々は鱈ヶ沢町で、1年半ぐらいの間、風速計で直接測ったデータを持っていたん

ですが、そのデータをさらに日本気象協会に委託をしまして、だいたい300万くらいお金がかかるんですけど、風況精査というのをしました。

風車というのはタワーといいまして、柱の高さが65mありまして、その高さで発電するということになるので、その高さでいくら発電できるか補正をすることも必要ですし、それから過去10年間のアメダスのデータでもってどういう変動が予測されるのかということも含めて、風況精査というのをやるんですが、この気象協会の予測値がかなり高い予測で、設備利用率が40%くらい期待できるんでないかという予測だったんです。我々としては、極端に楽観的な計画をたててもだめなんで、設備利用率については28%で計画をしているということで、キャッシュフローをつくったりするんですけども、かなり余裕のあるキャッシュフローを事業計画としてはつくっている。

以上のように、この三つの仕組みが、我々NPOであっても事業を安定的に進められる大きな要因となっております。

東北電力の電力購入に関してもう少し話をしておきますと、供給期間というのは、先ほど話しましたように、17年間の契約をもうすでにしてあります。

17年間ならすと11円50銭ということなんですけど、ずっとこの単価で買ってもらうことも可能なんですけど、最初の4年間で14円、次の4年間で12円、次の4年間で10円、最後の5年間で9円という、こういう買い方もできます。これは段階的に値段が下がるんですけど、別に変動価格というわけではなくて、最初からこの期間この値段でということなんで、まあ固定価格ということになるんですけど、この値段で我々は契約をし

ました。

というのは、やはりこういう事業というのは、最初に一番お金がかかるので、なるべく早く回収をしようということです。

そのような段階式の単価で契約をしております。3、4、5月の3ヶ月間の発電量と売電額は60億万kwh、売電額で972万ということで、約1千万の収入があります。

市民出資の募集状況

次に、5月の末で締め切ったんですが、県内分の市民出資の募集の結果についてお話しします。

鱈ヶ沢町が135人で4000万円、青森県枠では353人の8000万円、トータルで1億2000万円お金が集まったわけなんです。青森県枠の限度額は8000万でしたが、それに対して8000万お金が集まったということで、最後のほうは申し込みできなかった人もいらっしゃいました。

ですから、青森県枠に申し込みなかった人は、今まだ全国枠のほうが募集していますので、一部、こちらのほうに申し込みし直したという方もいらっしゃいます。鱈ヶ沢町枠が限度額5000万に対して4000万だということで、目標にかなかったのかなと思う方もいらっしゃるかもしれませんが、青森県というのは人口が今147万ぐらいです。

県全体で150万弱です。鱈ヶ沢の人口は1万4000人弱です。ですから、県内の人口でも、まあ1%ないんですよ。135人というのは町民の1%です。

これは、私はすごい数字だと思うんですけども、1%の人が出資をするというのは、実は画期的な動きなわけなんです。

この鱈ヶ沢町の枠を何で5000万と極端に

多くしたかといいますと、最初はこの限度額をかなり低くして、例えば鱈ヶ沢の枠を2000万、青森県の枠を5000万にして、いっぱいになったら再募集をするような募集の仕方をしようと思ったんです。匿名組合収支というやり方で募集をしたんですけど、公認会計士さんに、そういう安易な再募集とかはダメだと、きちっと最初から枠を決めてやらないと、うまくないんだということをいわれました。この限度額を決めるときかなり悩んだんですが、鱈ヶ沢の町長さんたちから、申し込みたくても申し込めないような、そういう風にはしないでくれといわれまして、町の限度額を増やしてやったわけですが、その結果がこれですね。

約1億9000万を我々が市民出資でお金を集めますと、借り入れなしで、全額市民出資で建てた市民風車といえるということで、残り7000万を全国枠で集められれば、我々としてはハッピーだというか、まあ市民の力で本当に市民風車を建てたんだというふうにいえると思っています。

ちなみに、北海道は「はま風ちゃん」という風車を建てたとき、1億4000万を市民出資で集めたんです。北海道は実は補助金がなかったので、7000万くらい借り入れをしています。北海道に較べると、まあ少ないんですけども、北海道の人口だとか、北海道は実はグリーンファンドというのですが、生活クラブ生協がある意味母体としているような形になっていますが、それと比べれば、今回市民出資という形で集めた金額というのは、かなり衝撃があったのではないかなというふうに我々は評価しています。

秋田市の隣に天王町という町がありまして、そこにも同じ時期に1500kwの規模の風車が建ったんですが、こちらで市民出資募

集したのは6000万ちょっと集まったということで、青森のほうが倍近く集まっています。後、全国枠の概要ということで、自然エネルギー市民ファンドという団体がまとめているんですが、募集期間が9月16日までで契約期間は10年という風になっております。

先ほどお話しましたように、風車の本体に名前を書いていただくということで、出資していただいた方、それから会員の方も名前を風車に書くということになっております。ご本人の名義だけではなく、子供さんとかお孫さんの名義でという方もいらっしゃいます。4世帯9人で出資してくれた方がいますが、そういうふうにもみんなでやったりですね、自分はいいから子供の名前でとかですね、お孫さんの名前で契約する方もかなりいらっしゃいます。

後、結婚式のご祝儀としてという形でやっている方もいらっしゃいます。また、イベントとして7月20日に、現地で風車の記名のお披露目の誕生セレモニーをやります。我々がこの7月の20日に、一反歩、一反歩っていいますと1000m²くらいなんですけど、1000m²くらいの広さに、花苗1万苗を植えることにしました。非常にラッキーなことに、キンビールの子会社で、花をつくっている会社があるんですけど、そこが大量のキャンセルが出たみたいで、売らないでちゃんと植えるんだったらあげましょうという話になりまして、うまくそれが貰えることになって、1万苗の花を植えることにしたんですが、是非それを地元住民の方に呼びかけて、一緒に花植えをやって、セレモニーを祝いたいなと思っています。

最後に、ちょっと作業風景を紹介します。着工したのが11月25日です。あつという間

に風車はできます。我々の風車は、実は変電所まで自分たちで電柱を立てたり、電線を張って、変電所まで持ち込むんですね。

送電線につなぐ所まで何キロ分かは電柱を持ち込むんですけど、これを建てるのは1本あたり1万円で建てますので、電柱にも「グリーンエネルギー青森」ってちゃんと書いてます。東北電力さんの持ち物ではないんです。

市民運動から市民事業へ—— 反対・抵抗から提案・実践へ

次に「市民運動から市民事業へ」というテーマに移ります。実は、先ほどちょっとお話したように「グリーンエネルギー青森」というのは、まだできてから1年ちょっとしか経っていない。歴史の浅い組織なわけですが、突然このグリーンエネルギー青森ができたわけではなくて、その母体となっている組織があります。それは「21世紀のエネルギーを考える会」というものでした。2000年の2月か3月くらいに、エネルギーのことを考える機会を、市民の人たちが一緒につくっていくという趣旨で、「21世紀のエネルギーを考える会」が立ち上がります。

最初に、我々が考えたのは自然エネルギーのことについてずっと連続した講座を開いていこうということで、2000年の5月が最初の講座で、一番最初はWWFから講師にお呼びすることからはじめて、まあいろんな著名な方を含めてお呼びをしました。もちろん風力発電、あるいは新エネルギーということで燃料電池も勉強したりしました。

あと省エネ行動だとかです。まあいろいろ取り組みをした中に、先ほどお話をしました北海道グリーンファンド、市民風車

の第1号、全国初の市民風車を建てた北海道グリーンファンドの鈴木事務局長さんをお呼びする機会がありました。鈴木さんがもう少しで市民風車が建てられそうだという話をしまして、我々も非常に興味を持ったわけです。その後、数ヶ月が経って、ついに北海道グリーンファンドが事業化を決めたわけですね。実際建てられるということになりまして、彼らが風車を建設中であった2001年の6月くらいに、鈴木さんが青森に来て、我々に青森県内で風車を建てないかと、是非一緒にやりましょうという提案がありました。「よし、じゃあ本当にやるんだったらやろう」ということで準備を始めたわけです。

場所を鱒ヶ沢に絞り込んだのは、2001年11月くらいだったと思います。

2001年11月に、鱒ヶ沢に絞り込んで、その後も東北電力さんのほうにいろいろな申請をしていかなければならなかったんですが、その申請をする中で、さっきいった2002年の2月に、「グリーンエネルギー青森」を設立していくわけです。

「21世紀のエネルギーを考える会」というのは、名前からも分かるように、まあ勉強する会ですね。勉強する会なので、その会ではなくて、実践をする会にしようということで、この「グリーンエネルギー青森」という名前のNPO法人を新たに立ち上げていくわけです。

こうした運動が背景にあって、「反対運動を乗り越えることで持ち上がった市民運動の構築」ということにつながっていくわけで、そのことについて、少しお話をしたいと思います。

通常、市民がいろんなことをやるというときに、市民運動という言い方をしますよ

ね。今は市民運動団体というより市民活動団体という言い方が一般的になってきて、さらには市民事業という表現がなされます。

市民運動というのはやはりどちらかというと、1960年代とか70年代が盛んであって、代表的なのは反公害の運動とかというかたちで始まったんですね。そういった運動という面があって、政治的に言いますと、保守対革新みたいななかで運動が展開され、その後革新自治体がどんどん増え、やがてダメになっていきます。そこで80年代後半から90年代にかけて、どちらかというかなり自分の地域の足元から、何か実際やることをやっていこうという動きが強くなって、今でいう市民活動みたいな言い方がだんだん多くなってきたのかと思うんです。

特に、福祉の活動なんかしてる場合、市民運動というよりは市民活動というほうがしっくりとくると思うんです。市民運動といわれていた時代は、やはり反対とか抵抗とか言えますが、市民活動という表現がなされてきた最近では、提案とか実践というような意味合いがあるのではないかと思います。

私自身は、我々の事業は間違いなく市民事業だと思っていますが、市民事業というのは事業と運動をある意味統合させる、一致させるということが非常に重要なのではないかっていうふうに考えております。

例えば、先ほど我々のNPOという事業体は公益的な事業を行う中小企業のような組織といいましたが、私は脱サラをしたわけですが、現実には中小企業というか、零細企業のオヤジと同じような立場にあるんですね。従業員を雇ってますから、お給料をちゃんと払わないとダメなんですけど、「君、今月は給料ないから、我慢したまえ」

とかですね、給料が遅れても「そりゃあ無理だから仕方がないんだよ」とはいえないわけですね。

そういう意味では、まあ何といたしましうか、思想のある中小企業のオヤジといたしましうか、そんな感じですね。中小企業のオヤジさんたちもですね、素晴らしい精神性といたしましうか、そういうものをお持ちの方っていらしゃるんですよね。ですから、私は今の言い方でいうと、やっぱりそういう市民運動と市民事業を統合したような、そういったことができれば面白いのではないかと考えています。

わたしは皆さんより古い人間なので、よく思想という言葉を使ったりするんですけども、思想をもった市民事業を実践したいとか、そういうことを思ったりします。

ですから、そういう意味では運動、活動、事業といったときに、なんとというか発展段階があると思うんですね。それぞれが別のバラバラなものだというふうに思うのではなくて、それを統合するというふうにお考えになるというのが、非常にいいのではないかなと私は思っております。

組織と個人を統合した

マネジメント戦略を

次に、「グリーンエネルギー青森」のミッションマネジメントであります。最初に結論めいたこととお話します。私は大学院のときにちょっと組織論みたいなことを勉強していました。組織と個人というのは、ある意味で対立をするという局面が多いんですが、私は組織と個人が共に発展をする、まあこういうマネジメントができれば、非常に楽しいなあというふうに思っております。

す。この二つのことを統合するということ、非常に重要だというふうに思ってまして、さっきいきました運動と事業を統合するというようなことも面白いと思うんです。

これからお話するのは、組織と個人が共に発展をするんだということを基本に考えて、私が今いるんな戦略っていいんでしょうか、どういうふうにすればこういうふうになるだろうと考えていることをお聞き頂きたいと思います。

この組織と個人が共に発展するマネジメントが可能になれば、結論としては、社会を変えたり、閉塞感を打破したり、あるいは希望をつくったりそういうことができるのではないかと考えているわけです。

今日はNPOの方々が多いですから、ミッションという言葉に慣れてますよね。ミッションを知らない人いますか？ いないですよ。わりとNPOの業界の人たちはミッションという言葉をよく使うんですけども、その組織の最上位の目的という感じでイメージしていただければいいと思うんです。このミッションというのは、日本語でいうと「理念」だとか、「社会的使命」とかいう言い方をしたりします。

それから「ビジョン」だとか、あるいは「バリュー」つまり価値みたいなものも含まれているものです。我々の場合は「循環型社会の実現」とか「地域の自立」がミッションですという言い方をしています。ミッションというものの表現の仕方はいろいろあるんで、そこの組織の中心になる人が、我々のミッションはこうだというふうに、それぞれが決めればいわけです。

一般の社会の場合だと、例えば、三上家の繁栄のために事業をおこなうというミッションをたてる企業もあるかもしれません。

それは、その企業なり組織が決めればいいわけなので、決して他の人が否定することはないと思うんですが、でもミッションが周りに受け入れられないと、その組織は周りからあんまり相手にされないということになると思います。

我々「グリーンエネルギー青森」のミッションというのは先ほどいった「循環型社会の実現」と「地域の自立」なんですけれども、それを達成するために戦略というのが必要になります。戦略というのは手段です。ミッションを達成させるための手段なんです。戦略を決めるためにはゴールというものを設定する必要があります。

「目標」という言い方でもいいですけど、通常このゴールというのは、中期的な目標というような意味合いでたてるとして下さい。普通の会社で、3ヵ年中期計画とかをたてたりするのは、これに当たるものです。そういう中期的なゴール、目標をたてて、この目標を達成するために年度の計画をたてたりします。

NPOの世界でいうと、この辺が毎年の事業計画にあたるやつで、これを何年かやって、こういうゴールを達成しようとかたちになります。そういう順番になるわけです。

例えば、我々のグリーンエネルギーの場合は、実際数字が大きかったんですけども、私が「我々のミッションは循環型社会の実現と地域の自立だ」というふうに言ったら、別の方が「いや、三上さん話違うんでないの。うちの新しくつくるNPOというのは、鱒ヶ沢に風車を建てるのが目的だったんじゃないの」といわれた。名前も「鱒ヶ沢に市民風車を建てる会」という名称で、最初に計画を作ってくれた人がいて、「それが目

的なんだろう」と「あなたの話はおかしい」というんで大激論になったことがあるんですね。

これがすごい重要なことなんです。どういう目的をたてるかというのは、組織にとってすごく重要なんです。そこで行き違いがあると、合意形成がうまくいかなくて、もめごとが起きます。つくるときは是非このことに注意しましょう。

市民風車を建てるのはすごいことなんです、すごいことっていうか、かなり大変なんです。でも、我々の目的っていうか、ミッションはそういうことではないわけです。

風車を建てるのが目的であれば、うちの場合建ててしまったら、もうその会はなくなってもいいわけですよ。組織というのは、皆さん、つくるとすごく長く存続すると思いがちなんですけど、昔、『会社の寿命』という本がはやったりしたんですけど、会社の寿命は25年くらいとかですね、そんな話があったんです。実は組織というのは、そんなに永久的に存続するものではなくて、とにかく目的を達成したらなくなってもいいものなんです。

なくなってもいいもの、そう思ったほうがいいと思います。我々の場合も、こういうふうに「鱒ヶ沢に市民風車を建てる会」という名前をつけてしまうと、そこでもう止めてもいいっていうことになるんです。けれども、じつは我々の目標というかミッションは違って、循環型社会をつくるとか、地域を自立させるとか、そういうことを最終的な目標にしているということだと理解してください。

では、我々のゴールは何なのかと。それは市民参加型、パートナーシップ型をキーワードとした、新しい社会的価値を生み出

す先進モデルをつくることをゴールと考えております。

地域が元気になるための モデルづくりを

これは、私もちょっといろいろ考えながらレジュメをつくったもので、まだ理事会の中で確認されてないんですけど、私的な思いとしては、こうなるということになります。

我々は、正直なところ別に儲けたくて、今の事業をやっているわけではなくて、社会を変えたいとか、社会に希望をつくっていききたいみたいな思いが強くなりまして、ほんとにこの鱒ヶ沢モデルとか青森モデルというものを、ビジネスモデルとして、あるいは地域振興モデルとして、さらに投資モデルということで考えてるんですね。

そういったいろんなかたちのモデルといわれるようなものをつくることによって、地域や日本全体の閉塞感に風穴をあけて、地域社会を元気にしたいというふうに思っています。どんどん、我々のやり方を応用していただいて、全国にいろんな形の、そういう元気の出るモデルができていけば、我々としてもうれしいし、たのしいなあと思います。具体的な話を二つします。

一つは、「グリーンエネルギー青森」が町に提案している「鱒ヶ沢マッチングファンド」です。市民出資した人が約500名いるんですけど、来年の春に、その人たちに配当が出ます。鱒ヶ沢の人で3%なので3000円、青森枠の人は2000円の配当が出るんですね。そのうちの一部とか全部を寄付してくださいというふうにするんです。寄付が50万集まるという話になっています。

出資者の人が配当から寄付する金額が50

万。これは別に30万でもいいんですけども、「鱈ヶ沢マッチングファンド」のマッチングというのは同額拠出するっていう意味です。

同じ金額拠出するという意味で、もしも寄付が50万集まったら、「グリーンエネルギー青森」が売電収入から同じ金額を寄付しましょうということで、ここで100万円集まりますよね。これは市民が出したお金ですと。この100万にくわえて、鱈ヶ沢町に自治体も100万円出して下さいと、これを提案しているわけです。そうすると200万円の原資ができます。

その200万の原資を使って、まちづくりであるとか、環境保全であるとか、自然エネルギーの普及だとか、産業振興だとか、そういう地域の課題を発見し解決する、そういう活動をしようという人に助成金として出しましょうと。できればきちんとプレゼンテーションとかやってもらって、まちづくり塾みたいなものにまでできると、すごく楽しいかなという提案をしているという意味です。

今、鱈ヶ沢町というのは非常に貧乏な町でありまして、今の町長さんの前の町長さんがですね、やたらと「ハコモノ」を造ってですね、財政が破綻寸前状態で、まともに予算も組めないというか、赤字予算を組んでるんですね。ですから、100万出すのは厳しいかなといっているんですけど、金額は別にして、なんとか出す方向で考えようということになってまして、これは多分何らかの形で実現するのではないかと考えてます。

もう一つは、住民参加型の具体的実践についてです。今、我々が具体的に町と話しているのは、来年度の省エネルギーづく

りを「グリーンエネルギー青森」に委託に出して下さいというお願いをしています。

省エネルギービジョンというのはどういうものかということ、住民の人たちが、町の計画として、住民の人も協力をしてもらって省エネ行動を具体的に進めていこうということなんです。こういうものは通常、コンサルが受託をしてやるケースが多いんですが、我々に委託されれば、住民参加でそういう効果がでるようなものをやりましょうということを提案しているわけです。

まったく貧乏な町ですから、自分たちが持ち出しをするような仕事だと、多分出しづらいんでしょうけど、いいことに、この省エネビジョンというのがNEDOが100%補助を出してくれる仕組みがあるんですね。ですから、町のほうの腹も痛まないし、是非そうして下さい、いい仕事をしましょう、という提案をしているわけです。

そうはいつでも、彼らが確実に出してくれるように、色んな仕掛けといいますか、役場の職員の方といい連携を出来るような色々な方法を考えています。

これはですね、例えばNPO「グリーンエネルギー青森」という組織の収入を考えた場合、非常に重要なんですね。

どうしても事業が一つしかなくて、それしか頼れないということになると、組織の経営的な側面からいうと、不安定なわけですね。ですから、売電収入以外にも一定の収入を得るということは必要でありまして、もしこの省エネビジョンを取ると、我々としては鱈ヶ沢以外の自治体からも受注できる可能性が出てきまして、非常に大きいんですね。

これ一本やると800万くらいなんです。これは「取らぬ狸の何とか」なんですけど、恐

らく800万の事業受託ができれば、半分くらいは管理費に回せるだろうと私は思ってまして、800万の事業費で400万管理費に回せるとかなりいいですね、人件費にもかなり回せる。我々にとっては、重要な事業というようなことになります。

共感、信頼にもとづく組織原理を求めて

次に、「市民風車わんず」が生み出した新たな社会的価値という点です。

今回のプロジェクトでは、鱈ヶ沢町枠と青森県枠は1億2000万も市民出資が集まったんです。

新しい社会的価値を生み出すことをめざしたNPOのプロジェクトは、それに関わる関係者が受取る満足を最大化させることが大切です。私はどっかにそういうことを書いたはずですが、NPOの事業というのは、やはり営利だけを目的としているのではないので、地域の人たち、様々な関係者の満足度を高める色んな協力をしてもらう必要があります。

NPOというのは、資源が乏しい組織でもあるわけですね。ですから、色んな協力者を作るという意味でも、こういった価値を我々はつくり出せるんだというアピールをして、周りにいる住民の人、自治体、企業、そういう様々な人から協力してもらうべきであるということを考えております。

先ほどお話をしました個人と組織が発展をするというのは、そういう所にあるんですが、通常ですね、皆さんがイメージする組織というのは、組織の中に、メンバーがいて、その構成員だけで組織されるのが組織だと思われるんですが、そうでない考え方もあります。

メンバーだけでいうと、例えば、グリーンエネルギーの会員だとか、出資者だとかもその中に入る気がするんですが、実は、その周りに鱈ヶ沢の住民ですとか、県民の人々とか、自治体だとかですね、それから業者さん、それからお付き合いのあるNPOとか、いろんな利害関係者の方がいらっしゃるんですね。例えば、NPOでいうと、「白神山地を守る会」、白神の保全をやっている団体なんかもあります。業者さんでいうと、風車の業者さんとかがありますね。

地元の生産者の方もここに入れてもいいかもしれません。こういうふうに、少し幅を広げた形で、組織の構成員だという考え方もあります。

そういう形で考えた組織と個人の関係というのがあります。組織と個人の間を表現する言葉に、大きく二つありまして、一つは、「組織の有効性」という考えです。その組織が今挙げている目的というのは、社会の環境に合致して有効かどうかという考え方でですね。

例えば、さっきいったように、我々の組織がですね、鱈ヶ沢に市民風車をつくる会といった時に、それを作ることを目的にしてしまっただけで出来てしまうと、その目的があまり有効でなくなる。

組織というのは環境変化に対応して、目的をある意味では変えていく必要があるんですね。特に社会が劇的に変化する場合は重要です。

その目的が社会環境に合致しているか否かというのを、有効性といいます。

NPOの方でよくミッションが大切だといっているのは、例えば、社会が大きく変化して、もうそういうのは要らないということも考えられるでしょうし、それから競争

相手がいてですね、自分達がやろうということが全然勝ち目がなくて、ミッションを掲げても仕様がなくてですね、そういう有効性が一つあります。

それから、もう一つ重要なのは、組織の能率という言い方するんですが、まあカッコして能率（性）と書いてもいいんですけども、これは組織と個人の関係に焦点を当てている話です。

皆さん、自分のことを想像していただきたいんですけど、例えばある組織にですね、あなたが所属する場合に組織と個人の関係は大きく二つあると思うんですね。

例えば「グリーンエネルギー青森」に入会しましょうと。入会する場合に、一つ大きいのが、「グリーンエネルギー青森」のミッションに共感をしましたと、是非私も一緒に活動したいと。組織の設定しているミッションが非常にいいという場合、こういうケースが多々あります。

もちろん、個人の方がその事に共感するという意味合いもありますけども、この能率性という中身というのが、実はミッションだけでなく、色んな他の要因も含まれている。

誘因と貢献という言い方をしますが、こっちは満足度といい変えてもいいです。誘因は、組織が個人の方に提供するものです。組織が、個人の方に提供するもの。いっぽう貢献は、個人が組織に提供するものです。組織にたいする貢献。

組織に対する貢献というのは、NPOの場合、ボランティアで働く、組織に対する貢献ですよ。あるいは寄付をする。これも組織に対する貢献。

会社の場合だと、普通働くということで、寄付という場合はないですからね。

この関係というのは、別にNPOでなくても、企業でも、あるいは地域のPTAとか、町内会とか、色んな組織で当てはまるんですが、貢献と誘因を比べてですね、こういう状態、自分が組織に対して何かを貢献をする、提供をしているんだけど、誘因の方が大きいと、満足の方が大きいという場合は、組織から抜けません。組織から離れない。この団体、この組織はいい所だと。満足するといいますかね。

ところが、長期に誘因<貢献という状態が続くと、自分はこんなに組織に尽くしているのに組織は自分に何も与えてくれないと。「いったいどうなっているんだ」ということで、皆抜けちゃうんですね。「辞めた、もうあそこは付き合わない」と。

会員でいるのをやめます。もしくはこういう所にいる人たちは、こういう所には行かない、もう付き合いしない、となるわけですね。

それではこの誘引の中身は何か、ということなんです。

誘因の中身。何だと思いませんか、皆さん。誘因の中身とは何でしょう。

一番思い当たるのは、お金ですよ。普通、企業で働いている場合は、お金をもらう、それから色んなことを我慢して働く。この誘因というのは、ですからプラスの誘因と、マイナスの誘因があります。我慢しなくてはならないこともあるわけですから。

プラス、マイナスを考えて、自分が評価をしている貢献とですね、組織の評価している誘因の評価が数値で出てくるわけですよ。プラスだと組織に存続すると、マイナスだと、もう辞めるというふうなことになるわけですね。

ですから、例えば、私が労働金庫という

職場を辞めるということはですね。「いや〜、三上さん、何でやめるんだ」と。「700万以上給料貰っているのに、そのNPOで働いて本当に給料もらえるんですか」「それなのに何で辞めるんですか」といわれてました。しかし、こっちの方が楽しそうだなと思ったのが原因ですね。私の場合は辞めて仕事をしたほうが、楽しくなるだろうと思っていたわけなんです。

本当はこれはリスクがあるので、エイ！と言って、バン！とやらないと出来なかったと思います。私の場合はリスクを犯してでも、やってみたいなと思ったんですね。

ですから、私の場合でも分かるように、私は自分のお給料は自分で提案して決めているので、今、労金にいた時代の年収水準でいうと6割もないです。

実はもう少し高くしようと思っていたんです。事業が落ち着いたら、まあ7割くらいを提案しようかなと思っているんですけども、かなり少なくなりました。

でも、面白いんですよ。間違いなく、労金の時よりもこの誘因がいいですね。ですから、人によってもこれが違うわけです。

では、お金以外にどういうものがあるかという、皆さんがわかりやすい言葉で言いますと、例えばやりがい、共感、信頼、誇り、色んなものがあるんですね、実は。お金以外にも、非経済的価値があるんです。

こういうものを全部トータルして、合計でなんという単位でいったらよくわかんないんですが、自分で単位を決めるわけですよ。

これを全部足して、100点満点の80点とかですね、50点とか、30点とか、自分が貢献しているのも、自分なりに何となく決めているはずなんですけども、これを自分で決

めることが非常に重要なんですね。

誰かに決めてもらうわけではないんです。

日本というのは、知らない間に、誰かが決めてしまったりですね、あと、なんとなく社会が価値観みたいなのを決めてしまったりするケースが多くあるんですが、今は時代が変わってますから、全部自分で計算してしまっただ方がいいですね。

自分が計算して、自分がいいと思うのを信じることとか、自分が評価するというのをやった方がこれからの世の中良いのではないかと、というふうに私は思っております。

何がしたいかという、こういうものを提供するのには組織なんです。組織がこれを提供するわけですから、相手が貢献するよりも多くの誘因を提供できるようなマネジメントをしなくてはならない。

これが出来ると、最初お話をした組織と個人が共に発展をするというマネジメントというのが出来るはずだという仮説が成り立つわけです。

我々が先ほどいった、例えば、鯨ヶ沢マッチングファンドとかですね、それから住民参加型の具体的な実践というのは、ある意味でこういうことを考えてやっているわけですね。ですから、さっきいったような方法は、当然自治体の人にも呼びかけます。

住民の人たちも楽しいじゃないですか。我々が色々なことをうまく出来ると、協力してくれるNPOの人もでてくるし、業者さんだって我々が作り出す仕事もあるわけだし、当然、会員の人も、出資者の人も喜ぶだろうし、ある意味で皆がハッピーになれる。

企業の場合は、あまりにも価値や収益性とか、いわゆる経済性重視で、お金の尺度でですね、儲かったのは偉いとか、評価で

きるというやり方をやっているのです、そのせいで、なかなか皆が本当に満足しているかどうかというのも、想いというのを膨らませることが出来づらくなっているのではないかなと私は考えております。

ですから、私はこういったステークホルダー、関係者がですね、受取る満足というのを最大化させるというのが大きな目標なわけです。

さいごに——私たちの夢

最後に「市民風車事業ビジネスモデルが作り出す希望」という話をしましょう。今の私たちの夢は「自然エネルギー100%コミュニティ」なんです。これはサムソ島という所で進めている「自然エネルギー100%アイランド」に触発されて考えたものです。

この自然エネルギー100%アイランドというのがどういう意味かというと、その島のエネルギーを100%自然エネルギーで賄おうということです。

この島は、実際電気のエネルギーを100%風力発電で賄えるようになっているんですが、それだけではなくて、自動車の燃料もそういうふうにしていこうという取り組みをしまして、ここのゾウレンさんという中心的にやっている方が、青森に1回来られたことがあります。こういうふうに入ったことがあります。

「三上さん、青森県というのは世界でどの

位置にあると思いますか」と言い方をしまして、「青森というのは、中央から離れていて疎外感というのがありませんか」。

これは、通訳の問題があって難しいんですけど、そういうお話をされたことがあって、いやー、その通りだなと思ったりしてですね。そしたら彼は「サムソ島は世界の中心にあると思っている」という話をされたんですね。

彼は、今こういうふうには挑戦をしていて、色んな人が来るということがあって、誇りがもてるような仕事をしているということがあるんですけども、それだけでなくって、自分たちが住んでいるところだから、自分たちは世界の中心であると思いたいということも言っていたんですね。

やはり自分たちの住んでいるコミュニティに対して、肯定的に考えられる、あるいは、そういう実像をつくり上げていくということをやっていくということが如何に重要かということですね。

それから、ゾウレンさんがそう思えるように、私も自分で今いったような取り組みをしながら、地域の人たちが本当にそう思えるようにしたいと思ってまして、具体的に青森県の中でも、こういった自然エネルギー100%コミュニティですね、ある自治体単位とかですね、出来る可能性があると思いまして、是非、こういう取り組みをこれからしていきたいなと思っております。

NPOと自治体による先進的構造改革—地域社会のリーダーたちの実践とその結果— 第1号

発行日 平成16年（2004年）3月

編集・発行 龍谷大学大学院
NPO・地方行政研究コース
〒612-8577
京都市伏見区深草塚本町67
Tel. 075-642-1111

印刷 株式会社 田中プリント
〒600-8047
京都市下京区松原通麩屋町東入石不動之町677-2
Tel. 075-343-0006
